



330.59
N6856
T



00001116







工ト20-94

報年濟經本日

期半四三第 年一十和昭

(るよに料資のでま旬下月一十年一十)

輯六十二第

編社報新濟經洋東

東洋經濟新報社編

日本經濟年報 第二十六輯

—昭和十一年第三四半期—

東洋經濟新報社

~~330~~
24

330.59
N6856
T



1116

序

一、昭和七年以來ひたむきに上昇を辿つて來た日本經濟にも最近好ましからぬ問題が種々起つて來た。我々は
 こうゆう際に於ける本年報の使命を愈々痛感するものである。

一、本輯第一部に於ては税制改革案を問題に採り上げた。我々はこの部分に於て今次の税制改革の意義を明か
 にし、それと共に税制改革の影響、並びに税制改革を必然ならしめた日本經濟の行手を明かにすることに
 とめたが、これらの考察は、必然に赤字公債の消化難、軍事費の膨脹及び悪性インフレの問題に對しても暗
 示する處があるであらう。

一、第二部には「日本綿業の現状」を掲げた。最近綿業は頭打ちの感があり、これをやゝ全面的に分析する事
 は、丁度時機を得たものと考へたからである。綿業の現状を把握する事は綿業の將來の見透し、従つて又買
 易尻の將來に就て正確な結論を得られるの道でもある。

一、尙ほ第二部にこの問題を探り上げたのは上叙の理由からだけでない。我々是我社の記者が平素それぞれの
 専門につき研究を行つた處を、その研究と關聯を持つた時局の展開に際して發表して行く事は、本年報の内
 容を一層充實させると考へてゐる。従つて今後も機會があればこの種の分析を掲げて行きたいと思ふ。

一、第三部に於ては我社の調査になる百六十四社の事業成績調を載せる事とした。事業成績調は三菱合資調査
 のものが新聞紙上に轉載されるためヨリ知られてゐるが、年一回我社の「經濟年鑑」に發表されるこの調査
 はその調査項目に於てそれとは比較にならぬ程豊富な資料を提供してゐるのである。本輯に於ては日本經濟

序

一

の現状に即して最も重要と思はれる視角からこの資料を分析した。

一、第四部は本輯の発行日が遅れたために第三四半期と云ひながら、十一月下旬迄の資料に基づいて編輯された。(発行日の遅延は毎度の事で我々としても誠に心苦しいのだが御許しを願ひたい。)第四部に於て特に注意を促しておきたい事は第一節日本經濟概觀の部分である。こゝでは毎輯最近の景氣様相について綜合的判斷を下すのであるが、其の景氣觀測が正確な事は常に讀者の知る處であらう。本輯に於ては前數輯と幾分異つた判斷が下されてゐる事に特に注意を促しておきたい。なほ第四部に於ては、第七節の滿洲國の協和會を取扱つた部分は現下の政治情勢に鑑み特に注目すべき内容を持つものである。

一、卷末の愛讀者カードによつて本輯の批評と次輯の問題に對する希望とをお寄せ下さる事を深く期待する。

十二月二十四日

東洋經濟新報社

日本經濟年報第廿六輯 目次

第一部 稅制改革の意義と其諸影響

序

第一節 稅制改革案は如何なる時期に提出されたか

一、軍需景氣最新の段階

二、國際對立激化とフアシズム運動擡頭

第二節 稅制改革案の内容

一、稅制改革案の概要

二、増稅三億七千萬圓

三、直接稅と間接稅

四、地方稅減額の内容

五、地方財政調整交附金制度の擴大

目次

第三節 税制改革の影響……………三

- 一、増税の効果と悪性インフレ……………三
- 二、物價騰貴の問題……………六

第二部 日本綿業の現状……………三

序……………三

第一節 低生産費は如何にして實現されたか……………三

- 一、能率機械の採用と動力電化……………三
- 二、労働強度の増加と賃銀切下げ……………四
- 三、中小機業に於ける長時間労働……………五

第二節 綿布輸出躍進の實相……………五

- 一、年別觀察……………五
- 二、品種別觀察……………六
- 三、仕向地別觀察……………六

第三節 矛盾の展開と統制問題……………七

一、操短・増錘から、操短強化・増錘抑止へ……………七

二、中小機業の分解と大紡績の進出……………六

(A) 中小機業の分解と綿工聯の結成 (B) 大紡績と中小機業との軋轢

三、外壓の影響と貿易統制問題……………八

(A) 外壓の影響と綿輪聯の結成 (B) 貿易統制をめぐる大紡績、貿易商の軋轢

第三部 金輸再禁止後五年の我事業會社……………七

——廿四事業百六十四會社の綜括的調査——

一、調査の範圍及びその意味……………七

二、事業會社の収益状態……………九

(A) 會社収益力は依然増大 (B) 利益處分は尙健全

三、業種別事業収益状態……………一〇

(A) 跛行性の繼續 (B) 配當率も概ね不變

四、資産負債内容の變化……………一〇

(A) 使用資本未曾有の増大 (B) 資本構成は引續き良好

(C) 資産内容も悪化せず (D) 資金の移動状態

五、業種別資本の變化……………一〇

(A) 業種別使用資本の増加 (B) 建設中資産の増大

六、結語……………二五

第四部 各經濟部面の分析と見透

第一節 景氣の現段階と前途

一、フアツシヨ傾向の具體化……………二七

二、諸景氣指標の動向は順調……………二九

三、景氣の質的變化を意味する資本計畫の旺盛化……………三三

四、農村はどれ程良くなるか……………三六

五、今後の重要問題——其の一 金融の一時的引締り……………三七

(A) 公債市價の波瀾 (B) コール日歩の昂騰……………三七

(C) 根本理由は日銀公債の減少 (D) 一時的な諸原因 (E) 前途の見透……………三七

六、今後の重要問題——其の二 貿易の前途に關する諸懸念……………三七

(A) 十二年の入超こそ大問題 (B) 此上の爲替暴落は危険……………三七

(C) 考へられる若干の對策……………三七

七、統制強化と景氣の前途……………三九

第二節 世界の政治及經濟情勢

一、反コミンテルン連繫の急擡頭……………二四七

(A) 西班牙内亂の激化過程に於ける人民戦線内閣の左翼化……………二四七

(B) 尖鋭化した獨蘇の對立……………二四七

(C) 成立した三つの反ボルシェヴィズム協定……………二四七

二、スターリン憲法の成立と蘇聯政治經濟の充實……………二五五

(A) スターリン憲法の世界史的意義……………二五五

(B) 資本主義の清算から低度共產主義の確立へ……………二五五

(イ) 工業の側面 (ロ) 農業の側面 (ハ) 商業の側面……………二五五

(C) スタハーノフ運動の再昂揚……………二五五

三、金プロツクの崩壊と其後の問題……………二六五

第三節 貿易國策の動向と貿易不安の實相

一、貿易國策の動向……………二七一

(A) 外局貿易局案の概貌 (B) 貿易統制法と貿易組合法……………二七一

(C) 關稅制度改革案の内容……………二七一

二、貿易の實績と見透……………二八三

(A) 第三四半期貿易の實體 (B) 貿易は何うなる……………二八三

第四節 膨脹傾向顯著な産業界

- 一、旺盛な株式拂込……………一九〇
- (A) 劃期的拂込増 (B) 擴張資金の需要 (C) 擴張計畫續行せん
- 二、カルテル活動の進展……………一九七
- (A) 石炭聯合會送炭増加 (B) 洋灰聯合會空前の操短率發表
- (C) 重要肥料業統制法と斯業のカルテル化
- 三、増税の影響……………二〇一
- 四、今後の見透……………二〇四

第五節 向上遅々の労働者状態と労働爭議の激増

- 一、労働人員指數は上昇持續……………二〇五
- (A) 男工指數の上昇顯著 (B) 重工業の増員依然旺盛 (C) 失業者は減少
- 二、労働賃銀は轉換す……………二一〇
- (A) 定額賃銀の低下止む (B) 實收賃銀は下向か
- 三、實質賃銀は低下、總支拂高は増加……………二一四
- (A) 實質賃銀指數の低下 (B) 賃銀總支拂高は増加
- 四、最近に於ける労働爭議の傾向……………二一六

第六節 農産収入の増大と小作爭議の激増

- (A) 爭議の小規模化 (B) 要求事項の積極化
- 一、農産品販賣収入は昭和五年來の最高……………二二〇
- (A) 米は普通作以上で高價格 (B) 麥相場の昂騰と販賣収入の増大
- (C) 繭價高は依然續く (D) 農家購買力はどれだけ殖えるか
- 二、土地問題を繞る小作爭議の激増……………二二一

第七節 協和會改組問題と康德二年度國際收支

- 一、協和會の機構改革と植田聲明……………二二六
- (A) 協和會の沿革と改組への道程 (B) 改組の要點と更生協和會の概貌
- (C) 更生協和會精神の集中的表現としての植田聲明
- 二、康德二年度國際收支の分析……………二四三
- (A) 康德二年度國際收支の概數 (B) 輸出貿易の減少と對滿投資の増大
- (C) 康德三年及び今後の見透し

第八節 南進論の擡頭と南洋の重要性

- 一、南進論の背景……………二五一
- 二、南洋の經濟的重要性……………二五四

(A) 資源の供給地としての重要性 (B) 商品市場としての重要性
三、南洋諸國と我國との交渉……………二五八

(A) 南洋諸國の對日態度 (B) 誤解を一掃せよ

第九節 「準戰時體制下」の政治社會情勢……………二五七

一、新たな局面……………二五七

二、廣田内閣の國策と準戰時豫算……………二六六

(A) 廣田内閣の國策 (B) 準戰時豫算の内容

三、行政機構・議會政治の改革問題……………二六九

(A) 行政機構の改革問題 (B) 議會政治の改革問題

四、日獨防共協定と悪化する日蘇支關係……………二七五

(A) 日獨防共協定と日蘇關係 (B) 西安のクーデターと日支外交

附 録

一、重要經濟統計表……………一

一、昭和十一年第一四半期日誌……………四一

一、第廿五輯(昭和十一年第三四半期)索引……………五三

日本經濟年報

第二十六輯

—昭和十一年第三四半期—

(昭和十一年十一月下旬迄の材料による)

第一部 税制改革の意義と其諸影響

序

日本經濟の戦時體制への組織更へは着々と進行しつゝある。昭和十一年第三四半期末に發表された税制改革案並びにそれに基づいて編成された昭和十二年度國家豫算は、正にこの視角から見られる時始めて正當の評價を得たものと云はれるであらう。九月廿二日同改革案が閣議の決定を俟つて始めて發表されて以來、既に各方面よりその批評が行はれてゐるが、我々の本輯に於ける態度は、次の諸點に於て些かなりとそれと異なる特色を出したく思ふものである。即ち第一に我々は、一制度の下に於て常に一つの理想的税制體系があつて、我々は、税制改革によつてそれに合目的に一步步々近附いてゆくものであるとする態度に與しない。この立場に立つ時は案の批評はあれこれの税はかうゆう長所とかうゆう短所とを持つと云ふ程度を一步も出ないであらう。第二に税制改革は單なる經濟問題でなく常に政治的問題である。これは先づ租税そのものが例へば大内兵衛氏が「財政學大綱」に於て述べてゐ

序

る如く利潤を目的とする生産の支配的な社會に於ては、租税の源泉は國民の諸層間で分たれる（註）とする時、税制改革案がその配分割合を變更するものである事を想起すれば既に充分であるが、更に一般に經濟政策が政治の動きに對して從屬的であり、そこから出發してゐるものである事を考へる時一層明かであらう。

（註）「財政學大綱」中巻租稅論三六〇頁以下。

第三に同じ様な事だが税制改革案の批評に際しては出来るだけそれが一事業或は一階級の負擔軽減のための議論でないやうにする。

第一節 税制改革案は如何なる時期に提出されたか

申す迄もなく今次の税制改革は、大正十五年（それと今次との中間に二回程の小改革はあるが）の加藤第二次内閣の税制整理とは、その背景をなす政治經濟狀勢に於て全く異なるものがある。その狀勢の分析こそ年報既刊輯がよつて以てその任務として來た處であるが、こゝではたゞそれを概括する程度に於て最も簡單に要約する事としよう。

一、軍需景氣最新の段階

景氣段階の上から云へば日本の現位地はかなりの高景氣にあると云へる。それは諸指標から容易に結論される處でもあるが、唯單に昭和五、六年當時の陰慘な景氣と比較して考へるだけでも、それを知るには充分であらう。残る問題はこの高景氣の性質如何であるが、それが世界大戰中の高景氣と異なるのは明かで、高景氣を導いてゐる諸要因の中、最も大きいものゝ一と數へらるべきが軍需注文であり、そしてこの軍需注文が殆ど大部分赤字公債の發行によつて賄はれてゐる事が注目すべき事實なのである。

かく軍需注文を支柱とし赤字公債に裏付けられる結果、この景氣は基礎の脆弱なるものと見られてゐる。既に昭和八年には悪性インフレーション必至論が非常に盛んであつた。然しその時はそれは幸ひに無事に経過した。が、昭和十二三年になれば軍事費は縮少すると云つた昭和七八年當時の言明が裏切られ、今後ますます軍費の増大が豫想さるゝに至るや、赤字公債の市中消化が圓滑に行かない事を直接の契機として再び悪性インフレーション論が擡頭して來た。即ち同論者によれば金融業者の赤字公債手持飽和と、貿易入超尻の増大が近い將來に悪性インフレを起すと懸念するものなのである。而して今

次の悪性インフレ懸念が單に評論家のみでなく實業家の一部をも捉へてゐる點に昭和八年當時のその繰返しでない事を示してゐると同じく、總ての經濟指標も昭和八年當時の單なる繰返しでない事を明かにするやうな懸念さるべき多くの様相をそなへてゐるのである。我々の叙述は次に當然この點に觸れるべき順序ではあるが、後にその對策の一としての税制改革案を叙べ、税制改革案實施後の經濟界に關説するから、今こゝではこの問題に觸れない事とする。

何れにせよ我經濟界は軍需景氣最新の段階——或は悪くすれば最後の段階——に踏み入れつゝあるのである。これが税制改革案を迎ふる最も大なる背景である。

二、國際對立激化とファシズム運動擡頭

更に税制改革の背景には國內及び國際政治の動向も見られねばならぬ。日本の國際關係としては、先づ第一に對蘇關係の緊迫——それはソ聯の國內經濟力の充實、軍備の整備に加へてその思想的影響力の脅威に對する我が抵抗意識の増大によつて齎され、先きには滿洲事變の勃發となり又續いて滿洲國及び國內に於ける巨額の軍事的並に準軍事的諸建設を不可避ならしめてゐる處のものである。第二に支那との間の諸懸案があり、又その抗日運動がある。後者は中國共產軍の唱導によつて漸次全國に

波及し最近では國民黨政府そのものまでがこれに動かされさうになつてゐる。而してその將來に至つては陸軍省・パンフレットによるも、

『中國共產軍はかの一昨年以來の大移動も結果に徴して見れば單にその位置を變じた丈けに留り、一向實勢力は減じて居らぬのみか地形的には寧ろ有利化された感がある。従つてこの大移動で試練立證されたその根強さと相俟つて共產軍の將來は逆睹し難いものがある。』（支那共產軍に就て）

とされ、永く我軍備充實を必要とする原因をなしてゐる。又第三には以上の對外政策と並んで國內に於けるファシズムの權力増大がある。それはまだ「純粹なファシズム」の段階には達してゐない。それはイタリーやドイツとは異つた別個の途をとるものであらうが、現在既成政黨の勢力を抜く事によつて民主主義的惡弊から國民を切離す事に努め又一方に於ては自己の政黨を創成し強大化せんとその派の人は考へてゐるものゝ様に見える。

x

x

x

以上が税制改革案、並びにそれに基づいて編成された豫算案作製の背景をなすものである。然らば以上の背景を前にして税制改革案は如何なる内容を持つものであらうか。

第二節 税制改革案の内容

一、税制改革案の概要

先づ改革案の大綱を述べ次いでその意義を明かにしよう。税制改革案の大綱は次の如く、國税の増税、地方税の減税、及び國税による地方財政の調整を三つの骨子とする。

國税

一、所得税は第一種（法人）を八割、第三種（個人）を三割増税し、第二種（資本利子）は原則的に第一、三種に綜合課税する。即ち次の通りである。

A 第一種所得税（附加税を含む）は現在負擔額に對し八割程度の増税を爲す。うち國税の内譯は次の如くである。

普通所得Ⅱ本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人（百分の十一現行百分の五）、本法施行地に本店又は主たる事務所を有さぬ法人（百分の二十現行百分の十）

超過所得Ⅱ普通所得金額中資本金額に對し年百分の七の割合をもつて算出した金額を越ゆる金額（百分の八現行一割超過百分の四）、同百分の十五の割合をもつて算出した金額を越ゆる金額（百分の十六現行二割超過百分の十）、同百分の廿五の割合をもつて算出した金額を越ゆる金額（百分の二十八現行三割超過百分の二十）

清算所得Ⅱ（百分の十一現行百分の五）。積立金又は不課税所得からなる金額に對する課税を廢し（現行百

分の五）清算分配金は個人に綜合課税する。

B 第二種所得の源泉課税を廢止して原則的に綜合課税（一定率の控除を行ふ）を行ふ。

(イ) 國債利子の免税を廢し法人については百分の二十五の控除を行ひ課税する。

(ロ) 國債以外は(乙を除く)源泉課税を廢止し下の控除を行つた上綜合課税する。地方債（利子金額の百分の三十）、社債（同じく百分の三十）、銀行預金（同じく百分の三十）、貸付信託（利益金額の百分の三十）。

(ハ) 個人の國債の利子については下の控除を行ひたる上綜合課税する（利子金額の百分の五十）。

(ニ) 産業組合貯金及銀行貯蓄預金（定期積立金を除く）については元本二千圓を越ゆる場合に限り免税を廢止し下の控除を行つた上綜合課税する（利子金額の百分の四十）。

(ホ) 當分の内國債及預金利子並に貸付信託利益については納税義務者の申請あつた場合に限り下の税率により源泉課税する。國債利子（百分の四）、銀行預金利子（百分の七）、貸付信託利益（百分の七）、産業組合貯金及銀行貯蓄預金（百分の六）。

(ヘ) 第二種所得中乙の所得についてはその税率（現行百分の七・五）を百分の十に改むること。

C 第三種所得税（附加税を含む）は現在負擔額に對し、平均三割程度の増税を爲すこと、但しその程度は少額所得者に軽く多額所得者に重くすること。うち國税の内譯左の如し。

(イ) 第三種所得に對する税率は千圓以下の金額に對する百分の〇・八から四百萬圓を越ゆる金額に對する百分の五十八に至る超過累進税率とすること。(ロ) 第三種所得の課税最低限千二百圓を千圓に引下げる。

(ハ) 株式所得の四割控除を廢止し株式取得に要したる負債の利子を控除する。

二、地租 地租の税率は現行法通りとし改正せぬ。但し現在、第六十九議會を通過した賃貸價格改訂法によつて目下各地に於て賃貸價格調査中であるが、これが完成すれば地租一千萬圓以上の減税となる見込である。

三、營業收益税 A、個人營業收益税の課税最低限四百圓を六百圓に引上ぐること。B、法人は現在負擔額（附加税を含む）に對し一割弱の増税をなすこと。個人は純益極めて大なる一小部分を除きその負擔を軽減すること。

- 四、資本利子税 A、税率を下の如く改む〔甲種〕 國債利子(百分の二) 現行通り。地方債利子(百分の四) 現行百分の二。その他(百分の五) 現行百分の二。〔乙種〕 (百分の五) 現行百分の二。
- B、産業組合貯金及び銀行貯蓄預金(定期積金を除く)の利子については元本二千圓を越ゆるものに限り下の税率を以て課税する(百分の四) 現行免税。
- C、本邦人の所有する外貨債に對し相當高率の課税を爲す。
- 五、家屋税 現行地方税家屋税を國に移管し國税及び附加税を通じて相當程度の減税を爲す。
- 六、相續税 A、十割程度の増税を爲す。B、相續財産一定額以下の家督相續の場合に家族控除の制度を設く。
- 七、酒税 A、酒類に對しては各酒類の負擔の均衡に留意し、平均二割程度の増税を爲す。B、酒類の法定納期制度を庫出課税制度に改める。C、酒精及燒酎に付ては專賣制度を採用する。D、麥酒の税率は六割程度の引上を爲すこと。
- 八、織物消費税 A、現行税率百分の九を百分の十に引上ぐ。B、新にレース、フェルトにも課税する。
- 九、砂糖消費税 約二割程度の増税を試み且つ代用品たる飴に對して新に課税す。
- 一〇、取引所税、登録税、鑛業税、印紙税。相當程度の増税を爲すこと。
- 一一、財産税を新設し A、法人に在りては拂込資本金及積立金合計額(繰越缺損額控除) 千分の一・五の課税を爲すこと。B、個人に在りては三萬圓以上の財産(負債控除)に對し千分の一の課税を爲すこと。
- 一二、取引税を新設し A、賣上金額に對し千分の一の課税を爲すこと但し百貨店に對しては千分の一・三とする。B、賣上金額三萬圓以上の者にのみ課税すること。C、米、繭、肥料等免税品を認むること。
- 一三、有價證券移轉税を新設し A、有價證券の移轉に對し國債萬分ノ五、その他千分の一の課税を爲す。B、下記の場合に免税とす。(イ)政府、道府縣、市町村等の取得 (ロ)國債地方債及社債の發行による取得 (ハ)日本銀行を相手とする國債の取引による取得 (ニ)商會社の設立、合併又は組織變更若は増資による取得 (ホ)券面市場相場二十圓未満のもの、取得、但し地方債勸業債券等は二十圓以下とす。
- 一四、揮發油税 揮發油に對し一ガロン五錢の税率を以て課税すること。

以上が國税に於ける増税の内容であるが、これと同時に地方税に於ては極めて廣範圍に亘る相當大規模の減税を行つてゐる。

地方税

- 一、地方税制の改革 地方税制の改革は國の税制改革を通じて國民負擔の不均衡を是正することを目標とし、殊に農山漁村住民の負擔軽減並に社會政策的廢減税の實行を圖る。地方税制改革に因る地方税の減收は初年度約二億二千萬圓、平年度約二億九千萬圓に達する見込である。
- 一、地方税改革の要領 A、所得税に對する附加税(現在は道府縣、市町村を合せて平均本税の四割二分)は道府縣に就てのみこれを認め且その賦課率はこれを一定限度(大體本税の一割と爲す見込。但ほかに國が地方財源として附加徴收する分二割あり。附加税は本税に對し三割となる)以内に限定し、制限外課税を認めず。B、家屋税を國税に移管し之に對し道府縣及び市町村をして附加税を賦課せしむ。家屋税の國税移管は昭和十三年度より之を實施する見込なるも、現行家屋税及び同附加税の總額に比し移管後に於ける家屋税及び同附加税の總額は大體二割程度の減額を來す見込。
- C、地租、營業收益税及び家屋税に對する附加税の賦課制限率は各税を通じて之を均一(道府縣及び市町村を通じて合計大體本税の十三割と爲す見込)と爲し、特別の場合を除くの外制限外課税を認めず。
- D、土地の賃貸價格の改訂並に附加税賦課率の引下により地租附加税(段別割にして一般經費の爲地租附加税に代へて賦課するものを含む)に就ては大體四割程度、特別地租及び同附加税に就ては大體五割程度の減税と爲る見込なり。
- E、小商工業者の負擔軽減の爲營業税及び同附加税につき大體五割程度の減税を爲す見込なり。
- F、主として社會政策的見地において雜種税及び同附加税に整理を加へ、大體總額の二割程度の減税を爲す見込なり。
- G、戸數割は之を廢止す。

以上の如く地方税大減税の結果地方財政収入に大缺陷が生ずるのでこれを國税によつて調節するた
めに第三として地方財政調整交付金制度の擴大がその内容となつてゐる。

地方財政調整制度の確立

地方税制の改革と併せて恒久的なる地方財政調整制度を創設し地方團體の財政の確立を期せんとす。

- A、所得税の一部(大體本税の二割程度相當額)及資本利子税は之を道府縣の財源として交付す。
- B、地租、營業收益税及家屋税は之を市町村の財源として交付す。
- C、市町村立尋常小學教員俸給費は之を道府縣の負擔とす。

而して國税に於ける増税、地方税に於ける減税との差引、即ち國民全體としての租税負擔増加額は
左の如く平年度約三億圓なのである。

收入増減關係

- 一、中央地方を通ずる税制の根本的改革を行ひたる結果地方税において初年度約二億二千萬圓、平年度約二億九千萬圓の減税となること。
 - 二、右に因る地方歳入の缺陷はその全額を地方財政調整交付金を以て補填すること。
 - 三、國庫の收入は初年度約二億圓平年度約三億圓の増加を來すこと。
- (註) 九——一〇頁に参考として現在の税種目及税額を掲げた。併せ見られたい。

二、増税三億七千萬圓

この税制改革案の内容はすべて前節の背景によつて直接制約されるてゐる様に見える。

税制改革の重要な目標の一つは當然悪性インフレに對する對策で無ければならぬ。尤もこの場合軍事費を適當に減ずれば自ら悪性インフレの危機は少くなるのであるから、正しくは悪性インフレを避けて軍事費を捻出する對策と云はなければならぬのは勿論である。

これに關して今次の税制改革に於ては一方に於て増税をなし、それだけ赤字公債發行を減少し、金融業者に安心を與へてその公債購入額を増加せしめる事と、また、地方債社債株式等に對して國債に優遇方策を構じ、金融業者其他の投資者が投資利廻の上から見て地方債等への投資を止めて國債に投資する様に誘導するの二つの方法がとられた。なほこの外にナチ獨逸の行つてゐる如くすべての會社に強制的に國債を購入せしめる方法もあるが、これはまだそれには及ぶまいと云ふので今度の改革案には上らなかつた。(註)

(註) その後の報導によれば馬場藏相は公債消化に對する立法的手段を講ずべく決意し、事務當局をして調査せしめ成案を得次第、來議會に提案する事となつたと云ふ。即ち藏相は公債消化のためには積極的に資金を公債買入れに振り向けしめる事も場合によつては必要なりとし、これら廣汎な權限を含む立法を行ふのである。但し、この法律は最初から右の如き強力なる統制を行ふものではなく、單に廣汎な權限を確立して置くのみで、運用に當つてはまづ行政手段により、足らざる時はこの法律による權限を漸次用ひて公債消化を圖らんとするものである。(東洋經濟新報十二月五日號財界要報)

第一部 税制改革の意義と其諸影響

(三) 税制改革案負擔總額

租	初年度 二億圓	増税は前記の如く初年度二億圓
税	平年度 三億圓	平年度三億圓であるが、なほこれと並んで關稅引上、煙草値上、郵便料引上が行はれる
關稅引上	三千五百萬圓程度	ので、その合計額は結局上表の如く三億七千萬圓となり昭和
煙草値上	二千五百萬圓	
郵便料金引上	一千五百萬圓	十一年度租稅收入豫算九億二千三百萬圓の四割に達する大増
計	平年度 三億七千萬圓	額であつた。

又次に國債優遇はどうであるかと云ふに、その稅率は前齣に掲げた故省略するが(註)、要するにその改正諸稅率が實施される曉には、從來地方債社債株式に投資されてゐた民間の資金のかなり多くの部分が國債投資、或はその前提たる銀行預金に振向けられる事となるのである。その全經濟機構の上から見た意義は民間事業の犠牲に於て悪性インフレを避けつゝ軍事注文を充足しようとする云ふものである。

(註) 國債優遇の方法は、國債に對する資本利子稅を他の證券より低率とする外、所得稅賦課の際、法人には二割五分控除、個人には源泉課稅の特典を認めたものである。

三、直接税と間接税

さて前齣によつて増稅三億七千萬圓は判つたのであるが、然らばこの租稅は如何なる方面から幾何づゝの徵收が行はれるのであらうか。この點を窺はう。即ち各増稅々目の増稅方法について本節一で述べた處に則つて我々の計算した處によればその重要な特長は消費稅の増稅額がかなり多い事である。

大内兵衛氏財政學大綱によれば、英佛獨伊米五ヶ國に於ては稅總額中消費稅の占める割合は多きも二〇%六にすぎず、平均は一六%九であり、又これに消費稅の性質濃厚なる流通稅、關稅を加ふるも最高四二%四、平均三七%七である。然るに日本は消費稅のみにて五〇%を占め、これに流通稅關稅を加ふる時は六六%六の高きに達するのである。即ち上掲第四表に示す如くである。一般に消費稅は大衆課稅と呼ばれてゐる事は、こゝに改めて指摘する必要があるまい。かくの如く日本の稅制は大衆稅中心であるが今次の改革に於てもその性格は勿論著しくは變貌せしめられな

(四) 列強の稅制における主要稅種の地位 (單位%)

(國稅收入に對する各稅種收入)

所得稅及 收益稅	相續稅	流通稅	消費稅	關稅	其他
イギリス(一九二六—二七年)	四六・五	九・八	二〇・四	一五・七	七・六
フランス(一九二七年)	二〇・七	五・七	二〇・八	一〇・四	三・二
ドイツ(一九二六—二七年)	三五・二	〇・九	一四・六	二〇・六	二〇・〇
イタリー(一九二六—二七年)	二四・七	〇・六	五・八	二二・〇	四五・二
アメリカ(一九二六—二七年)	五九	三・三	—	二〇・一	一六・七
日本(昭和二年決算)	三三・〇	〇・二	〇・二	五〇・〇	一三・二

(備考) 大内兵衛氏財政學大綱中卷四八二頁

第二節 税制改革案の内容

(5) 税制改革案税目別増減推算
(東洋經濟調)

税目別	國稅 百萬圓	地方稅 百萬圓	合計 百萬圓
所得稅及附加稅	230	(-) 20	210
所內第一種(法人)	82	28	110
地租及附加稅	0	(-) 46	(-) 46
營業收益稅	9	0	9
營內 { 法 人 人 人	8	1	9
資本利子稅
家屋稅及附加稅	15	—	15
相續稅	31	(-) 52	(-) 21
酒稅	33	—	33
織物消費稅	40	—	40
砂糖消費稅	5	—	5
砂取引所稅	17	—	17
登錄業稅・印紙稅	12	—	12
財產稅(法人)	?	—	?
財產稅(個人)	30	—	30
引稅	40	—	40
有價證券移轉稅	20	—	20
揮發油稅	40	—	40
特別附加稅	15	—	15
營業稅及附加稅	—	(-) 8	(-) 8
雜種稅及附加稅	—	(-) 7	(-) 7
戶數割稅	—	(-) 20	(-) 20
計	—	(-) 137	(-) 137
誤合	35	—	35
差計	572	(-) 290	282
	47	—	47
	619	290	329

つた。即ちそのあらまは第五表の如くである。

上表は筆者が第二節一を土臺として現租額に増稅率を乗ずると

か、その他の方法によつて推算を行つて作製したもので必ずしも正確とは云へぬが、然し大體を窺ふには勿論充分であらう。即ちこれによれば酒稅が四千萬圓、織物消費稅が五百萬圓、砂糖消費稅が一千七百萬圓、揮發油稅が一千五百萬圓、合計七千七百萬圓、外に二千萬圓の取引稅、三千五百萬圓の關稅、一千五百萬圓の郵便值上、二千五百萬圓の煙草值上を加ふる時は合計一億六千二百萬圓となり、總増稅額の四割四分を占める事となるのである。

今次の税制改革がかくの如く消費大衆に、相當の負擔を負はせなければならなかつた點は、こゝに注目しておく事を要する。殊に昭和七年の滿洲事件以來、事變の間接的影響によつて經濟的にはその餘澤を被つて來た消費大衆が、こゝに始めて膨脹豫算の支出を割合明瞭な形に於て負擔と感ずるに至るからである。

四、地方稅減額の内容

今次の税制改革に於て約六億の増稅と共に約三億の減稅が行はれる事は本節の冒頭で述べた如くであつた。これは今次の案に於ては政府に於て殊に重要視してゐるものゝ如くである。即ち政府は「地方的負擔の不均衡を是正する事」、「動産と不動産(つまり土地と有價證券——筆者)との間に於ける不均衡を是正すること」をその聲明書中の「目標」の第一に掲げてゐるからである。又馬場藏相は他の場所であつた如く云つてゐる。

『今日は相當巨額の國防費を容認し一面赤字公債を發行しなくてはならず、一朝有事の場合を近きに豫想し夫に對する準備を整へておくべき場合であると自分は考へる、其爲農村と都市との負擔の不均衡を是正し一旦有事の場合に備へるといふ建前で税制改革案が立案されるのは當然だ。』(馬場藏相十月一日車中談)

第二節 税制改革案の内容

右は新聞の談話筆記であり、且つ明瞭さを缺くが、五・一五事件等の公判に於て、その軍人被告が兵卒の八割以上の出身地たる農村地方が困窮し居る事に對し常に悲憤の叫びをあげてゐた事、及び、軍部にも同様の考へがあり且つ世上傳ふる如く馬場藏相が軍部と仲が好いとすれば、右の談話は日本軍隊の中樞的部分の出身階級たる中農の負擔を軽くすると云ふ非常に重大な意圖を持つ事となるであらう。斷定は困難であるが右の車中談はこの様にしか判斷されない。

兎に角、前掲第五表によつて、地方減税の内容を窺つて見よう。先づ、從來、地方民に對して最も過高の負擔とされ、地方富豪の都會移住の一因となつてゐた戸數割が全廢される。これは全國を通じ一億三千萬圓に達し地方税減税の半ば以上を占める最多額である。これに次いで地方の負擔を減ずるものは多分家屋税であらう。家屋税は現在國税でなく道府縣税であるため各府縣毎に課税標準が異なり、一般に東京大阪等に安く田舎に於て重い（約三倍と推定される）。これが全國總額に於て二割を減額される外、全國が平均化されるのであるから、田舎地方の軽減額は相當多額に上ると思はれるのである。第三に地租に就いても略同様の事が行はれ、全國で、我々の推算では四千六百萬圓を軽減される上に、田舎地方に於ては東京等の負擔に於てより一層の軽減を見るのである。尤もこの反面、東京大阪等に於ては家屋税地租が騰がり、永い間には家賃を騰ぐる力があらう事には一應讀者の注意を喚

起しておく必要はあらう。地方税はこの外に惡税と呼ばれる零細税を含む雜種税と、營業税と及びその附加税が廢止されるのである。

然らばその全體が農村各階層に與ふる影響はどの様なものであらうか。これに就いては帝國農會がその調査を發表し、（讀賣新聞十月十日頃）これは一般に、農村の階層別調査が困難なため貴重な資料として各方面から注目されたらしいが、然しその統計方法についてエコノミスト誌が痛烈に批評を下した如く、餘程の保留なしには使用に耐えないものであつた。

我々はこゝに我々の手によつて一つの資料を提供せんとするものである。左表が即ちこれであつて、同表は内閣調査局の「地方財政改善に關する内閣審議會中間報告」の附録「町村財政實地調査一斑」中のハ、「中部及中國諸縣ニ於ケル町村民租税負擔狀況一斑（昭和九年度）」の「6 中國諸縣」より作製せるものである。原資料の目的とする處が地方農家の負擔の重き事を示すものであるため、幾分租税負擔の多き例を取つた疑ひはあるが、全體がそうとすれば階層別比較を見るには差支へあるまい。これによれば地主の減税額は何れも多く、五十町歩以上の地主は二千四百七十六圓の減税となり、十町歩以上二十町歩五百八十六圓、五町歩以上十町歩以下二百九十八圓となる。これに對し中農の上層部たる二町歩以上三町歩未滿の自作農（地主も含むが）は百十八圓の軽減を受け、中農二町歩以下八

(六) 農村階層別現行支拂税額及減税額

所得税及附加税	地租及附加税	營業收益附加税	家屋税及附加税	雜種税及附加税	戸數	其他公課	合計	階級別數件	平均耕地面積	減税額	
六〇二	三〇四	一〇	一七〇	一六	二、五〇	四	三、〇七	地主	一	五十六町步	二、四七六
五〇	六〇三	七	一六	五	五五	七	二、〇八	地主	三	十九町五反	五六
三〇	三〇一	八	四	一〇	二四三	五	七五	地主	二	六町七反	二九八
二五	二〇五	二	二五	七	一四八	七	四九	地主	二	四町一反	一八
四	一七	一	二	八	九三	三〇	二四三	地主及自作農	七	二町三反	二八
一	空	一	一〇	八	五	三	一五	自作農	七	一町四反	六
一	一・六〇	〇・二五	三・四	七・六	二・二	三・九	二・六	小作農	三	一反六畝	一三・七
								借地	八	八反一畝	一三・七

(備考) 減税割合は地租及附加税二割、家屋税及附加税二割、雜種税及附加税二割、戸數割全廢とし、所得税及附加税が三割増徴されるものとして計算。外に財産税の新設あれ共計算至難につき省略。

反以上のものは六十八圓、土地を所有せざる小作農は僅に十四圓弱の軽減を受くるに止まる。

今後諸物價の騰貴を見、農村需要品物價對農家生産品物價の比率が變る點などを考慮する時、農村各層に對して税制改革を契機として今後の日本經濟が如何なる影響を與へるかの推斷は實に困難であるが、唯上叙の數字を見る時、假令馬場藏相の意圖が中農救済にあつたとしても、實はその利益の過

半を地主に壟斷されるものである事が實に明瞭に示されてゐるのである。

尤も地方全體を一つのものとする時、その購買力が非常に増加する事は申す迄もない。

四、地方財政調整交付金制度の擴大

今次の税制改革案の他の一特徴は、從來地方税であつた家屋税を國税に移し(同時に市町村の家屋税附加税を禁ず)、所謂直接税の體系を完成した事である。即ち直接税の體系は所得税を中樞とし、これに資本・貸付資本・土地・家屋からの果實への課税、即ち營業税・資本利子税・地租・家屋税がそれぞれ補完税の位地におかれた譯である。

そしてこれと竝んで注目される事は、これら所謂直接税の補完税は舉げて地方財政調整交付金とされた事である。地方財政調整交付金とは國に於て徴收した租税を、中央政府の認定によつて地方財政の實狀に應じ再分配することである。勿論これは今日に始まつたものでなく餘程前より行はれてゐるのであるが、二億に餘る巨額の租税が新たに地方財政調整交付金とされたのは、中央地方を通じての財政制度に非常な變化である。かく比較的税源の豊富なる地方より徴收したものを比較的税源の貧弱なる地方に齎らすことは理論上當を得たものであらう。

然しながらこゝに注目すべき事は同案が持つ地方自治體の中央官僚への從屬の強化と云ふ效果である。従つてこの案は官僚の立案になるものと思推されるのであるが、更に同案について注目される一點は市町村會——府縣會——國會とピラミット型に根を張つてゐる既成政黨に對し、その立場を揺がすと云ふ點にも効果があるのではあるまいか。勿論これは政黨の勢力の大きな消長を作る重要な要因では無いが、來るべき議會に於ける税制改革案審議に於て、既成政黨が地方自治擁護の名の下に、この修正を企て、その他重要な修正は恐らく爲すことなくして了ふのではないかと豫想される點に非常な興味を持たれるのである。

第三節 税制改革の影響

以上税制改革案の内容に就いて通覽して來た。次に税制改革の影響を述べよう。こゝでは案の影響だけに限らず、現在、日本經濟及び政治が直面してゐる情勢から出發して、案が持つ傾向が或は強められ、或はヨリ手前に立止るその見透に對しても又一言を費しておきたい。なほ短期間に互る景氣の見透しについては第四部第一節で述べられる筈であるから、こゝではその問題には全然觸れない。

一、増税の効果と悪性インフレ

悪性インフレが云々され若しくはそれほどあからさまにはないがほど同様の事が懸念されるに至つた契機は、第一節に述べた如く、赤字公債消化の先行不安——その現象形態は赤字公債相場の低落——と、貿易尻の悪化とであつた。我々はその究明を始める前に、何故昭和八年頃一時悪性インフレ論が盛んとなり、それがその後の景氣の躍進的上昇によつてくつがへされ、今又再びそれが前面に現はれて來たかの原因について考へて見よう。

こゝ數ヶ年の景氣は云ふ迄もなく軍需景氣を根幹としてゐるものである。然るに軍需品生産と云ふものはそれが生産されてゐる間は生産的ではあつても、ひと度それが生産過程を終了するやそれは不生産的に消費され再び生産過程には入つて來ないのである。これは同じ生産物でも機械等が再び生産過程に入り込む、のと全く異なつてゐる。従つて年々の生産に就いて云へば假りに軍需品生産が年十億圓であるとすれば、その十億圓の價値が毎年喪はれて行く事を意味し、若し資本の新らしい蓄積が毎年十億圓を超ゆるならば再生産行程は割合困難なく行はれ、又若し新らしい蓄積が十億圓を非常に超ゆるならば、軍需注文の充足の外になほ其他の産業部門に於ける相當の擴張さへも可能である。然

しながら之に對して若し資本の新しい蓄積が十億に達しない時は、その差額だけは毎年生産が縮少される事となり、遂に或機會に悪性インフレとなるものである。悪性インフレはその本質上常に物資不足から出發するものである。

然しながら實を云へば年々の新しい蓄積が十億圓に達しない場合でも再生産が障害なしに行はれる場合があり得る。それは例へば恐慌の後の様に遊休中の工場諸設備が多くある時である。一般に工場諸設備は必らずしも平均的に毎年その幾つか更新される事を要しない。殊に恐慌の直後の様に過剩工場諸設備が多數に存在する際は、それらのものは何れも速刻の使用に耐え且つその更新迄にはなほ數年、或は十數年を剩すものも多い譯である。この様な工場諸設備が多數に存在する時は、例へば蓄積が假りに年五億圓であつたとしても、連刻更新を要しない工場諸設備の價值五億圓を喰ふ方法によつて再生産は支障なく行はれる。この場合工場諸設備の所有者の誰かは五億圓の預金——それは本質的には紙にすぎないが——を所有して安心してゐるのである。然しながら再生産の過程が進んでやがて大規模の更新が始まるやうになるとこの平穩の状態は一瞬に破られる、工場機械諸設備の注文は増大し供給は需要に及ばない事となり、多かれ少かれ物資不足の状態が惹起される。

昭和八年以來今日に至る状態が右のどれに當るかは明かでない。唯この際明かな事は、最近、軍需

注文が輻輳して陸軍と海軍との間に軍需工場の奪ひ合ひが始まつてゐる事や、例へば銑鐵の如き遂に需要は供給を遙に超え銑鐵大飢饉を來たして川口町の鑄物工場中には餘儀なく休業をなすものが起つてゐるなどのことである。従つてこゝに一應下し得る結論は凡そ次の如きものとなるであらう。即ち今後若し軍需注文が急激に増大する際には、たとへ過去に於て假りに軍需生産十億圓に對し資本蓄積十五億圓で毎年生産の規模擴大が行はれ工場諸施設の更新に對する供給が今日だけは切抜ける事が可能であるとしても、需要供給が適合しない危険は多分に殘されてゐる事である。

たゞこゝで悪性インフレ論者に注意しておきたい事は右の様な場合に不幸にして立至つたとしても、それが悪性インフレになる迄にはまだ幾つもの方策があると云ふ事である。例へば第二節二で述べた如く民間の事業資金を、國債優遇とか或は公債強制保有の方法によつて政府に吸収し、これを軍需工業に使用する如き事も可能であらう。この場合非軍需工業は資本を充分に得ず、その結果生産が縮少し結局に於て消費者階級が物資不足による犠牲者となる様な事態に立至るかも知れない。その他輸入管理だとか、勞働者の法制による又は物價騰貴による實質賃銀切下げだとか方法は頗る豊富である。殊に日本は歐洲大戰後の獨伊佛等の經驗を充分に學ぶ事が出来るから悪性インフレを避ける可能性は頗る多い。問題は寧ろ悪性インフレ以前に於ける諸統制が國民に與ふる影響をこそ考慮すべきであつ

て、これを出來るだけ狭い範囲に限らなければならぬ。

何れにせよ悪性インフレの危険性はあるにせよ、若し軍事費を急に支出する事がなければ今次の増税程度に於てもその効果によつて日本經濟は支障なく進むべく、若し軍事費を強いて支出すれば我國は徐々に一つ／＼次ぎ／＼と經濟の統制的部分を増すであらう。今後の推移は一に軍事費の支出如何にかゝつてゐると云つてよからう。

二、物價騰貴の問題

次に税制改革案が社會各層に與ふるそれ／＼の影響は如何なるものであらうか。又増税案の實施によつて當面の高景氣を打撃することはないだらうか。

まづ企業家及び金利生活者に對する打撃は、決して大きくない。會社企業への増税は第一種所得稅の平均八割の引上、資本利子稅の國債免稅廢止及稅率引上、財産稅賣上稅の新設等であるが、その増稅負擔額は現在のその企業のあげてゐる利益金の一割程度にすぎず、その打撃は極めて微々たるものである(註)。この限り税制改革に衝撃を與へて景氣を逆轉させる恐れは無いと考へて差支へあるま

5。

(註)この問題は第四部に精しく述べられぬ。

次に農村に於ける地主に對する影響は既に第二節四で述べた如く戸數割の全廢、地租、家屋稅の輕減があり、たとへ一方に輕微なる財産稅の新設(財産の千分の一)、所得稅の増徴、相續稅の引上があるとしても、その受くる利益は極めて大なるものが豫想されるのである。

次に農民への影響に就いても第二部四で述べておいた。それを繰返せば、中農上層に於て百十圓乃至七十圓程度の減稅、又土地を持たぬ貧農に於てはわづか十數圓の恩惠を受けるにすぎないのである。同所に於て物價騰貴の影響は考慮せずとしておいたが若し次ぎに述べる如く物價が相當騰貴するとすればその農家生産品の騰貴が農家需要品の騰貴に及ばざる限り——一般に獨占價格を維持し得る工業生産品の方が農業品價格より騰貴はヨリ容易である——中農の生活はさのみ樂にならず、貧農の生活はヨリ困難化される恐れは極めて多いのである。

最後に都市に於ける財産を有せず勤勞によつてのみ生活する階層、即ち労働者及び俸給者への影響を見るに、その特別の課稅としては第三種所得稅の免稅點の引下がある。即ち從來年收入千二百圓未満のものが免稅されてゐたものを千圓に引下げ、年收千圓のものは所得稅及び附加稅で年額十圓四十錢が賦課されるのである。然し乍ら問題は寧ろそれより間接稅の負擔、即ち物價騰貴の打撃が加つて

來る事にある。

一般に納税義務者は交換經濟上に於ける競争を通じて租税を他人に轉嫁し自ら負擔する事を免れる。たゞ相續税、財産税、個人所得税等はその性質上轉嫁をなし得ないが、それに對し消費税、及び企業に賦課せられた各種の税等は多くの場合轉嫁し得るのである。

そしてこの後者は更に三つの場合に分けられる。即ちその一つは或る産業部門のみに特別の税が賦課された場合、即ち今度の麥酒税の六割引上、清酒税の二割引上、砂糖の増税、揮發油税の新設、織物消費税の擴大の如きである。第二は全部の産業部門に一律に賦課される場合、即ち今度の法人所得税の八割引上、取引税（千分の一）財産税（千分の一・五）の新税等である。第三は以上と重複する場合もあり得るが賦課された産業部門がカルテルを形成し獨占價格を維持してゐる場合で今次の我國に於ては非常に多くの産業がこれに數へられる。この三つの場合はその受くる影響に於て夫々幾分の差違を有するが、然し結局の處先づその賦課された租税を資本所得から負擔しないとする限りは夫々後轉（他産業部門への轉嫁、勞賃の切下）か或は前轉（消費者への轉嫁）の努力をしなければならぬのである。

我々は今次の増税に際してはこれら諸税の負擔が必らずしも全部勞賃者及び消費者の負擔に歸せし

められるとは考へない。蓋し會社企業の成績が下り坂にあつて利益金が減少する傾向にある時は、企業が増税を勞賃者に全部負擔せしめんとする努力は強烈であらうが、今日の如く每期増益してゐる際にはその努力は幾分弱められるからである。然しこの努力が假りに全力的に行はれて増税が全部勞賃者消費者に負擔せしめられる時に物價はどうなるか。

前節二に掲げられた處によれば消費税の七千七百萬圓、取引税の二千萬圓、關稅引上の三千五百萬圓、郵便料値上の一千五百萬圓、煙草値上の二千五百萬圓、の以上合計一億六千二百萬圓及び若し法人の負擔する法人所得税の増徴一億一千萬圓の一部分が消費者に轉嫁されるとして、その全體の合計額は消費者の購買力に對して幾何に達するか。以下の方法は非常に機械的である。第一に増税の全部が消費者に負擔されると云ふ想定は別にしてもなほ第二に、増税轉嫁の時間的遅れが考慮されてゐないし、第三に消費者の購買力の概念が曖昧である。

これら機械的操作は假りに許されるところとして、消費者の購買力は例へば工業生産物生産額（九十三億圓）主要農業生産物生産額（十億圓）によつて見ても恐らく百億圓前後に達するものであらうから、この増税の結果、物價騰貴する割合はたとへ全部が消費者に負擔されるとしても、決してそれほど大なるものであるまい。この事情は馬場藏相の車中談をほどそのまゝ受取つて差支へあるまい。

「増税の結果物價の騰貴がある事は或る程度迄觀念しなくてはならぬし、消費税引上げを行ふ場合は必ずしも直ちにその税率引上げだけ物價が昂騰するものとは考へられない。税率引上げに順應して生産者が生産費を切詰めるとか原料をヨリ低廉に購入するとかいう工夫をして増税に適應するによつて學術上所謂租税の消轉逆轉が生ずるとも考へ得る。又法人への負擔重加のため雇傭人の俸給賃銀の切下げといふやうなことは考へられない事はないが、今日の時局から見れば資本家がさういふ考へ方をしないものと自分は考へる。若しさうでないとするならば資本家としては自ら資本主義を守る道ではないのであらう。」(馬場藏相十月一日車中談の一齣) 即ち、それが消費者勞賃者の生活を打撃する傾向にある事はこゝに改めて指摘するまでもないが、増税の直接的結果としては例へば悪性インフレを誘致するが如き物價の暴騰は豫想されないのである。たゞ注意すべきは、第一に最近世界的軍需景氣によつて騰貴の氣配にある世界的物價の影響を多分に受けて國內物價が騰貴するに至るであらう事と、第二に本節一と全く同様に、若し軍需が非常に多くこれを内地に於て供給出來ず輸入が増加するとか、或は原料輸入が増加するかすれば、それは又世界物價を更に高める事となり、延いて我物價も高まるであらう事とである。現在物價騰貴の恐るべきは増税の影響でなくむしろ今後の軍事費支出如何である。十一月二十七日に發表された明年度歳出豫算軍事費十四億と傳へられてゐるが、その支出に對しては相當注意を拂はざるをえない。

第二部 日本綿業の現状

序

日本の綿布輸出數量がランカシアの輸出を超越したのは昭和八年に於いてであるが、其後も經濟封鎖に等しい世界市場の輸入防遏策を乗り越えて我が輸出は躍増し、昭和十年には二十七億二千五百萬平方碼(四億九千六百萬圓)の新記録を現出して、英國を凌駕すること實に七億七千六百萬平方碼に達した。

本十一年も亦昨年には及ばなかつたとは云へ、二十六億突破は確實であり、恐らく二十六億五、六千萬平方碼には達するものと思はれる。

斯様に日本綿布を世界市場に雄飛せしめた經濟的要因は種々あるであらう。直接的要因として金再禁止による爲替の低落があることは更めて述べるまでもない。が同じ要因による原棉價格の騰貴にも拘らず、紡績會社をして高利潤を收めしめたのは深夜業廢止對抗策、續いて世界恐慌切抜策として既に昭和の初頭以來立續けに行はれて來た「産業合理化」に依る低生産費の實現であつた。それは決し

て一時的性質のものではない。世界市場から英國綿布を追ひ捲くり、これに取つて替り得たのは斯様な基礎があればこそである。茲に先づこの點を分析する所以だ。

日本綿布はこの低生産費を武器として世界市場に於ける經濟戰爭に未曾有の勝利を博した。正に地球上邦品の至らざるはなしといふ有様だ。その様相は第二節に取扱ふ。

が反面以上の過程は諸々の矛盾、衝突を深化せしめた。世界市場の再分割、世界經濟の編成替へに於いて決定的打撃を受けたのは云ふ迄もなく植民地帝國英國であつた。日本綿布の躍進はランカシアに於ける過剩紡機一千萬錘の廢棄を現實の問題たらしめた。即ち今春英國議會を通過した綿紡績業法はかゝる内容をもつコルウイン案を骨子としたものだ。一千萬錘といへば錘數のみについて云へば日本全體の夫に匹敵することを念頭に置かれ度い。それだけのものが資本としての價値を失つてしまつたのだ。オッタワ會議以來ブロッツク經濟市場、資源確保に躍起となつてゐた英國が日本綿布の閉出しに一層の努力を拂ひ出したのは當然である。否英國のみではない。邦品は世界を擧げての輸入防遏策に出會はざるを得なかつた。低生産費を武器としてこれ等の障壁を乗り越えて來た日本綿布も最早や安閑としてはゐられない。既に幾つかの重要市場に於てはその影響が顯著に現れ出した。

この情勢を前にしての新對抗策の一つは貿易統制法の制定であるが、問題はこの點のみにあるのではない。大紡績と中小機業との軋轢、大紡績と貿易業者との軋轢が統制上の難問題を生じてゐる外、其他の國內問題も展開しつゝある。總じてこれ等矛盾の展開と統制問題を取扱ふのが第三節の目的である。

第一節 低生産費は如何にして實現されたか

當業者以外のものが生産費について詳細に知ることは仲々困難である。否當業者でも他人の生産費

(一)二十手一相當り經費概要

工場經費 内 譯	昭和四年 上期	昭和七年 上期
	賃銀	一六・〇〇
動力費	五・〇〇	四・〇〇
其他	六・〇〇	六・〇〇
本社費其他	八・〇〇	五・〇〇
合計	三五・〇〇	二三・〇〇

について容易に知り得るものではない。併し種々の材料から大體のところを推定することは何人にも不可能ではないのである。そこで某社について二十手一相當りの經費を推算してみると第一表の様な結果を得る。最近の經費を特に昭和四年上期に比較してみたのはそれが深夜業廢止直前だからだ。即ち、原棉代を除外した昭和十一年上期の生産費は一梱約二十三圓で、四年上期の三十五圓に比すれば、十二圓、割合にして三

第一節 低生産費は如何にして實現されたか

(二) 各國四十番手精紡迄工銀比較

國名	一人當り週給(平價)	精紡迄千錠當り週給(平價)	精紡迄千錠當り週給(平價)	一週千錠當り(平價)	一相日本を比する
米國	三・五〇	三・四二	二・九〇	四九・六	三七・六
印度	五・五〇	八・二五	二・四	三四・四	二六・〇
和蘭	一・四〇	五・五〇	二・三	三三・五	二五・四
英國	一・八〇	四・〇	七・三〇	三二・四	二三八
瑞西	一・四〇	五・〇	七・〇〇	三〇・四	二三・〇
佛國	一・三〇	五・五	六・六〇	二七・五	二〇・八
獨逸	一・三〇	四・五	五・八〇	二五・四	一九・三
伊國	一・一〇	五・五	六・〇五	二五・二	一九・一
チエッコ	一・〇〇	五・五	五・五〇	二三・九	一八・二
支那	三・七	八・九	三・九	二・八	八・九
日本	五・八	六・一	三・五	二・七	一〇・〇

(備考) 富士紡調査。

日本と英國とでは勞働諸條件に質的な差異があるし、最近特にいかにして低生産費が實現されたかの新たなモメントを探るについても、細かく云へば數多の點を擧げることが出来るが、茲にはいち／＼の點を列擧することが目的ではなく、その重要なものに就いて考察を加へるに止める。すると以下に述べる如く、一方に於ける能率機械の採用と動力電化と、他方に於ける勞働強度の増大と賃銀引下げ

割四分の低減である。更らにその内容をみると賃銀に於いて減少が特に著しい。こゝでは半減してゐるが、會社によつてはもつと下つてゐるところもある模様だ。

更らにこれを各國別に比較した綿絲四十番手精紡迄の賃銀についてみると第二表の如く日本は支那に次いで低位であり、英國の半分以下である。

又、一反當り綿布の原價を日英兩國について比較してみると第三表の如く、これまた賃銀部分に於いて非常な開きがあり、従つて全體としての原價は日本に於いて大いに低い。

然らばそれは如何にして持來されたものであらうか。元來

(三) 日英綿布原價比較表(片)

龍C格	軍人格	鷺鳥格
英國 日本	英國 日本	英國 日本
原棉 三・五	三・〇	三・〇
勞銀 二七・九	九・九	三三・二
其他 二五・〇	三・五	二九・二
合計 二六・四	九・九	一三六・四

(備考) (1) パーナード・エリンヂャー氏調査。(2) 單位は一反に付き。(3) 一圓を廿四片として換算。(4) 英國の賃銀は織機一人六臺持制に依る。

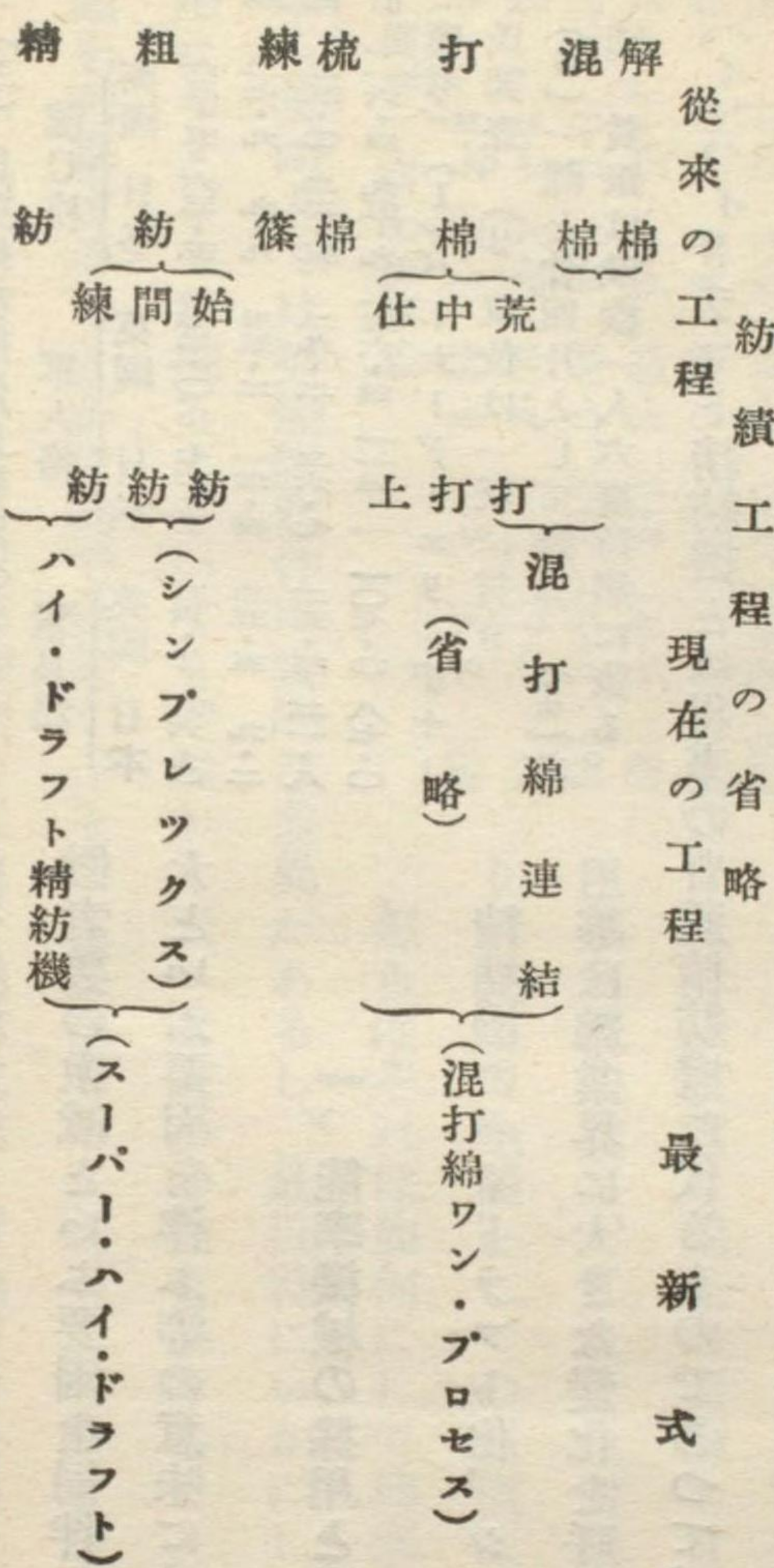
こそは最大の、而して終局的の——能率機械の採用はまた勞働者數の激減といふ要因を同伴し、動力電化は工場規模の擴大といふ要因を伴ふ等の意味に於て——要因をなしてゐる。

一、能率機械の採用と動力電化

精紡機のハイドラフト化、シンプレックス、自動織機の採用等は綿業界に大きな變化を呼び起した。

(イ) ハイドラフト精紡機とは從來の普通精紡機に代るものであつて、その目的は紡績の最終工程たる精紡に於いて、ドラフト、即ち牽伸の度を強めることにある。そこでハイドラフト精紡機を採用する場合には粗紡の三工程中——始紡、間紡、練紡——何れかを省略することが出来(普通には練紡を省略)、従つて、それだけ勞働者を節約しうる。更にシンプレックスとは從來の粗紡三(又は二)工程を省略して短縮するのであるが、この結果また勞働者を減少し得る。シンプレックスはまだハイドラフト精紡機(現在全精紡機の六五乃至七〇%を占む)程には普及してないが、更にこれが一般化しハイドラフト精紡機と併用されるやうになれば、從來の粗紡、精紡の四工程は二工程に短縮されるに至り

労働者は更に減少されるであらう。技術的改良の主なるものとしては、右の外に混打棉の連結運轉がある。我が國で多く行はれてゐるのは打棉中の荒打までを一工程とし、中打を省略して仕上にまわす方法である。工程を省略するのみならず、従来男工でなければ出来なかつた處を女工に代へる。最新式の混打綿ワン・プロセス（仕上げまで傳導装置によつて連結運轉する方法）や、スーパー・ハイ・ドラフト（粗紡と精紡の單一化）は高價につくのと印棉使用の關係上使用を妨げられてゐる。以上に述べた紡績工程の省略を一括すると次の如くなる。



仕
上
荷 玉 綴
造 造 掛

右の如く紡績工程最近の技術的改善には工程の省略、機械費用又は機械當り工場敷地の節約、労働者数の著しい節約、男工の女工化等が特徴的である。

（ロ）次に織布工程における改良であるが、これは紡績工程におけるより更に發展してゐる。中心は自動織機にあるが、自動織機によれば、緯糸を自動的に補充する事が出来、また経糸の切斷に當つて機械は自動的に停止する。そのため労働者を著しく減少し得る。普通織機でも現在、一人當り七、八臺乃至十臺前後位は持つ様になつたが、更に自動織機に於いては二十四、五臺、多い所では三、四十臺も受持つといふ状態だ。つまり女工一人當り従來の三倍乃至四倍の生産をなしうるやうになつたわけであり、能率増進の跡、まことに顯著なるものがある。ランカシャで四臺持より六臺持にするのに種々紛議を醸し、漸く六臺持に落着くことが出来たなど、は全く趣を異にする。

而して萬國紡織聯合會の調査に依ると、我紡織兼營會社に於ける織機運轉臺數は昭和八年總數七三、九六七臺の中で自動織機は二一、〇〇〇臺で約三〇%を占めることゝなるが、これは合衆國の六八%

第一節 低生産費は如何にして實現されたか

四を除けば、伊太利の二二%九、佛蘭西の一三%八、獨逸の七%二、英國の二%四の孰れより高い。以上の結果、紡績工場における運轉錘數と男女工數との關係、織布工場における運轉臺數と男女工數との關係には、第四表及び第五表にみる如き急激な變化が起つた。

表中指數を大正十四年基準としたのは大正十五年深夜業廢止決定後の傾向を知る爲めである。それによると、紡績工場に於いては、平均運轉錘數の指數は大正十四年の一〇〇・〇から深夜業廢止實現の昭和四年には一二三・九となり、世界恐慌、金輸禁止の同五、六年が一二六、金再禁後急激に増加して同十一年上期は一七七・四となつた。がこの際見逃せないのは据付錘數のヨリ急速な増加である。それは大正十四年の一〇〇から昭和十一年上期には一九八・一となつた。運轉錘數に對する据付錘數の相對的增加は能率機械の採用と操短との間の矛盾相剋を意味するものだ。この點の詳述は後に譲るが、かゝる新現象を伴ひつゝ運轉錘數は激増した。これに對して労働者數は大正十四年の一〇〇から翌昭和元年の一〇五・一を頂上として、激減して居り、同六年は七〇・一に下つた。その後稍増加してゐるが、同十一年上期においてすら八六・〇を示してゐる。單に資本の技術的組成が高度化したといふのみでなく、労働者數の絶對的減少すら行はれた。殊に男工に於いては今なほこの傾向を保持してゐる。

(四) 紡績工場

年別	錘 數			一日平均職工數			一萬錘當り女工數	女工一人當り錘數		
	年末据付錘數 千錘	同指數	平均運轉錘數 千錘	同指數	男	女			計	
大正 3	2,657	48.8	2,370	50.7	22,163	92,251	114,414	65.9	389	25.7
4	2,808	51.5	2,463	52.7	22,674	92,500	115,174	66.3	376	26.6
9	3,814	70.0	3,192	68.3	33,966	109,782	143,748	82.8	344	29.1
10	4,161	76.4	3,162	67.7	34,904	105,704	140,608	81.0	334	29.9
14	5,447	100.0	4,670	100.0	39,221	134,383	173,604	100.0	288	34.7
昭和 1	5,411	99.3	5,003	107.1	40,735	141,787	182,522	105.1	283	35.3
2	5,767	105.9	4,831	103.5	38,762	131,384	170,146	98.0	272	36.8
3	6,467	118.7	4,844	103.7	36,355	117,697	154,052	88.7	243	41.2
4	6,837	112.6	5,784	123.9	35,223	124,449	159,672	92.0	215	46.5
5	7,045	129.3	5,898	126.3	30,202	108,981	139,183	80.2	185	54.1
6	7,376	135.4	5,904	126.4	23,661	98,008	121,669	70.1	166	60.2
7	7,965	146.2	6,308	135.1	21,154	105,651	126,805	73.0	167	59.7
8	8,525	165.5	6,738	144.3	19,295	110,129	129,423	74.6	163	61.2
9	9,326	171.2	7,502	160.6	18,747	122,661	141,408	81.5	164	61.2
10	10,330	189.6	8,197	175.5	18,640	133,899	152,539	87.9	163	61.2
11.上	*10,789	198.1	8,286	177.4	17,990	131,280	149,270	86.0	158	63.1

第一節 低生産費は如何にして實現されたか

(五) 織布工場

年別	織機臺數			一日平均職工數			一臺當り女工數	女工一人當り臺數	
	年末据付臺數	平均運轉臺數	同指數	男	女	計			
大正 3	25,443	24,911	39.6	3,569	22,459	26,028	46.7	902	1.11
4	30,068	27,687	44.0	3,547	22,930	26,477	47.5	828	1.21
9	50,583	40,964	70.9	8,005	39,048	47,053	84.4	875	1.14
10	54,994	44,635	70.0	7,078	32,182	39,260	70.5	730	1.37
14	68,160	62,976	100.0	8,703	47,023	55,726	100.0	747	1.34
昭和 1	71,719	65,699	104.3	9,216	48,177	57,393	103.0	733	1.36
2	71,794	66,733	106.0	8,648	41,879	50,527	90.7	628	1.59
3	76,727	70,606	112.1	8,259	35,446	43,705	78.4	502	1.99
4	73,773	68,640	109.0	8,484	34,208	42,692	76.6	498	2.01
5	75,657	65,169	103.5	7,396	27,956	35,352	63.4	429	2.33
6	74,138	64,392	102.2	5,817	23,024	28,836	51.7	358	2.80
7	76,591	68,028	108.0	5,379	25,015	30,394	54.5	368	2.72
8	83,687	73,966	117.5	5,296	29,013	34,309	61.6	392	2.55
9	87,033	79,630	126.4	5,245	30,709	35,954	64.5	386	2.59
10	89,664	82,397	130.8	5,025	32,163	37,188	66.7	390	2.56
11.上	*92,416	84,773	134.6	4,745	32,628	37,373	67.1	385	2.60

三九

(備考) 紡聯綿絲紡績事情参考書より作成。紡聯加盟會社内地工場に限る。昭和十一年は上期中。* 印は六月末。

要するに、一方に於いて未曾有の過剰紡機（本年九月中のそれは二百四十一萬錘と戦前の運轉錘數を超えてゐる）と、他方に於いて過剰人口を急激に造り出しつゝ、紡績資本の技術的組成は大いに高められた。

これを一萬錘當りの女工數、及び女工一人當り錘數に割當てゝみると以下の如くだ。先づ精紡機一萬錘當り女工數は戦後三百三、四十人であつたものが、世界恐慌後には百六十數人、この昭和十一年上期には百五十八人とこの間半減以上の激減だ。試みに大正十四年を基準としてその前後十年間の推移を對比すれば次の結果を得る。即ち大正四年の一萬錘當り女工數は三百七十六人、基準年度二百八十八人で、この間八十八人、割合にして二割餘を減じたに過ぎぬが、昭和十年の百六十三人は基準年度に比して百二十五人、割合にして正に四割三分の激減だ。更にこれを女工一人當り錘數に割當てゝ見れば、戦後三十錘前後（無論これは精紡工程のみでなく全工程を含む）に割當つてゐたものが、世界恐慌後には六十錘を超え、この十一年上期は六十三錘一と倍増以上に達してゐる。大正十四年を基準として前後十ヶ年間の推移を對比すると、大正四年後十ヶ年間に於ける割當錘數増加六錘四、増加率二割三分弱に對して、基準年度後昭和十年の増加二十六錘五、その増加率は實に七割六分の激増に當る。

以上は紡績工場について見たものであるが、略ぼ同様のことは織布工場についても現れてゐる。ただ織機の増加率が表面的には精紡機のそれに比すると遙かに劣つてゐる。一見矛盾のやうだが然しこれが説明は主として、従來の小巾織機に代つて、近年廣巾織機が普及した點に求められる。なほ紡績聯合會では一般に織布工場には決議操短を實施してゐないのに、織機の運轉臺數は常に据付臺數より相當少ない。これは市況の如何により自衛的に休轉せしめる時もあるだらうが、主として修繕、或ひは部分的には動力の故障等に依るものゝやうである。又織布工場では紡績工場以上急激に労働者數を減ぜしめた。これは自働織機が極めて能率的なことを物語つてゐる。

さて資本の技術的組成高度化を一十臺當り女工數、女工一人當り割當臺數に現してみると以下の如くだ。大正十四年を基準年度として前後十ヶ年の推移を對照して見ると、一十臺當り女工數は大正四年の八百二十八人から基準年度七百四十七人で減少八十一人、割合にして九分七厘に過ぎぬが、昭和十年女工數は僅か三百九十人、基準年度よりも三百五十七人、四割七分餘の大激減である。これを女工一人當り割當臺數についてみれば同基準年度前後までは一人當り一臺一乃至一臺三（女工は臺持工のみならず、全工程を含む）であつたものが、其後急増して昭和六年には一時二臺八〇に迄なつた。同十年の夫れは二臺五六に當る。

以上觀て來た如く、新機械——それも工程省略を特徴とする能率機械——の採用による資本の技術的組成の高度化と、充用労働者数の激減は低生産費實現の重要モメントをなすものである。

能率機械の採用と共に無視出來ないのは動力の電化である。それは直接動力費を節減せしめたのみならず、機械の單獨運轉を可能ならしめ、従つてスピード調節を自由ならしめて生産高の増加、品質の改良を伴し、且又ベルトによる障害の危険を少なくして醫料費を節約せしめた。又前に述べた新機械の採用による工程省略と共に一工場當り錘數の増大を可能ならしめ（従つてまた一人當り機械持臺數の増加を可能ならしめ）、加ふるに動力の分配容易なる結果一般に工場規模の擴大を可能にした。動力電化が如何に徹底的に行はれたか、又工場規模の變化が如何に行はれたかは第六表及び第七表に見る如くである。即ち大正十四年頃を轉期として全馬力中に占める電力は火力を抜き、現在動力電化は極點まで達したと云ふも過言ではなく、一方、

(六) 使用動力の變化

年次	一日平均使用實馬力數		同上割合	
	火力 馬力	水力 及 電力 瓦斯 馬力	火力 %	水力 及 電力 瓦斯 %
大正 3	68,986	8,160	89.4	10.6
4	69,760	13,044	84.2	15.8
9	63,808	42,675	59.9	40.1
10	61,237	45,131	57.6	42.4
14	48,355	110,839	43.6	56.4
昭和 1	45,685	125,508	36.4	65.6
2	39,166	135,448	22.4	72.6
3	33,560	146,952	18.6	81.4
4	26,056	174,486	13.0	87.0
5	16,345	182,893	8.2	91.8
6	10,269	189,391	5.1	94.9
7	7,039	207,783	3.3	96.7
8	6,278	222,627	2.7	97.3
9	6,231	247,375	2.5	97.5
10	5,319	268,632	1.9	98.9
11.上	5,008	282,300	1.7	98.3

(七) 一工場當り平均錘數

工場數	錘數	平均錘數
大正三年末	一〇四	二、五七、一七四
同 九年末	一三五	三、八三、五八〇
同 十四年末	一六〇	五、一八、五三三
昭和四年末	一七七	六、六四、八七四
同 五年末	一八一	七、〇四、〇三九
同 六年末	一八一	七、三三、九七八
同 七年末	一八五	七、八四、三九四
同 八年末	一八七	八、五三、三三三
同 九年末	一九三	九、三三、五九四
同 十年末	一九三	一〇、三〇、四五三

(備考) 同一所在地の第一、第二工場等は凡て一工場とす。

工場當り平均錘數は蒸氣動力が支配的であつた戦前に比すれば昭和十年末は倍以上となつてゐる。大正十四年末に比すれば二萬一千錘餘、四〇%近くの増加だ。従つて動力電化を決定要因とする右記の諸事情が低生産費實現に役立つたことは無視出來ない。

(二) 労働強度の増加と賃銀切下げ

低生産費實現のためには單に能率機械が採用されたといふのみではない。そもそも深夜業廢止による労働時間の短縮を労働強度(=密度)の増加によつて、補充しようとする試みは當然の筋道であつた。それ故能率機械採用の前後を通じて、全般的にスピード・アップ、出來高請負制、又は出來高制による受持錘數及び織機持臺數の増加、責任作業量の決定、労働者の標準動作等水も洩らさぬ方法に依つて労働強化は最大限に利用されたのである。

(イ) スピード・アップ——例へば精紡機の回轉速度は昭和四年頃中絲で九千回乃至一萬回前後であ

第一節 低生産費は如何にして實現されたか

つたものが、同九年頃には一萬一、二千回、最近では一萬四千回乃至一萬五千回に達してゐる。(細絲で一萬二、三千回、太絲で一萬一、二千回位)スピンドルの回轉がスピード・アップされるに従つて、一錘當り出來高は増すわけで、例へば一日労働時間十七時間、四十手撚數一吋當二六・五として一錘當り出來高は九千回轉で約三十匁、一萬二千回轉では約四十匁、一萬五千回轉では約五十匁である。それ故回轉數の増大こそ僅かの新費用で(尤も或限界以上の高速度化は舊來の裝置のまゝでは困難なので夫々部分的な改善が施されてゐる)利潤を増す最良の方法である。従つて紡績業者は技術家をしてこの點の研究に専念せしめてゐる。ところで問題は回轉が増加すれば従來通りの原棉割合では絲切れが多くなるといふ關係だ。又スピード・アップは一般に動力費を増すし、あまり絲切れが多くては女工數を増さねばならない。そこで成るべく安い棉を使つて女工數を増さず、その労働強度を増加しつゝ適當にスピード・アップするといふ「經濟速度」が割出され、その引上げに最大の努力が拂はれるのだ。自動織機のスピード・アップについても絲切れを生ずるから略同様の關係が成立つ。

(ロ)が労働強度増加の問題について最も注意すべきは、その賃銀制度である。男工は日給制であるが、紡績工、織布工の約八八%を占める女工に對しては出來高制が行はれてゐる。概して紡績工場に於いては團體請負(所謂出來高請負)が、織布工場に於いては個人の出來高拂が行はれてゐる。

團體請負とは役付職工が二十人なら二十人の仕事を請負ひ、出來高に應じて賃銀を受け、持錘數及び年功による成績點數に應じて各個の女工に賃銀を按分する仕組みである。だから各個の女工は成績を上げるために持錘數を増加すると共に二十人が連帶責任を以つて出來高を増さうと努力する。今日一人が中絲なら一千錘(精紡機二臺半)乃至八百錘は持つて居るのみならず、絲切の甚しい箇所には互に協力し合ふ。又、織布工場では自動織機を使用し出來高拂ひであるが、平織なら一人で四十臺は持つてゐる。また責任作業量なるものを定め、各人に一定の生産量を受持たせ、どうしても規定の生産量をあげさせるやうにする。賃銀との關係があるから労働者は懸命に働かねばならぬといふわけだ。これは織布工場のみならず、紡績工場の合絲、巻返へし、チーズ、総取等個人出來高制のところには全部適用されてゐる。

(ハ)のみならず直接労働者に對して諸種の手段が講ぜられた。その一つは標準動作である。標準動作とは、云はゞ工場内の作業を或程度規格統一化することである。一例をあげれば従來は切れた絲を繋ぐにも各人勝手な方法(手の用ひ方など)に依つてゐたが、それに動作上の一定の標準を與へるのである。其他の訓練についてもヨリ組織的且つ嚴重な方法に依つて女工の見習期間の短縮を計るとか、一般に教育方法を改善するなど、各方面に亘つて能率増進策が實施されてゐる。

更に工場に入つてからの外に、採用の際に労働者を厳選し、以つて就職後の故障を防ぐといふ様な方法もとられてゐる。曾つて女工募集に苦心した時代には到底かゝる採用方法は困難であつたが、労働準備軍が充満してゐる時代には、一定の小學教育を受け身體の強健なものゝみを随意に採用出来る。某當業者は、この點が能率増進に及ぼした影響は決して輕視出来ないと言つてゐる。

以上述べ來つた様に労働の強化には極力努力が拂はれたが、この目的に則して寄宿舎や食物の改善の行はれたのも事實である。

差引労働強度の増加が低生産費實現のための重要モメントとなつたことは否まれない。又労働の強度と労働時間の延長とは互に排除し合ふものであつて高められた強度はたゞ労働時間の短縮によつてのみ成立する如き結び目に到達するものである。がこの結び目は深夜業廢止後といへども可成り深く押し遣られてゐる。

工場法第四條には『工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス』とあるが但書には『但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ午後十一時迄就業セシムルコトヲ得』とあつて、紡績、織布工場は通常午前五時から午後二時まで、午後二時から同十一時までの九時間二交替制を採用してゐる。早番遅番とも各三十分の食事休憩時間(以前はこれが約、

(八) 昭和十一年九月中 一日平均就業時間別社數

紡績工場 社數	就業時間	織布工場 社數	就業時間
一七〇〇	一七・〇〇	一三	一七・〇〇
一六・二七	一五・四五	一	一五・〇〇
一三・三〇	一五・〇〇	一	一四・〇〇
一三・一八	一三・三〇	一	一三・三〇
一〇・〇〇	一三・二七	一	一〇・〇〇
平均一六・三〇	計七	平均一四・一三	計四

一時間であつた)があるから純就業

時間は各番八時間半づゝ、一日十七時間操業である。尤も織布工場には二交替制によらず單作業(十時間乃至十一時間基準、内一時間食事休憩時間、午前七時半操業開始)を行つてゐるところが相當多い。例へば昭和十一年九月中における就業時間別社數を示すと第八表の如くだ。

(九) 一日平均就業時間(時)

紡績工場		織布工場	
大正三年上	三・二九	一三・四〇	一三・四〇
四年上	三・三七	一三・〇四	一三・〇四
八年上	三・三三	一三・九九	一三・九九
九年上	二・三三	一三・二七	一三・二七
十四年上	一九・四九	一四・〇六	一四・〇六
昭和四年上	一九・〇六	一四・四三	一四・四三
五年上	一六・五五	一三・四七	一三・四七
五年下	一五・四三	一三・四九	一三・四九
六年上	一五・五九	一三・四四	一三・四四
六年下	一六・二二	一三・四九	一三・四九
七年上	一六・三三	一三・四五	一三・四五
七年下	一六・二八	一四・〇三	一四・〇三
八年上	一六・三八	一四・四〇	一四・四〇
八年下	一六・四三	一四・四一	一四・四一
九年上	一六・四一	一四・三三	一四・三三
九年下	一六・三八	一四・四一	一四・四一
十年上	一六・三七	一四・三五	一四・三五
十年下	一六・三〇	一四・二〇	一四・二〇
十一年上	一六・三〇	一三・八二	一三・八二

第一節 低生産費は如何にして實現されたか

即ち、紡績工場就業時間十七時間のところは七十一社中の六十四社を占めてゐるが、織布工場就業時間十七時間のところは四十四社中の二十三社で、十時間就業が十一社ある。従つて紡績工場の日平均就業時間は十六時間三十分、織布工場の夫は十四時間十三分だ。而して過去に於けるこの逐年變化を示すと第九表の如くである。

(十) 實收賃銀の低下傾向

紡績労働者	同指数	
	男工	女工
昭和		
三年平均	一・五八八	一・三三七
四年平均	一・五九八	一・三六四
五年六月	一・五三三	一・〇六四
同十二月	一・四六三	〇・九六六
六年六月	一・四三〇	〇・九三〇
同十二月	一・四〇一	〇・八八四
七年六月	一・三七四	〇・八二四
同十二月	一・三七三	〇・八〇〇
八年六月	一・三六三	〇・七七九
同十二月	一・三七〇	〇・七七八
九年六月	一・三六六	〇・七五一
同十二月	一・三六三	〇・七四八
十年六月	一・三六一	〇・七三四
同十二月	一・三五五	〇・七三九
十一年六月	一・三三二	〇・七三三
同九月	一・三〇八	〇・七二五
織布労働者		
同九月	一・三〇八	〇・七二五
四年平均	一・二六八	一・二八四
同九月	一・三五五	〇・七四一
十二年九月	一・三五五	〇・七四一
(備考)	指数は昭和四年平均=100	100

さて新技術の採用、労働強度の増大と共に低生産費實現に役立つのは直接賃銀の切下げであつた。それが恐慌來如何に猛烈に行はれたかは第十表に示す如くである。

右の賃銀の低下は昭和五年を轉期として行はれたものであり、深夜業廢止に對する準備時代に於いては、まだそうひどく現はれてゐない。當時既に生産費低下の必要は痛感されてゐたことであるが、それは大體労働者數を減じ他方設備を増加することに依つて遂行されつゝあつた。然るに恐慌以後はかゝる手段のみでは到底目的を達することが不可能になり、そこで各労働者の賃銀減額が開始されたのである。

紡績労働者についてみると、昭和四年=100として同十一年九月は男工八一・八、女工六〇・二であり、織布労働者は同じく男工八三・二、女工五七・七である。女工の賃銀低下は甚しい。なほ此統計は(其他のものも同様だが)經營者自身

身の報告になるものであつて、此點若干の考慮を要さへするのである。

右の賃銀切下げに關聯して考ふべきことは曩きにも觸れた男工の女工化といふことである。最近女工の平均賃銀は男工のその五割餘である。男工の排除は一部分には從來相當體力を要した仕事が機械に代へられた爲めもあるが、又この賃下げに應じて例へば機械の掃除とか油さしとか斯うした所に

(十一) 使用男女工割合

年別	使用男女工		割合	
	男工%	女工%	男工%	女工%
大正				
3	19.4	80.6	13.7	86.3
4	19.7	80.3	13.4	86.6
9	23.6	76.4	17.0	83.0
10	24.8	75.2	18.0	82.0
14	22.6	77.4	15.6	84.4
昭和				
1	22.3	77.7	16.1	83.6
2	22.8	77.2	17.1	82.9
3	23.6	76.4	18.9	81.1
4	22.1	77.9	19.9	80.1
5	21.7	78.3	20.9	79.1
6	19.4	80.6	15.0	85.0
7	16.7	83.3	17.7	82.3
8	14.9	85.1	15.4	84.6
9	13.3	86.7	14.6	88.4
10	12.2	87.8	13.5	86.5
11上	12.1	87.9	12.7	87.3

(備考) 一日平均労働者數=100

女工を代置することが遙かに有利となつた爲めもある。また女工の勤続年限は短いので退職手當などが少なくて済む。而かも女工は柔順であり、經營者に對する對抗力は弱い。經營者の最も苦痛とする労働爭議防止の効果に就いては敢へて言ふ迄もないだらう。夫でゐてやる仕事に男工とそう大差ないのだから、

女工への轉換は必然的である。全労働者中に占める男女工の比率は第十一表の様に変化した。かくて右に見て來た(一)(二)の総合的結果は綿絲布生産數量を激増せしめると共に、冒頭に述べた單位當り賃銀を極めて顯著に低下せしめたのである。第十二表、第十三表はこれを明示するために作

成したものである。先づ表の最右欄を見らばよ。

(十二) 綿 繭 一 担 當 り 勞 働 原 價 比 較 表

年 度	一日平均賃銀		一日平均人員		一日總支拂賃銀		就業日數	一年支拂賃銀總額	綿 繭 生産高	一担當り賃銀
	男工	女工	男 人	女 人	男 円	女 円				
大正 3	0.491	0.315	22,613	92,251	11,103	29,428	322.4	13,067	1,666,181	7.84
4	0.495	0.322	22,674	92,500	11,224	29,785	307.8	12,622	1,720,265	7.34
9	1.567	1.196	33,966	109,782	19,259	131,299	316.1	47,591	1,816,976	26.19
10	1.963	1.134	34,904	105,704	68,517	119,868	306.3	57,702	1,811,350	31.86
14	1.548	1.223	39,221	134,383	60,714	164,350	320.5	72,133	2,436,784	28.16
昭和 3	1.558	1.227	36,335	117,697	56,641	144,414	311.8	62,689	2,451,862	25.57
4	1.598	1.188	35,223	124,449	56,286	147,345	325.9	66,572	2,792,586	23.82
5	1.525	1.047	30,202	108,981	46,058	114,103	313.8	50,259	2,524,699	19.91
6	1.427	0.923	23,661	98,001	33,764	90,455	311.7	38,719	2,567,134	15.08
7	1.377	0.826	21,154	105,651	29,129	87,268	306.8	35,711	2,810,437	12.71
8	1.368	0.780	19,295	110,129	26,396	85,901	313.7	35,227	3,099,857	11.36
9	1.373	0.754	18,747	122,661	25,740	92,486	317.6	37,549	3,472,443	10.81
10	1.355	0.729	18,640	133,899	25,257	97,612	314.0	38,581	3,560,833	10.83
11. 上	1.336	0.726	17,990	131,280	24,035	95,309	154.5	18,439	1,787,203	10.32

(備考) 昭和十一年は上半期

(十三) 綿 布 一 碼 當 り 勞 働 原 價 比 較 表

年 度	一日平均賃銀		一日平均人員		一日總支拂賃銀		就業日數	一年支拂賃銀總額	綿 布 生産高	百碼當り賃銀
	男工	女工	男 人	女 人	男 円	女 円				
大正 3	0.555	0.373	3,569	22,459	1,981	8,377	310.3	3,214	454,902	7.1
4	0.525	0.374	3,547	22,930	1,862	8,576	306.6	3,200	502,077	6.4
9	1.572	1.174	8,005	39,048	12,584	45,842	313.8	18,334	762,037	24.1
10	1.492	1.146	7,078	32,182	10,560	36,881	300.9	14,275	700,698	20.4
14	1.574	1.222	8,703	47,023	13,699	57,462	314.6	22,387	1,179,524	18.9
昭和 3	1.615	1.300	8,259	35,446	13,338	46,080	317.1	18,841	1,382,034	13.6
4	1.628	1.284	8,484	34,208	13,812	43,923	324.4	18,729	1,538,249	12.2
5	1.573	1.170	7,396	27,956	11,634	32,709	315.2	13,977	1,388,423	10.1
6	1.474	1.043	5,812	23,024	8,567	24,014	313.0	10,198	1,404,668	7.3
7	1.412	0.892	5,379	25,015	7,595	22,313	316.5	9,466	1,532,851	6.2
8	1.377	0.829	5,296	29,013	7,293	24,052	320.2	10,036	1,673,881	6.0
9	1.377	0.802	5,249	30,709	7,222	24,629	322.8	10,282	1,793,845	5.7
10	1.386	0.778	5,025	32,163	6,965	25,023	319.4	10,217	1,843,471	5.5
11. 上	1.383	0.765	4,745	32,628	6,562	24,960	157.5	4,965	902,987	5.5

(備考) 昭和十一年度上半期

この數字の算出基礎は、一見明かな如く表の左欄の各項目から一ヶ年の支拂賃銀總額（この増減は貧農生計に重大關係を持つ）を求め、これを一ヶ年の生産高によつて除したのである。

第一節 低生産費は如何にして實現されたか

(十四) 綿絲生産數量増加と高級化傾向

年次	綿絲生産高			綿絲出來高中に占める割合			使用原棉中に占める割合	
	生産高	同指數	一錘當出來高	太絲%	中絲%	細絲%	印棉%	米棉%
大正 3	1,666,181	68.4	0.703	18.06	81.1	9.0	0.5	70.1
4	1,720,265	70.6	0.698	18.60	79.1	10.9	0.5	69.2
9	1,816,976	74.5	0.569	18.94	67.3	22.1	0.4	56.7
10	1,811,350	74.3	0.573	16.55	70.5	19.1	0.3	60.7
14	2,436,784	100.0	0.518	18.13	63.3	24.1	0.7	56.5
昭和 1	2,607,747	107.0	0.521	18.39	62.5	24.4	0.6	53.7
2	2,530,693	103.8	0.524	19.26	62.1	25.4	0.8	46.4
3	2,451,862	100.6	0.506	20.83	57.7	30.1	0.9	44.8
4	2,792,586	114.6	0.483	22.44	59.7	29.1	1.1	49.4
5	2,524,699	103.6	0.428	23.17	61.5	29.2	1.3	53.6
6	2,567,134	105.3	0.435	26.19	61.6	28.9	1.4	48.3
7	2,810,437	115.3	0.446	26.60	59.1	31.3	1.5	25.6
8	3,099,857	127.2	0.460	28.15	54.3	36.3	2.1	32.5
9	3,472,443	142.5	0.463	28.31	54.4	37.6	3.0	38.1
10	3,560,833	146.1	0.434	26.59	56.9	39.7	3.4	45.6
11. 上	1,787,203	—	—	—	56.6	39.5	3.9	40.3

(備考) 1. 綿絲出來高中に占める太絲、中絲、細絲の割合は昭和八年迄は單絲のみについて算出せるものにして、撚絲、瓦斯絲共計を100とした場合。番手別は二十手以下=太絲、二十一乃至四十三手=中絲、四十三手以上=細絲、昭和九年以降は撚絲、瓦斯絲を含み、且番手別は二十二手以下=太絲、二十三手乃至四十四手=中絲、四十五手以上=細絲としてある。

2. 使用原棉は其他共計をとした場合。

先づ綿絲(第十二表)に就てみるに、一相當り賃銀は昭和四年に二十三圓八十二錢かゝつたものが、同八年には十一圓三十六錢となり最近十圓三十二錢となつた。特に深夜業廢止後五年間の低落は半減以下といふ激しさだ又綿布(第十三表)に於ても同様の傾向が窺はれる。即ち右と同一期間に綿布百碼當り賃

(十五) 綿布生産數量増加と高級化傾向

年次	織布生産高			綿布出來高中に占める割合	
	生産高	同指數	一臺當り生産高	粗布%	金巾%
大正 3	454,902	38.6	18,261	20,254	31.9
4	502,077	42.6	18,134	21,896	30.4
9	726,374	64.6	18,047	19,515	19.9
10	700,698	59.4	17,072	21,772	17.1
14	1,179,525	100.0	18,729	25,083	17.2
昭和 1	1,277,727	108.3	19,448	26,521	17.0
2	1,294,669	109.8	19,400	30,914	15.4
3	1,382,034	117.2	19,573	38,989	9.3
4	1,538,249	130.4	22,410	44,967	10.3
5	1,388,423	117.7	21,158	49,664	11.7
6	1,404,668	119.1	21,814	61,008	14.4
7	1,532,851	130.0	22,532	61,277	15.0
8	1,673,881	141.9	24,605	57,694	14.2
9	1,793,845	152.1	22,527	58,414	11.9
10	1,843,471	156.3	22,373	57,317	12.1
11. 上	902,987	—	—	—	12.1

銀は一圓二十二錢から六十錢となり、これ亦半減以下である。かくて全體としての生産費が急激に引下げられ、輸出躍進の基礎が築かれたのであつた。

さて、一方に於いて生産數量が増加したといふのみでなく、原綿の改良と相俟つて製品の高級化が行はれた。第十四表及び第十五表は夫を示すために作成したのである。

先づ綿絲(第十四表)に就てみると、生産數量は大正十四年の一〇〇から昭和十年は一四六・一に増大した。女工一人當り出來高は同期間に約四割七分を増加した。一錘當り出

來高は減少してゐるがこれは綿絲高番化の爲めであること同表第二欄の如くだ。又使用原棉をみると總じて米綿の使用が増加(昭和七、八年の激増は日印問題の影響を現はすものだが)したが、昭和十

年に於いて米棉五〇%七、印棉四五%六といふ割合だ。印棉の使用はまだ相當多い。

一方綿布(第十五表)の生産數量は大正十四年を一〇〇として昭和十年は一五六・三となつた。女工一人當りの出來高は同期間に二倍以上となり、しかも粗布のやうな下級品が減つて金巾のやうな高級品が著しく増加した。

かくて茲に綿業高利潤の素地が窺はれるのである。

三、中小機業に於ける長時間労働

が、そればかりではない。我國綿業の構成をみると紡績行程は殆ど完全に大日本紡績聯合會加盟會社の獨占下にあること第十六表の如くであるが、織布行程については事情を異にする。これを示したのが第十七表だ。

即ち、全國織機臺數の七六%九、職工數の八六%二、生産額の六七%六は中小機業に屬する。併しこのうちには我國特有の小幅物に關するものが含まれてゐるから、それを除き、廣幅物に關するもののみを採つてみても、廣幅力織機及び職工數の六〇%以上、廣幅物生産額の五〇%以上、輸出綿布數量の三〇%以上、同價額の四〇%以上は是等中小機業に依存してゐるとの推定が成立つ。第十八表の

(十六) 紡績聯合會加盟・非加盟會社比較

	聯合會(60社) 加盟會社(263工場)	聯合會非(13社) 加盟會社(15工場)
公稱資本金	585,403千円	18,800千円
拂込資本金	443,056	10,900
諸積立金	279,438	417
錘數		
{ リング	10,295,132錘	232,532錘
{ ミュール	35,320	—
燃絲錘數	900,064	9,264
織機臺數	89,664	3,312
綿絲出來高	3,560,833捆	80,000捆

(備考) 昭和十一年六月末現在の内地のみの數。綿絲出來高は十年分。非加盟會社の綿絲出來高は推算

(十七) 中小機業の位地

	全國	紡績會社	差引其他	同上の全國に對する割合(%)
機械臺數	376,704台	87,033	289,671	76.9
職工數	224,645人	31,099	193,546	86.2
生産額	875,794千円	284,000	591,794	67.6

(備考) 昭和九年末現在。但し生産額は十年。

(十八) 中小廣巾機業の位地(昭和九年・推定)

	全國	紡績會社	差引其他	同上の廣幅全體に對する割合(%)
機械臺數	376,704臺			
内廣幅力織機	241,240	86,133	155,107	64.3
職工數	224,645人			
内廣幅職工	89,181	28,399	60,782	68.2
生産額	816,362千円			
内廣幅物	628,173千円	300,000	378,173	55.8
輸出綿布(昭和十年)				
{ 數量	2,725,109千方碼	1,843,471	881,638	32.4
{ 價額	496,097千円	284,000	212,097	42.8

如し。
さて曩に觀察して來た能率増進に對するもの
低生産費實現の過
程は紡績
加盟の織
布兼營大
紡績に關
するもの

であるから、いまこれら中小機業について補足を行つて置く。とはいつても要するに舊式の力織機を使用してゐるこれら中小機業に於いて能率増進と云へば、手段としては労働時間の延長、賃銀の切下

げ、組合組織による共同施設のヨリ廣汎な利用位なものである。

中小機業の現状については残念ながら、其の全貌を明かにすべき資料に乏しく、従つて充分な説明を期し難いが、今手許にある資料によつて一應の考察を加へて置く。

一、内閣調査局専門委員美濃口時次郎氏によると、『中小規模の織布專業經營に於いては私自身の視察した處では、今日に於いても尙ほ殆ど全く自動織機は使用されてゐない。例へば中小織布經營の密集して存在してゐる大阪府下の泉南同業組合の調査（一九三三年四月一日現在）に於いて見ても、其の使用してゐる織機の種類は、原田式、北野式、阪口式、古橋式、濱田式、農田式、岩間式、松井式、堺式、松島式、橋本式、金田式、中村式等種々であるが、然し其の殆ど總ては鐵製及び半木製の普通力織機のみで、自動織機は同地方に在る三四七の織布專業工場の廣幅力織機總數一七、四八五臺中僅かに一臺に過ぎない。然るに斯かる鐵製又は半木製の普通力織機を用ひて職工一人當りの受持臺數の増加を圖らんとすれば、勢ひ織布の品質を低下すると共に織機一臺當りの織布出來高を減少せしむる結果になるのであつて、これが中小織布專業經營に於いて生産能率の増進が後れた理由である。』〔社會政策時報〕昭和十一年十一月號四八頁）

二、又、フレダ・アットレー女史に依れば「……大工場では雇主自身が交替の間に充分休養も與へずして勞働力を過勞させることは結局彼等の利益から見て不經濟だと云ふことを確信して來たのと、彼等は小工場におけるよりも勞働の能率をあげさせるために必要な設備をなし得るだけの資金を持つてゐるのに反して、小さい機屋では、原料絲の買入れの時には紡績業者から、製品の販賣に當つては、大商人や、製品價格の甚しい動搖の原因となつてゐる大資本家の金融操作によつて、すでに自分自身がひどく搾取されてゐるのだから、積立金を蓄積して大工場のやうにもつと近代的な搾取の組織を採用する餘裕が仲々出來ないのである。彼等の原始的な産業では、彼等の利益は、優秀な設備をもつた大工場主が短かい勞働時間の間に最良の機械のスピードに合せて勞働者を働かせるのとは違つて、勞働者を出來るだけ長く働かせ、劣等な機械で出來るだけ多く作り上げようとするところにあるのだ。のみならず小さい機屋では通常一交替制しか行はれてゐないために、ウント長く働かせられることゝなるのである。』〔極東に於ける綿業〕叢文閣版二三四頁）

三、泉南、泉北及び岸和田市の中小織物工場に於ける工場法違反を見るに『泉南、泉北兩郡及岸和田市に存在する七百五十有餘の中小織物工場は動力を一定量以上に使用するときはその超過部分の使用量に對し其の料金を遞減せらるゝ特典あり。従て其の生産費を輕減し得る利益あると、職工一日の收入を保證する爲（職工は工賃率の高低を問はず只管一日の所得の多きことを希望し、就業時間の長

きを厭はず)法第三條の就業時間の違反を敢行する所にして、取締には多年一段の苦心を拂ひ來たりたるも兎角無統制に就業せしむる嫌ひあり。之が監督、取締の一方法として従來行ひ來たりたる毎年に於ける數回の一齊臨檢にては到底其の目的を達することを得ざるを以て、昭和九年に於ては此の方針を革め、所轄警察署長を督勵すると共に、部分的に一齊臨檢を毎月二、三回之を行ひ、法令違反を行ふ間隙を與へず、一面には違反の事實と違反工場名を大々的に新聞紙上に掲載して社會的掣肘を加ふる等の方法を執りたる結果、月を重ねるに連れて違反工場の漸減することを認め格段の成績を挙げ得たり。然るに各工場は十一月下旬に至り季節的に増加したる需要、年末、年始の賣出用に供せられ、大量注文を過重に引受け、一ケ年中の不採算、不成績を最後の一ケ月に於て挽回せんとし法第三條の違反を爲す者を續出するに至り、折角好成绩を挙げ來たりたるに十一月下旬より勵行したる前後五回の一齊臨檢に對し一三二工場の違反者を發見し、然も其の就業時間の長時間のものに在りては始時午前六時にして終時午後九時に及ぶ一日十六時間の労働を強ふるものありて、九俣の功を一簣に虧くの嫌ひあり。十二月十二日舉行したる一齊臨檢に於ては工場監督官補十二名、巡查七名を以て十班を組織し午後六時十五分各班一齊に臨檢を開始し泉南、泉北兩郡の九ヶ町村に亘る五十二工場を臨檢して、二十一工場の違反を摘發したり。』(社會局労働部『昭和九年工場監督年報』二五頁)

第二節 綿布輸出躍進の實相

さて如何にして低生産費が實現されたかを知つた吾々は一步進めて、我が綿布が金再禁止後の低爲替に助けられつゝ如何に世界市場に飛躍したか、その實相を窺ふとしよう。

一、年別觀察

先づ昭和四年以降逐年の我が綿布輸出の推移をみるに、第一表の如く、昭和四年輸出數量十七億九千萬方碼、その金額四億一千二百餘萬圓であつたものが、續く昭和五、六年は金解禁、世界恐慌のため著減した。併しこの間に於いても英國は我國以上の激減を辿つたこと同表第二欄の減少率が示す如くである。

昭和六年九月英國が金本位停止するに續いて日本も亦同年十二月金輸出の再禁止を斷行し、翌昭和七年に於いては兩國とも輸出回復を示したが、特に我國の躍進振りは顯著であつて、數量に於いて對前年四三%七、金額に於いて四五%三の記録的增加を辿つた。翌八年には遂に我が綿布輸出數量はラ

第二部 日本綿業の現状

(一) 綿布輸出累年比較

年	日本 (千万碼)	英吉利 (千万碼)
昭和四年	一、七九〇、五六〇	三、六七一、六六七
同五年	一、五七二、八三五	二、四〇六、七六七
同六年	一、四三三、七八〇	一、七二六、三三三
同七年	二、〇三二、七三三	二、一九七、四七一
同八年	二、〇九〇、三三八	二、〇三二、三三一
同九年	二、五七七、二六四	一、九九五、四五六
同十年	二、七五五、一〇九	一、九四八、八八四
(前年増(+)減(-)率)		
昭和五年	(-) 三三・二	(-) 三四・一
同六年	(-) 一〇・一	(-) 二七・〇
同七年	(+) 四三・七	(+) 四五・三
同八年	(+) 二・九	(-) 三・七
同九年	(+) 三三・三	(-) 二・八
同十年	(+) 五・七	(-) 〇・七

七、九の五ヶ月を除けば孰れの月も多かれ少かれ前年同月に比して減少を示した。従つて年初來十一月末までの總計は約二十四億四千萬方碼で前年同期の二十五億一千六百萬方碼に比すれば七千五百萬餘、割合にして三%の減少である。減少率はその金額に於いて一層甚しい。十一月末迄の輸出金額は約四億三千二百餘萬圓、前年同期の四億五千九百萬圓に比すれば二千六百餘萬圓、割合にして五%八

ンカシヤの夫れを超越した。かくて昨十年の綿布輸出總量は二十七億二千五百萬平方碼の記録的數量に達し、逐年減退を辿つた英國を凌駕すること實に七億七千六百萬平方碼に及んだ。

併しこの昭和十年に於いて増加率は稍鈍つて來たことを示してゐる。即ち、數量の五%七増はともかく、價額總額四億九萬六百萬圓はこれまた既往の最高額であつたとはいへ、その増加率は九年に比し僅か〇%七に過ぎなかつた。

さて昭和十一年に入つて年初以來十一月末に至る十一月間の綿布月別輸出數量を示すと第二表の如く、五、六、

(二) 綿布月別輸出高(千万碼)

年	十年	十一年	増減
一月	二〇、一八一	一八、七四三	(-) 二七、四八八
二月	三九、三六六	二一、九五〇	(-) 一七、四一六
三月	二七、四三三	二四、五八八	(-) 三三、八七五
四月	三三、八九四	三三、二七三	(-) 一六、六三一
五月	三三、九〇一	二四、九三三	一五、四九一
六月	一〇一、〇七三	三三、〇八五	二四、〇三三
七月	三三、九四四	三三、九七六	四
八月	三三、三九六	三〇、八三三	(-) 一七、一七三
九月	二八、七五九	三三、六四三	四、八八一
十月	三三、七七七	三三、二七六	(-) 九
十一月	三三、四三三	*三三、二七三	(-) 八、一三〇
以上合計	二、五六一、一五六	二、四四〇、四三六	(-) 七五、七三〇
十二月	二〇、九五三	—	—
年計	二、七五五、一〇九	—	—

(備考) 大藏省『外國貿易月表』に依る。但し*印は綿工聯輸出統計。

の影響が現れ出したことは否定出來ない。

の減少である。

假りに十二月中に二億二千萬方碼見當の輸出があるものとすれば、昭和十一年中の綿布輸出高は二十六億六千萬方碼となるわけだ。昨十年の二十七億二千五百萬方碼には及ばぬが、尙ほ九年の二十五億七千七百萬方碼を抜いてゐる。又最近の傾向として『綿布』以外の所謂綿製品に形を變へて輸出されたものは少くない。綿工聯の調査に依ると十一月に於てメリヤス輸出は十年の四千八百八十四萬圓に比し、十一年は四千六百六十五萬圓と微減したが、其他の綿製品は十年の七千七十六萬圓から十一年同期は七千六百萬圓の輸出額となつた。とははいへ海外市場の輸入防遏策強化

二、品種別觀察

第二節 綿布輸出躍進の實相

(三) 輸出綿布種類別比較

昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十一年(一十月)
生地 千方碼	五六一,三七七	四七九,三四二	六一,三〇五	七七,五〇二	九四,五二四	八〇四,九五九
晒 千方碼	一九〇,一五九	三五九,九一九	四六三,七〇八	五〇九,九七八	五一,三三五	四九,三五三
加工 千方碼	六三三,三〇四	九三三,四六一	一,〇一五,二二二	一,二九四,九六五	一,二六八,五二〇	九九三,八四一
(對前年比較増(+)減(-)率)						
生地	(+) 三・五%	(+) 八・九%	(+) 二・八%	(+) 一・〇%	(+) 二・七%	(+) 二・七%
晒	(-) 一・八%	(+) 二・九%	(+) 一・〇%	(+) 二・六%	(-) 二・九%	(-) 二・九%
加工	(+) 三・五%	(+) 四・九%	(+) 二・三%	(+) 二・七%	(-) 二・〇%	(-) 二・〇%
(生地、晒、加工の百分比)						
同 七年	三・五%	八・九%	二・三%	二・七%	二・〇%	二・七%
同 八年	一・八%	二・九%	二・三%	二・六%	二・〇%	二・七%
同 九年	二・七%	二・九%	二・三%	二・六%	二・〇%	二・七%
同 十年	二・七%	二・九%	二・三%	二・六%	二・〇%	二・七%
同 十一年	二・七%	二・九%	二・三%	二・六%	二・〇%	二・七%
同 十一年(一十月)	三・六%	一・九%	四・六%	二・七%	二・〇%	二・七%
(備考) 第二欄十一年一十月は對前年同期増減率						

次にこれを品種別に観察してみると近年高級綿布の輸出減少が顯著に現れてゐる。第三表の如し。即ち、生地、晒、加工に分けて見ると、昭和七年當時、最も著しい増加率を示したのは晒及び加工綿布であつた。同年の對前年増加率は生地の三三%五に對し、晒八九%三、加工四九%八である。然るに近年その傾向は一轉してゐる。昭和十年についてみれば生地は前年に比し二一%六の増加、晒は二%六の増加、加工は二%の減少だ。本十一年についてみればこの新傾向は一層著しい。生地の増加率が鈍つた(對前年一十月二%七増)のみならず、晒は減少に轉じ、加工の減少率は大きくなつた。右は輸出數量についてみたものであるが、輸出金額についてみるとこの傾向は一層顯著である。第四表によると、

(四) 十一年一十月綿布輸出品種別 (數量||千方碼、價額||千圓)

生地	晒	加工	合計
數量	八〇四,九五九	四九三,八四一	二,三二七,一五三
價額	一一八,五五五	九三,〇二〇	三九二,七九八
數量	一八,五五五	九三,〇二〇	二,三二七,一五三
價額	三,〇〇一	五,三三〇	八,三三一
數量	二,四〇一	七,〇〇四	九,四〇五
價額	二,四〇一	七,〇〇四	九,四〇五
數量	二,四〇一	七,〇〇四	九,四〇五
價額	二,四〇一	七,〇〇四	九,四〇五
數量	二,四〇一	七,〇〇四	九,四〇五
價額	二,四〇一	七,〇〇四	九,四〇五

十一年一十月の對前年同期減少率は生地二%五、晒七%加工八%五であつた。然るに一方に於いて多くの植民地における低級綿布の自給は我國綿業の發展方向を製品高級化に向けざるを得ない。又我國に於いて晒の半分、加工の大部分は中小機業家に依つて生産されてゐるだけにこの傾向は社會的重大性を持つ。

三、仕向地別觀察

更に、仕向國(又は仕向地)別に輸出状況を見ると第五表の如く、表示七十二ヶ國中、前年同期に比して減少せるもの三十五ヶ國に對して、増加せるもの三十七ヶ國であり、州別に云へば歐洲への輸出増加が目立つてゐるが、就中佛蘭西、獨逸への輸出増加率はそれぞれ三八七%、二五〇%と極めて大きい。佛蘭西へ最近盛んに出る様になつたのは晒綿布(主として金巾)であり、獨逸への輸出増加が著しいのは生地綿布(主として四十吋未滿の金巾、及び粗布)である。

第二節 綿布輸出躍進の實相

(五) 1—10月綿布國別輸出狀況

洲別	國別	昭和10年	昭和11年	比較増減	同上率%
亞細亞洲	滿洲國	139,721	189,617	49,896	35.7
	關東州	60,032	95,598	35,566	59.2
	中華民國	53,158	27,990	(-)25,168	(-)47.3
	香港	44,152	68,852	24,700	55.9
	暹羅	61,747	61,396	(-)351	(-)0.6
	英領緬甸	1,996	914	(-)1,082	(-)54.2
	海峽殖民地	39,990	40,659	669	1.7
	英領印度	460,356	405,892	(-)54,464	(-)11.8
	セイロン	4,199	8,119	3,920	93.4
	イタリヤ	30,627	3,458	(-)27,169	(-)88.7
	シリア	62,556	40,838	(-)21,718	(-)34.7
	パレスチナ	13,157	10,986	(-)2,171	(-)16.5
	アラビヤ	17,167	10,186	(-)6,981	(-)40.7
	アフガニスタン	42,708	49,496	6,788	15.9
	サウジアラビア	147	10	(-)137	(-)93.2
	比領ボルネオ	82,160	34,771	(-)47,389	(-)57.7
	英領印度	394	303	(-)86	(-)21.8
	英領吉蘭丹	308,106	283,014	(-)25,092	(-)8.1
	歐洲	佛領西逸利	10,610	17,238	6,628
獨逸		3,465	10,888	13,423	387.4
伊太利		6,223	21,758	15,535	249.6
白耳義		4,192	4,727	535	12.8
瑞爾		13,757	12,064	(-)1,693	(-)12.3
丹麥		4,927	7,349	2,422	49.2
瑞典		4,013	5,471	1,458	36.3
ノルウェー		760	791	31	4.1
ギリヤ		1,624	3,530	1,906	117.4
トルコ		17,873	22,854	4,981	27.9
南亞米利加洲	マニラ	36	31	(-)5	(-)13.9
	露利	8,625	5,710	(-)2,915	(-)33.8
	秘智亞	22,725	29,866	7,141	31.4
	爾然	84,643	63,408	(-)21,235	(-)25.1
	グアテマラ	3,210	9,284	6,074	189.2
	エルサルバドル	8,379	20,173	11,794	140.8
	コロンビア	21,930	39	(-)21,891	(-)99.8
	ペルー	11,019	6,350	(-)4,669	(-)42.4
	エクアドル				
	チリ				

六五

(千方碼) (外國貿易月表より作成)

洲別	國別	昭和10年	昭和11年	比較増減	同上率%
北亞米利加洲	亞米利加合衆國	39,613	48,726	9,113	23.0
	メキシコ	137	544	407	297.1
	グアテマラ	2,467	202	(-)2,265	(-)91.8
	ホンジュラス	6,270	9,433	3,213	51.2
	サルヴァドル	107	—	(-)107	(-)100.0
	ニカラガ	1,886	1,533	(-)353	(-)18.7
	コスタリカ	2,926	5,743	2,817	96.3
	パナマ	3,208	3,819	611	19.0
	パナマ運河地帯	736	640	(-)96	(-)13.0
	玖マ	9,870	369	(-)9,501	(-)96.3
利加洲	ジャマイカ	52	94	42	80.8
	ハイチ	13,870	6,522	(-)7,348	(-)53.0
	ドミニカ共和國	12,566	10,296	(-)2,270	(-)18.1
	バハマ	—	2	2	—
	ポルトリコ	3,443	8,592	5,149	149.5
	セントヴィンセント	16	3	(-)13	(-)81.3
	トリニダード及トバゴ	76	43	(-)33	(-)43.4
	埃及	151,455	90,780	(-)60,675	(-)40.1
	アングロ、エヂプシアン、スダン	48,523	49,142	619	1.3
	エリトリア	38	—	(-)38	(-)100.0
阿弗利加洲	佛領ソマリ、コースト	14,322	13,464	(-)858	(-)6.0
	伊領ソマリ、ランド	343	90	(-)253	(-)73.8
	ケニヤ・ウガダ及タンガニカ	66,226	80,989	14,763	22.3
	モザンビツク	14,313	8,408	(-)5,905	(-)41.3
	南阿聯邦	20,732	25,190	4,458	21.5
	ナイジリア	4,921	3,992	(-)929	(-)18.9
	ゴールド、コースト	1,165	1,292	127	10.9
	佛領モロツコ	50,583	63,019	12,436	24.6
	西領モロツコ	6,199	5,488	(-)711	(-)11.5
	アルヂエリヤ	3,239	3,683	444	13.7
大洋洲	マダガスカル及リユニオン	25	49	24	96.0
	濠太刺利	72,112	65,284	(-)6,828	(-)9.5
	ニユーギニア	1,285	1,721	436	33.9
	新西蘭	4,469	9,790	5,321	119.1
	布哇	1,084	1,463	379	35.0
其他(分類不詳)	52,755	88,789	36,034	68.3	

第二部 日本綿業の現狀

六四

さて、こゝで各別国いち／＼に就て説明を試みる事は困難だから詳細は表を参照され度いが、たゞ重要市場に就き若干の説明を加へておかう。

(一) 中華民國の直接輸出は本年一—十月中累計で二千八百萬方碼に過ぎず、前年より四七%を減じて半減に近い。これを昭和八年同期の八千七百萬方碼に比すれば四分の一近くまで減じてゐる。が、これはその儘同國向輸出がそれだけ減じたのではなく、滿洲國及關東州等近隣仕向地を經由して入るものが激増したことによつて或る程度まで補はれてゐること表に窺はれる如くだ。

(二) 次に一—十月の對英領印度輸出は四億六百萬方碼、前年に比し五千四百萬方碼(一一%八)を減じた。それに引かへ、セイロンが、九三%を増してゐるのは同地が、印度本土と行政系統を異にし、従つて日印協定外にあり、關稅率も低いからだ。が、對印輸出は貿易年度に就て見るが妥當と思はれるから、茲には第三年度第一期(四—九月)の實績を示して置く。第六表がそれだ。即ち、印度政府の統計に依ると同期に於ける我國からの輸出數量は二億三千萬碼(ロング・ヤード)で、この内三

(六) 對印綿布輸出第三年度第一期實績

品 種	割當比率 %	同數量 千碼	輸出數量 千碼
生無地	四〇・五	八二,〇〇〇	八九,八八五
縁付生地	一三・〇	二六,〇〇〇	三〇,三五五
晒 地	九・六	一九,二〇〇	二六,四三二
色 物	三六・九	七三,八〇〇	六六,八〇七
合 計	一〇〇・〇	二〇〇,〇〇〇	二三,四五六

(備考) 輸出數量は印度政府統計。但し右のうちには再輸出數量を含む。

(七) 昭和年上半年(四—九月)を一〇〇とせる日英兩國よりの輸入綿布數量指數

年 次	日本より	英國より	日英兩國より	生無地	縁付生地	晒 地	捺染	反染	絲染	合計
十 年	一三五	一〇三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
十一年	一三七	一〇七	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
十一年	一三七	一〇七	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇

千萬碼位が再輸出分と見られ、成績は良好である。同統計に依る前年同期は二億三千五百萬碼だから減少は云ふに足らぬ。之を英國綿布の對印輸出が前年同期の二億三千六百餘萬碼から本年同期の一億六千九百餘萬碼に激減してゐるに比すれば非常な好成績といふべきだ。だが一步その内容に立入つてみると日英ともに加工綿布の減少が著しい。第七表の如くだ。

即ち昭和九年四—九月を一〇〇とせる指數で見ると、捺染が十年の一五六から十一年一六二に増加したが、反染は一三一から八八に、絲染は一三三から六二に減少し、晒も亦微減してゐる。これは注目すべき現象であつて日本綿布に割當制を實施して以來印度紡績の加工綿布への躍進がその一因をなしてゐる。といふのは印度のコールタール染料輸入高が、一九三三—四年度の二千百萬留比から一九三五—六年度三千萬留比(邦貨約三千八百萬圓)を突破したところから窺はれる。尤もその大部分は絲染物であつて、我國の得意とする捺染の如きは設備割高で最も遅れてゐる。

が、印度の綿布總輸入が昭和十年上半期(四—九月)の四億七千六百萬碼から十一年同期四億八百

萬碼に減じて居り、一方『印度紡績は近來生産過剰が原因をなし、滞貨と製品市價の低落のため採算不利に惱まれ……九月末の形勢では孟買諸紡績中一晝夜二交替制を採用せる會社數は本年五月末現在に比較すると其の三割三分に過ぎず、殘餘は夜業を廢止してゐる有様である』『日本綿絲布印度輸出組合時報』昭和十一年十二月七日號」といふ處から見れば、高級綿布輸入不振は明かに不景氣に基く。

それにしても英國綿布の減退は著しい(第七表参照)。既に本年六月から對英綿布の關稅引下が實施されたがこの先果してどうなるであらうか。そこで考へられるのは第二次日印會商の成行如何だが、一應それと切離して取扱はれた日緬協定は既に大綱決定を見るに至つたので、一時中斷してゐた日印會商も十二年早々再開の機運となつた。

(三) 蘭印向輸出は二億八千三百萬方碼で、前年同期に比し二千五百萬碼(八%)を減じた。日蘭會商不調後、各種細目別割當、移讓量不承認等極端な輸入制限策をとつてゐる爲めである。

(四) 埃及向は九千萬方碼に過ぎず前年同期に比すれば四〇%の大激減である。これは明かに昨年九月末の爲替補償稅從價四割賦課が障害となつたのだ。

(五) 比島向は約三千五百萬方碼、これまた五八%の大激減だ。昨年十月の日米協定で其後二ヶ年間、本邦綿布は輸出年額四千五百萬平方米の割當制を實施せられるに至つた。とは云へ香港向の増加

(八) 昭和十一年一—十月日英仕向地別綿布輸出

輸出數量(千平方碼)	對前年同期増減%	
	日本	英國
支那及香港	九四、二五一	六、五三三
新嘉坡	四〇、〇三七	二七、八四八
蘭領印度	二八二、七七四	一九、〇四六
印度	四〇六、八六三	二五、一三三
地中海沿岸	三七、五七〇	九六、一八〇
歐大陸	七四、九四四	一七〇、七九四
阿弗利加	三九、二二七	二九、九五五
南米	一四六、二〇四	一九七、九八四
濠洲及新西蘭	七四、九三五	一三〇、三七六
其他	六四七、七四八	二八八、三三五
總量	二、三四、五三三	一、五三、七三四

(備考) 綿工聯調査

新嘉坡 〓 海峽殖民地及馬來半島
地中海沿岸 〓 ギリシャ、ルーマニア、土耳其、シリア、埃及、モロッコ
阿弗利加 〓 埃及、モロッコ以外の阿弗利加全部

には相當市場への再輸出分を含むであらう。

(六) イラン向は八八%からの大激減を示したが、これは先年來同國政府が綿絲布輸入獨立會社をして輸入許可制を行はしめてゐる爲であらう。同市場への英國綿布は若干増加してゐる。要之、本邦品は多くの重要市場に於ける輸入防遏策にも拘らず、或ひは輸出経路を變へ、或ひは綿製品として進出を持続すると共に、新市場(第三表の『其他』の如き)を開拓することに依つてともかく激減を免れた。(外壓の影響は次節の第三項参照)

尙ほ十一年一—十月の仕向地別綿布輸出の狀況を日英對比してみると第八表の如くである。これに依ると輸出總量の對前年同期減少率は日英ともに三%であるが、仕向地別にみると日本は歐大陸、阿弗利加向の外孰も減少を示したに對し英國は右の外蘭印、地中海沿岸、新嘉坡向も増加してゐる。

第三節 矛盾の展開と統制問題

以上の二節に於いては、(一) 低生産費は如何にして實現されたか (二) それを基礎として我が綿布輸出の躍進は如何に行はれ來つたかを見て來たのであるが、この過程は同時に諸種の矛盾の成長を伴ひつゝ行はれた。而していまやこの側面の展開こそが問題とされねばならない。その際摩擦緩和の方策としての統制の問題をも見ることにする。一應輸出が頭打ちとなつた今日、それはまた或程度まで日本綿業の將來を判断せしめる基礎を與へることになるであらう。

一、操短・増錘から、操短強化・増錘抑止へ

先づ第一は既に第一節にも指摘した様に近年の著しい増錘が操短を伴ひつゝ行はれたといふ點である。勿論据付機械の全部が全部恒に運轉し得るものではなく、一部は手入れのために休轉せしめねばならぬのであるが、近年の操短はそれ以上のことを意味する——例へば昭和十年末の紡績据付錘数は概數一千七十萬錘で十年中の増錘は約百二十萬錘に達し、その増加率は一割四分(同九年中のそれは

一割二分)にも上つたに拘らず、綿絲生産高は僅か二分増となつたに過ぎない。

いま先づ昭和五年以降の操短を振返つてみると次の如くだ。

昭和五年

第一次操短 一ヶ月四晝夜休業、一割休錘(自二月十五日至六月十五日)

第二次操短 一ヶ月四晝夜休業、二割休錘(自六月十六日至九月三十日)

第三次操短 一ヶ月六晝夜休業、二割休錘(自十月一日至昭和六年三月三十日)

昭和六年

第四次操短 一ヶ月五晝夜休業、二割休錘(自四月一日至六月三十日)

第五次操短 一ヶ月四晝夜休業、一割八分休錘(自七月一日至十月三十一日)

第六次操短 一ヶ月五晝夜休業、うち一晝夜休業は三分八厘の休錘に振替へ得る。二割休錘(自十一月一日至昭和七年九月三十日)

昭和七年

第七次操短 一ヶ月五晝夜休業、うち一晝夜を休錘に振替へ得ること同前。二割五分休錘(自十月一日至十二月三十一日)

昭和八年

第八次操短 一ヶ月四晝夜休業、二割休錘(自一月一日至昭和九年六月三十日)

昭和九年

第九次操短 一ヶ月四晝夜休業、一割五分休錘(自七月一日至九月三十日)

第三節 矛盾の展開と統制問題

第十次操短 一ヶ月四晝夜休業、一割一分二厘休鍾（自十月一日至昭和十年三月三十一日）

昭和十年

第十一次操短 一ヶ月四晝夜休業、一割六分二厘休鍾（自四月一日至六月三十日）

第十二次操短 一ヶ月五晝夜休業、うち一晝夜を休鍾に振替へ得ること同前。一割六分二厘休鍾（自七月一日至八月三十一日）

第十三次操短 一ヶ月四晝夜休業、二割二分二厘休鍾（自九月一日至十月三十一日）

第十四次操短 一ヶ月四晝夜休業、二割六分二厘休鍾（自十一月一日至昭和十一年六月三十日）

昭和十一年

第十五次操短 一ヶ月四晝夜休業、二割六分二厘休鍾（自七月一日至九月三十日）

第十六次操短 一ヶ月四晝夜休業、二割六分二厘休鍾（自十月一日至十二月三十一日）

即ち、この七年間に十六次に及ぶ操短決議・実行が相次ぎ、操短の全廢された時期は一度もない。

否、操短は能率機械の採用を却つて促し——紡績行程の最終に位地する精紡機の封緘は、この封緘機に對應するそれ以前の諸行程に屬する機械を休轉せしめぬ爲め、新鍾据付を促す——、それによる増産はまた逆に操短を促す一要因ともなる。かくて昭和九年の操短が最も緩和された時期に於いてすら四晝夜中の二晝夜を操短分に換算（一晝夜三分八厘の休鍾に換算）し、一割一分二厘の休鍾と合計すれば一割八分八厘の操短が行はれてゐたことになる。

そのみではない。一般操短率が現行三割三分八厘に擴張された第十四次操短（昭和十年十一月以降）からは、かねてよりの懸案となつてゐた新鍾加重操短が行はれた。その要點は次の如くだ。

一、昭和七年十一月一日以降、昭和十年十月卅一日迄に運轉開始せるもの（第一新鍾と言ふ）は、一般休鍾率の外に、本年十一月以降の操短増加率の三割に當る休鍾率を増加すること、但し運轉開始後三ヶ年を経過すれば、この規定から開放される。

一、昭和十年十一月以降に運轉開始するもの（第二新鍾と言ふ）は、運轉開始後三ヶ年間次の加重操短を負担す。

（一）最初の六ヶ月はその當時の操短歩合の二倍、（二）次の六ヶ月はその當時の操短歩合の一倍半、（三）次の二ヶ年間は前記第一新鍾と同率の休鍾増加。

新たに運轉を開始する新鍾に對する加重操短は既にその前から行はれてゐたが、この規定はその加重操短期間を六ヶ月から三ヶ年に延長してゐる。負擔を重くして、出来るだけ増鍾を抑止しようと云ふのだ。

けれども操短は繼續されつゝも曩に見た様な輸出躍進が續いてゐる間は眞正面から増鍾制限を決するに至らなかつた。本十一年に入つて輸出の頭打ちが現れると共にこれは捨て置き難い問題となつた。先づ紡績聯合會で問題となつたのは綿絲出荷割當であつたが、これは具體的實行方法に困難があ

るので實施に至らず、七月に至つて決定を見たのが、『綿糸生産調節規定』(昭和十一年七月六日成立)である。そしてその實行機關として紡聯に統制委員會が設けられ、その後の操短はこの生産調節規定に基いて行はれてゐるのである。

ではこの規定の特異點は何處にあるかと云へば操短を嚴重にしてその効果を實質的にすると共に、増錘制限を斷行して過剰生産を防止せんとするにある。注目すべき箇條は、封緘並に其の切替を規定した第十八條、新錘に加重休錘率を規定した第十五條、及び昭和十二年一月一日以降二ケ年間の増錘制限を規定した第十六條である。この三規定とは次の如きものだ。

第十八條 封緘並に其の切替は左の規定による。

(イ) 封緘は其の直前三ヶ月以上運轉せる機臺に非れば之を行ふを得ず。

(ロ) 封緘は三ヶ月以上繼續して同一機臺に於て行ふことを得ず。

第十五條 昭和十一年十二月末日迄に運轉開始の新錘にして運轉開始後一ケ年を経過せざるものを第二新錘とし、運轉開始後三ケ年を経過せざる紡錘中第二新錘を除きたるものを以て第一新錘とす。

前項新錘に對する休錘率は左の通りとす。

(イ) 第一新錘の休錘率は一般休錘率が二割二分二厘を超過する場合其の超過率の三割を一般休錘率に附加するものとす。但し總据付錘數五萬錘以下の會社に對しては本項の附加休錘率を免除するものとす。

(ロ) 第二新錘の休錘率は最初の六ヶ月間は其の當時の休錘率の二倍、次の六ヶ月間は其の一倍半とす。

第二新錘は運轉開始後六ヶ月間休錘に使用するを得ず。但し一會社の總据付錘數十萬錘以下のものは此の限りにあらず。

第二新錘は片番操業の場合と雖も運轉開始後六ヶ月間は兩番操業と同一制限を受くるものとす。

第十六條 昭和十二年一月一日以降二ケ年間各社は昭和十一年十二月末日の錘數を基準とし左記の割合を超過して増錘をなすを得ず。

十萬錘未滿	三割	但し二萬錘を越ゆるを得ず。
十萬錘以上—二十萬錘未滿	二割	但し三萬錘を越ゆるを得ず。
二十萬錘以上—五十萬錘未滿	一割五分	但し四萬錘を越ゆるを得ず。
五十萬錘以上	八分	但し五萬錘を越ゆるを得ず。

此錘數に對する休錘率は運轉開始後一ケ年舊錘に課せらるゝ操短率の二倍半、次年度二倍、第三年度一倍半、第四年度以降は一般休錘率とす。但し一會社十萬錘に達する迄の會社に對しては統制委員會の決議を以て右操短率を緩和することを得。

但し本期間内に於て一般休錘率が一割に低下したる場合は本決議の實行を中止することを得。

前條第三項及び第四項は本條に準用するものとす。

昭和十四年一月一日以降の増錘に對する措置は昭和十二年末日迄に之を決定するものとす。

即ち第十八條は封緘機臺を變ずることによつて、『封緘専用』を許さず、操短の効果を實質的ならしめんとするものであり、第十五條は期間の變更はあるが、目的は従前の加重操短と同様だ。ところで

最も注意を要するのは増鍾制限を目的とした第十六條である。

即ち明十二年一月以降、各社の規模數に従ひスライディング・スケールを以つて増鍾の絶對數を制限しようとするのだ。(各社鍾數の基準は十一年末である) 従來から新鍾制限對策は行はれて來たが、夫は多く單に操短率を加重するといふ方法によつてなされて來た。然るに今度は各社毎に増鍾の最高限度を決定してしまふのである。これは今回の制限案の主要特徴であり、且つ最も重要な點である。これによつて出来るだけ増鍾を阻止し、以つて需給調節を計らうと言ふ譯だ。更にこれら明年度以後の新鍾に對しては、一般操短率の外に更に加重操短も行ひ、新鍾に對する加重操短は現在よりこの割合をズツト高めるのである。

そこで問題は今回の新規定によつて果してどれ程新鍾の擴張が阻止されるかと云ふことであるが、明年以降二ヶ年の増鍾可能數(許される最高限度)は大體百三十萬鍾位と推定される。一ヶ年六十五萬鍾といふ見當である。然し乍ら實際問題としては聯合會加盟會社全部が増鍾する譯ではないし、殊に前記の如く新鍾に對しては相當苛酷な操短率が増重される。即ち現行休鍾率は二割六分二厘であるが、これを基礎とすると新鍾初年度の休鍾率は六割六分五厘、二年度は五割二分四厘、三年度は三割九分三厘の休鍾を行はねばならぬ。此の外現行規定に於ける一ヶ月二日の休日をも加算するならば、(一

晝夜を休鍾率三分八厘に換算) 右の操短率は實際にはそれ〴〵七割三分、六割四割七分といふ様な高率になる。これでは増鍾してもその資本効率は大に低なものとなるから、恐らく今迄のやうな増鍾は困難になると思ふ。

従つてまたこれは綿業に關する限り、現在以上労働者を吸収することが、困難になつたといふことを意味する。既に第一節に見た如く、紡聯加盟會社内地工場に於ける昭和十一年の紡績工は約十五萬同織布工は三萬七千、合計十八萬七千人である。これは昭和六年の十五萬人に比すれば三萬七千人の増加であるが、昭和元年の約二十四萬人からみれば尙ほ五萬三千人少ない。就業者の減少と、同じく第一節に見て來たやうな労働諸條件の變化は農村に影響を與へずにはおかない。

また増鍾抑止は大紡績の鮮・滿・北支への進出に拍車をかけるものでこそあれ、それを抑止し得るものではないのである。

そこで同じく紡聯加盟會社のうちでも外地進出の餘力を有する大紡績と増鍾抑止の壓迫にかゝる解決手段をもたぬ中小紡績との間には確執の増大を來たさざるを得ない。いま加盟會社の構成をみるに十一年上期末に總計七十一社中、五十萬鍾以上六社(合計五、〇六八千鍾で、内地全鍾の四七%を占む)五十萬鍾未滿二十萬鍾以上六社、二十萬鍾未滿十萬鍾以上十六社、十萬鍾未滿四十二社である。

二、中小機業の分解と大紡績の進出

(A) 中小機業の分解と綿工聯の結成

さて、第一節の結末中に指摘しておいた如く、織布工程には多数の中小機業が存するのであつて、彼等は非能率的な織機を持つにも拘らず、労働諸条件引下げといふ有力な武器に依つて命脈を保つてゐるのではあるが、それが如何にフレキシブルだとは云へ無限である譯ではない。原料絲の獨占價格と問屋の買ねぎりに狭撃せられて苦境に

(一) 大正四—十年の織物業 (綿のみならず絹、麻、雜織物を含む)

Table with 4 columns: Year (大正四年, 大正八年, 大正十年), and rows for various categories like 職工十人以上, 職工十人未満, 職機, 職手, 職工, 職女, 職計, 職總.

立たざるを得ないのみならず、彼等の獨壇場の如く考へられてゐた晒、加工部面への大紡績の進出は中小機業の頭上に決定的打撃を加へつゝある。

(二) 大正十一年以降綿織物業の規模別變化(年末)

Table with 4 columns: Year (大正十一年, 大正十四年, 昭和六年, 昭和九年), and rows for categories like 五十臺以上, 十臺以上五十臺未満, 十臺未満, 總.

中小綿織業の分解は戦後顯著に現れるに至つた。第一表は大戦中に於けるこれ等中小機業の簇生を示すものであり、第二表は戦後に於けるその分解状況を窺はんとするものである。詳細は表について見られ度いが、特に注意を要するのは第二表中、B Cの二群についてである。

第三節 矛盾の展開と統制問題

⑩十臺未満の群に於いては、大正十一年の機業場數十一萬戸餘から、昭和九年四萬五千九百戸へと半減以上の激減であり、且つ昭和九年末に於いてすら織機臺數の八三%以上が手織機である。これは農家副業分解の典型をなす。更らにその『職工』數をみると大正十一年の十四萬六千人から昭和九年五萬六千八百人とこの間九萬人近くを減じた。減少率六一%に當る。然るに同じくこの兩年比較に於いて④五十臺以上の群に於ける職工數も亦殆ど増加してゐない。

⑪十臺以上五十臺未満の群に於いて特に注意を要するのは力織機小巾から同廣巾への轉換、而かもその絶對數(昭和九年四八、三八七臺)である。近年綿布輸出激増の一部はこの群に依るものであつて、この群は日本綿織物工業組合聯合會(略稱綿工聯・八三頁表参照)に率ひられるものゝ下層に大衆的地盤をなすものだ。現在この綿工聯は中小機業家の利益を代表するものとして、大紡績の利益を代表する紡聯との間に白熱戰を演じてゐるが、先づ簡單にその成立をみておくとしよう。

戦後の恐慌は我が經濟機構中に重要地位を占める中小商工業の分解を急調化し、これを救ふためその保護を目的として生れたのが工業組合法であり、輸出組合法である。輸出組合については後述するが、曩きに見た如き中小機業の分解は彼等に工業組合の結成へと赴かしめた。その聯合會たる綿工聯は大正十四年三月制定の重要輸出品工業組合法に準據し、昭和三年十一月名古屋市に創立されたが、

當初は所屬組合數も僅か八、九組合に過ぎなかつた。それが統制機關として檜舞臺に躍り出たのは、本部を東京に移し、商工省との緊密な聯繫のもとに例の縞三綾の統制に乗出して來た昭和五年の頃からである。(當時まで中小機業の多くは問屋を含む同業組合といふが如き微力な組織に依つてゐた)

縞三綾は我中小工業の典型的生産物の一であるが、周知の如く昭和五年の恐慌に襲はれて激落し、三年前の一反五圓といふ位地からみれば半額に下つた。放つて置けば業者の共喰ひ、共倒れは必至だったので、商工省に同年新設された臨時産業合理局に於いては、輸出縞綿布工業改善委員會を設けたのであるが、その際委員中に主要生産地工業組合、金融關係の代表者達と並んで綿工聯が参加したのである。その結果、我國最初の中小工業全國的統制案が出來上つたのだが、統制は工業組合を單位として行ふ當局の方針に基き遂に綿工聯が統制機關として活躍の舞臺に登つた。かくて所屬組合も激増するに至つた。(地方聯合會、工業者を合して現在六十四)

(B) 大紡績と中小機業との軋轢

(イ)紡織工業組合設立問題Ⅱ綿工聯の行ふ統制は輸出綿布に對する検査及び生産統制であるが、その範圍は主として染色加工綿布である。従つてこれ等を生産するものは何人と云へども綿工聯の統制下に服さねばならぬのであるが、問題は織布兼營大紡績のこれら生産分野への進出だ。彼等が染色加

工綿布への一貫作業に進むことは當然の順序であるが、その爲め綿工聯の規範に服さねばならぬことは大資本の自由(II支配)を束縛する。かくてこれを脱して自ら別個に検査権と統制権を獲得せんとする運動が生れた。即ち本年二月綿工聯關係と別個に「紡織工業組合」を設立せんとする案が紡聯内に生じ、商工當局への認可申請となつた。商工當局は其後この難問題に對し來議會に提案する貿易統制法中解決の法的根據を求め、しかも尙ほ統制困難の際は第二段の策として單行法による綿業統制法の制定を考究すると傳へられたが、最近大體不認可の方針に決したといはれる。大紡績と中小機業との要求を如何に捌き得るか、これは恐らく「法的根據」以上の問題である。(註)

(註) この問題は未解決のまま遷延されてゐるが、綿工聯定款中、組織條項として次の如き規定がある。
 本會ハ綿織物ノ製織及精練、漂白、染色其ノ他ノ整理ニ關スル工業組合、同聯合會及工業者ヲ以テ組織ス。
 前項ノ工業者トハ織機一千臺以上ヲ有シ、且其ノ使用スル原料綿絲ノ全部ヲ自己ノ紡機ニ依リ自給スル者ニシテ工業組合ヲ組織シ又ハ本會所屬組合ニ加入シ難キ事情ニ在ルモノタルコトヲ要ス。
 而して綿工聯の調査に依れば、現在のところ紡聯加盟會社中の日清紡、吳羽紡と松阪木綿株式會社は「工業者」の資格で綿工聯に加入して居り、紡聯加盟會社の多くは其他の形式を通じて加盟してゐる。
 今紡績聯合會に加盟せる紡績兼營業布會社にして、綿工聯所屬組合に一組合員として加入せるものを挙げれば、大阪織物株式會社、和泉紡績株式會社、貝塚紡績株式會社、佐野紡績株式會社、和泉織物株式會社、泉州織物株式會社等があり、之等は會社自體一組合員として泉北郡織物工業組合聯合會或は大阪府綿ネル工業組

合、泉南郡中央綿織物工業組合、或は大尺布工業組合、岸和田綿織物工業組合に加入してゐる。大阪府以外に於ても名古屋紡織工業組合には服部商店、豊田紡績株式會社、愛知織物株式會社、帝國擦絲織物株式會社、近藤紡績所の紡聯加盟各社が組合員として加盟して居り、又和歌山に於ては和歌山紡績株式會社、内海紡績株式會社、松太綿布株式會社等の紡聯加盟各社が和歌山織物工業組合に加盟して居る。尙又福島紡績株式會社の如きは工場所在地の地區的關係より、その工場を最寄りの工業組合に加盟せしめて居り、姫路工場は中播織物工業組合に、徳島工場は阿波綿織物工業組合に加盟し、大日本紡績株式會社の郡山工場並に高田工場も工場單位として大和綿織物工業組合に加入してゐるのである。其他染色加工の關係にて綿工聯所屬組合に加入せる紡績會社は、鐘紡淀川工場、東洋モスリン、和歌山染工、帝國擦絲織物等があり、尙染色關係にして資本系統より見て紡績會社支配下の稻畑染工(東洋紡)、日清染布(日清紡)、大阪染工(大日本紡)がある。

(三) 綿工聯・綿同聯と紡織布事業の比較(昭和十一年九月・綿工聯調査に依る)

工場數	織機臺數		使用人員	
	廣幅	小幅	男工	女工
A 綿工聯及ビ綿同聯	五、〇九〇	二五、六四九	二、五八八	一〇九、九〇三
B 紡聯加盟兼營業會社	一一〇	九三、四四六	四、八八八	四〇、三三四
C 重復加入ノモノ	四四	四一、六六五	三、三九六	二〇、八三五
D AマイナスC	五、〇四六	二七、〇三三	一八、一七三	九三、四六四
計				
				一三三、四七一

(ロ) 大紡績の外地進出と中小機業への壓迫IIかくて内地における生産統制は大紡績をして鮮・滿・北支への進出に拍車をかけしめた。

その詳細は別の機会に譲るが、朝鮮に於いては東洋紡は仁川に紡機三萬二千錘、織機一千二百臺を据付け、京城永登浦に紡機三萬錘、織機一千二百臺を据付けた。鐘紡でも光州に紡機五萬錘、織機一千五百臺を据付け、又京城永登浦に於ても紡機五萬錘、織機三千臺の工事が進行中だ。

一方、十年末の支那、滿洲に於ける日本人經營の紡績會社は十五社で、その紡機二百萬五千餘錘、前年に比して十一萬五千餘錘の増加であり、織機は二萬三千六百臺で前年より三千三百餘臺の増加である。北支の政治不安が擡頭して、この方の計畫には稍變更があるかも知れぬが、兎に角最近の外地進出は物凄い。そして問題は茲では、それらが染色加工にまで進出するといふ點にある。綿工聯では「紡績會社が北支那に於て工場を建設し、織布設備と加工設備まで行つて今後加工綿布界にまで進出する場合に於ては、我中小機業家の製品販路を梗塞するのみならず、我染色加工業者をも自滅に誘ふものでなくて何ものであらう……爰に於て吾人の最も憂慮する處は、斯る資本の移動的企業が獨り我中小染織業を苦境に陥らしむるのみならず、我が國獨特の家内工業が根底から覆滅され國家の中堅階級を失ふ事となり、國家財政上、社會政策上山々敷問題を惹起するに至らざるやを恐れ、敢て我中小染織業者の一大覺悟を要請せんとするものである。」(綿工聯「紡績の北支進展と本邦中小染織工業」昭和十一年十一月)との反對的態度を表明した。

(三) 對日本綿布輸入制限の影響

	九年	十年	對前年
	百方方碼	百方方碼	増減%
① 割當實施國	1,033	1,033	(+0.1)
② 同上(英印を除く)	62	467	(+336)
③ 其他差別待遇國	792	810	(+24)
④ 無差別待遇國	764	895	(+172)
合計	2,557	2,795	(+9.9)

(右の百分比)

① 割當實施國	39.6%	37.5%	2.5%
② 同上(英印を除く)	23.7%	17.1%	6.6%
③ 其他差別待遇國	30.7%	29.7%	1.0%
④ 無差別待遇國	29.6%	33.8%	3.2%
合計	100.0	100.0	

(備考) 綿工聯調査、表の中①には輸入割當制度、輸入許可制度並にこれと差別關稅乃至は爲替管理を併用してゐる諸國、約二十五ヶ國を集計。②には①以外の對日差別關稅、爲替管理等日本品差別待遇の諸國、約三十五ヶ國を集計。③特に日本品目的の差別待遇の制度なき諸國並に輸入制限策の有無不詳なる群少市場を併せて約三十ヶ國を集計。

第三節 矛盾の展開と統制問題

三、外壓の影響と貿易統制問題

(A) 外壓の影響と綿輸聯の結成

我國綿布に對する各國輸入防遏策の影響は記録的輸出數量を示した昭和十年においても可成り顯著に現れてゐる。第三表はこれを示すものだ。

一見して明かなる様に、邦品制限國、即ち割當實施國乃至其他差別國に對する昨十年の綿布輸出増加は甚だ僅少である。やゝ増加してゐるのは無差別待遇國(一七%三の増加)のみだ。即ち表中(A)の割當實施國に對しては僅かに○%一の増加、このうち英領印度を除けば逆に二三%六の激減だ。(B)の其他差別待遇國に對してもやうやく二%四の増加に過ぎない。以つて如何に外壓の影響の大なるか知られるだらう。而かも十年の我が輸出數量の割當實施國

乃至其他差別待遇國における割合は、なほ七割近く（次掲第四表の分類では同年七割以上）を占めて居るのである。本十一年に入つて外壓の影響は一層顯著となつた。

(四) 昭和十一年一—十月中における外壓の影響

差別待遇國(七八市場)	昭和一〇年		昭和一一年		對前年同期比較	百分率(%)	
	一月—十月	千平方碼	一月—十月	千平方碼		一〇年	一一年
無差別待遇國(四九市場)	六六、二四三		八三、九五五		増	一五、三三	二四・一
輸出總量(一二七市場)	二、二九四、七五三		二、三三四、五三三		減	七〇、三二	三・一
							一〇〇・〇
							一〇〇・〇

(綿工聯調査による)

更に重要な現象は英領における日本綿布の消長である。この點について昭和十年と同九年とを比較してみた綿工聯の調査は第五表に示す如くだ。

即ち、昭和十年中輸出の對前年比較を見るに、英領以外の諸國に於ては日本の〇%六増に對して、英國は一四%四の減少を示し、英領諸國に於ても日本の一五%五増に對して、英國は僅かに六%二の増加を示したに過ぎない。併し、英領諸國から印度を除いて見た場合は、英國の一九%二増に對して、日本は〇%九の減少となつてゐる。又英領の内、割當實施國以外の諸國に於ては、日本は斷然英國を壓してゐるのであるが、割當實施國殊に印度を除いて見た場合は、英國の九五%一増に對して、日本は五七%七の激減となつてゐる。

この傾向は我が輸出組合の簇生を促がし、且つ本十一年には綿布の全面的輸出統制最高機關としての日本綿絲布輸出組合聯合會（以下假りに綿聯と略稱す）を結成せしめることゝなつた。

(五) 英領ト英領以外ニ於ケル日英綿布ノ輸出割合(單位、千平方碼、(一)印減)

類別	昭和九年		昭和一〇年		對前年比率%	百分率		英國一〇年日本ノ割合
	輸出	千平方碼	輸出	千平方碼		九年	一〇年	
① 英領以外ノ諸國	一、六八、七〇〇		一、六八、七五〇		〇・六	六四・七	六・五	二〇三
② 英領全體	八二五、五九〇		七〇六、四九九		(一)一四・四	四一・四	三六・二	一〇〇
③ 英領(印度ヲ含ム)約三十五ヶ國	九〇八、五五四		一、〇四九、八三〇		一五・五	三五・三	三八・五	六九
④ 英領(印度ヲ除ク)全體	一、一六九、七八一		一、二四三、六三三		六・二	五八・六	六三・八	一〇〇
⑤ 英領(印度ヲ除ク)英國	四九八、〇〇〇		四九三、六三四		(一)〇・九	一九・三	一八・一	八五
⑥ 英領(印度ヲ除ク)日本	五七、〇三二		六九九、五三三		一九・二	二九・四	三五・九	一〇〇
⑦ 英領割當實施國(印度ル含ム)約二十五ヶ國	五五四、九三八		六七、三四四		一一・二	二・五	三・六	七
⑧ 英領割當實施國(印度ル含ム)英國	七八、五一一		八〇七、九五八		二二・四	三六・〇	四一・五	一〇〇
⑨ 英領割當實施國(印度ル含ム)日本	一四四、三八四		六、〇一八		(一)五・七	五・六	二・二	一〇〇
⑩ 英領割當實施國(印度ヲ除ク)英國	一三五、七五一		二六四、八六八		九五・一	六八	一三・六	一〇〇
⑪ 英領割當實施國(印度ヲ除ク)日本	三三三、六六六		四三三、六〇六		三三・三	一三七	一五・九	一〇〇
⑫ 以外ノ英領諸國約十ヶ國	四五一、二七〇		四三四、六五五		(一)三七	三三・六	三三・三	一〇〇
⑬ 綿布輸出總量	二、五七、二六四		二、七三、五五五		五・九	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇
	一、九五、三七一		一、九四九、二三三		(一)二・三	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇

(綿工聯調査による)

一體我國の輸出組合は近年に於ける外國の制限、或は求償に對する對抗策として生れたものが多く、従つて次々に必要に應じて結成されて來た爲め、或は仕向國別、或は商品別、或は神戸、横濱、大阪といった地域別等、實に雜然たる亂立状態にあつたが、かゝる状態を以つてしては日に月に加重

して来る海外の壓迫に對し、力強い對抗は不可能な有様となつて來た。いま綿布關係輸出組合の設立状況を見るに、昭和五年十月設立された日本綿三綾輸出組合を始めとして次の十三組合が並存した。
(括弧内は設立認可年月日)

一、市場別

- 日本綿織物對印輸出組合 (昭和九年三月十七日) 對蘭印日本綿織物輸出組合 (昭和九年九月十八日)
- 日本綿織物對阿弗利加近東輸出組合 (昭和十年七月廿五日) 日本綿織物中南米輸出組合 (昭和十年四月廿日)
- 對比島日本綿織物輸出組合 (昭和十年九月三日)

二、商品別

- 日本綿三綾輸出組合 (昭和五年十月卅一日) 日本絲染綿サロン輸出組合 (昭和九年十一月卅日)

三、地域別

- 東京織物輸出組合 (昭和九年八月十一日) 名古屋織物輸出組合 (昭和六年十二月三日)
- 大阪織物輸出組合 (昭和六年十二月四日) 京都織物輸出組合 (昭和九年四月十二日)
- 横濱綿布綿製品輸出組合 (昭和九年八月十一日) 神戸綿布綿製品輸出組合 (昭和八年四月廿二日)

以上は孰れも輸出組合法に基づく法的團體であるが、この外に大正十年四月に設立せられ、綿布輸出組合の先驅をなした自治的輸出獎勵機關、輸出綿絲布同業會がある。

そして、現在迄の處右の十三輸出組合は夫々の要求から夫々の統制を行つて來たもので、其間に何らの調整も存せず、一面二重三重の重複統制が行はれると共に、他面世界仕向地の或ものについては未統制の空隙を残すといふ雜然たる状態に置かれてゐた。これでは冒頭に述べた如き外壓を乗切るところとは到底不可能である。偶々對濠通商擁護法の發動は、代用羊毛輸入補償金を如何にして賄ふか、又輸入貿易の統制は如何にして萬全を期するか等の問題をも惹起せしめ、綿輸聯結成の契機となつたのである。

そこで急遽輸出組合の整理、再編成を行ひ、綿布の全面的輸出統制の最高機關として輸出組合聯合會を組織すると共に、政府當局では根本對策として貿易統制法案を樹立し來議會に提案することゝなつた。

輸出組合の整備、再編成に就いては去る八月四日以來數次の官民協議會が行はれ次の組織が決定したが、近々聯合會も設立をみるであらう。

日本綿絲布輸出組合聯合會加盟組合

- 日本綿絲布對印輸出組合
- 英印、印度藩王國、ネパール、アフガン、ベルヂスタン、ブータン、佛印、葡印、カラチ、セイロン
- 同 南洋輸出組合
- 蘭印、シヤム、マレー海峽植民地、英領ボルネオ、英領ニューギニア、濠洲委任統治、ニューギニア、佛領チモール、佛領印度支那

第三節 矛盾の展開と統制問題

- 同 東亞輸出組合Ⅱ比島、香港、支那、滿洲國、露領アジア
- 同 歐亞近東輸出組合Ⅱアフリカ、近東、歐洲
- 同 亞米利加輸出組合Ⅱ中米、南米、北米
- 同 大洋洲輸出組合Ⅱ濠洲、ニュージーランド、太平洋
- 東部及び西部日本南米輸出組合Ⅱアルゼンチン、ウルグワイ、バラグワイ
- 日本絲染綿サロン輸出組合

(B) 貿易統制をめぐる大紡績、貿易商の軋轢

さて、世界市場を掌握し、輸出組合を打つて一丸とする日本綿織物輸出組合聯合會の成立は確固たる綿布の全面的輸出統制を可能ならしめるが故に、輸出組合の立場を對外的に強化することは勿論であるが、同時にそれを對内的にも強化するの結果となる。これは輸出統制強化の問題が單に輸出組合のみの問題でなく、生産者側にも關聯して來ることを意味するものだ。

(イ)輸出統制問題Ⅱ先づ輸出統制に關しては對印輸出統制において既に問題の萌芽を含んでゐた。即ち數量統制割當は輸出組合員の實績に對する割當を八割、殘餘二割を入札としたのであるが、これに依つて輸出が一種の獨占權に轉化するに至つた。輸出の割當を持たぬ數量は輸出商側で買はないから當然彼等の間の競争は制限されてしまつた。この結果は生産者が輸出業者に牛耳られざるを得ない。

い。大紡績は從來持つてゐた販賣の撰擇Ⅱ自由を著しく抑へられる以上、これを放置しておく筈がない。對印統制に次ぐ對蘭印輸出統制に當つて俄然この憤懣は爆發した。入札制の撤廢と輸出業者、生産者各五割の輸出割當要求がそれである。

この要求に對し輸出側は生産者の輸出權への介入を名として抗争を開始し、爾後一ヶ年半を経過した去る九月末、對蘭印輸出組合は一步を譲つて「實績による割當七割、入札三割」としたとはいへ、多數決を以つて紡聯の五割要求を否決してしまつた。紡聯側はこれに對し自己の主張貫徹を期して商工省に反對陳情を行つたが、これまた懸案のまゝとなつてゐる。そこへ今日の綿輸聯結成によつて輸出組合の立場が、強化されることゝなつたのだから、問題は紛糾せざるを得ない。

(ロ)輸入統制問題Ⅱかくして對立抗争激化のうちに對濠問題が勃發し、これを契機として纖維資源の問題が再検討の俎上に上ると共に、外壓解決の一方策としても、求償主義に順應し、原料の分散買付を可とする氣運が濃厚となつたが、これには輸入の統制を行はなければならぬ。

茲に於いて政府は輸出入貿易の一元的統制を計る目的を以つて貿易組合法(假稱)を制定することゝなり、七月末から日本經濟聯盟會(經聯)、商工會議所に諮問しつゝあつたが、この間輸入組合の統制をどうするかについて生産、貿易双方の主張にまたゝ輸出同様の問題を惹起するに至つた。即ち輸

出組合法に準じて輸入組合法が制定せられる時は、輸出組合法に於けると同じく、法的獨占權を輸入組合員に與へる結果、棉花の輸入を通じて紡聯側の自由を束縛するようになる。そこで紡聯側としては右の如き法的團體の統制強化には反對せざるを得ない。

輸入組合法を制定することは輸出組合法におけると同様一種の獨占權を輸入組合員に賦與することになり、特に棉花の如き原料についてこれを行ふことは、直ちに紡績業の浮沈に關する重大問題である。即ち、輸入組合による棉花輸入統制を行へば (A) 各種棉花選擇の自由を失ひ混棉技術と操業上に支障を來す。(B) 各國棉花の作柄、需給に應じて有利に買付け得ない。(C) 棉花商が過去の實績で買付を割當てれば、割當數量だけは一定期間内に買付けざるを得ないから原産國に乗ぜられる。(D) 棉花商への割當は紡績會社への割當となり、紡績は棉花商から不當な條件を強ひられることになる。

右の如くであるから、輸入統制に關しても生産者の立場を顧慮すべきである。といふのが、この點に關する紡聯の立場である。一方貿易業者たる棉花商は自己のリスクに於いて輸入する以上、輸入統制の主體たるべきことを主張して譲らず、問題は何等明確な解決を見ぬまゝ、經聯の答申となつた。

X

X

X

即ち、七月末商工省より諮問を受けてより小委員會十一回、委員會三回を重ね、その間紡績業者と貿易業者との紛糾に終始した難産の經聯答申案とは次の如きものだ。(十月下旬提出)

貿易統制に關する意見

將來わが貿易の健全なる發達及び統制のため新に貿易統制法を制定し、そのうちに現行輸出組合法により行はれつゝある輸出統制及び輸入統制に關する規定を包括せしめ、なほ新貿易統制法は現行通商擁護法、重要産業統制法、工業組合法、産業組合法との法規的連繫を計ること、右施設の急速實現の難きにおいては、暫く左記趣旨に基き輸出組合法の改正及び輸入組合法の制定を適當と考ふ。なほ有效なる運用のためには外地にも統制法規を適用するか、若くは類似法を制定して内外地の連絡統制を圖る必要あり。

第一、輸入統制に關する件

一、輸入は當業者の自由に委ぬるを原則とするも爲替管理、通商擁護その他國策上の必要ある場合には統制を行ふ必要あること

二、輸入統制の方法としては

- (イ) 輸入統制に關する重要事項は生産業者及び貿易業者に政府當局を加へたる協議會に於て決定すること
- (ロ) 右につき紛議の生じたる場合には官民聯合の裁定機關に付議し決定すること
- (ハ) 統制商品の輸入は輸入組合に屬する輸入業者をして當らしめること
- (ニ) 輸入統制の實行に關し政府に於て必要ありと認むる場合は適宜適當の手段を執り得るものとする

第二、輸出統制に關する件

- 一、(イ) 輸出統制に關する重要事項は政府當局者、貿易業者、生産業者を以て構成する協議會に於て決定す
- (ロ) 輸出統制の實行は輸出組合をして行はしむべきも産業者の意向を尊重すること、兩者の紛議の處理解決には官民聯合の裁定機關の設置を考慮すること
- (ハ) アウトサイダーの不當なる業界攪亂を防止するためには必要已むを得ずと認むる場合には強制加入

第三節 矛盾の展開と統制問題

をも命じ得ること

二、輸出統制の運用に關する件

政府は當業者の自治統制を尊重すること

(イ) 輸出割當については新商品並に新規企業進出の道を塞がざるやう考慮すること

(ロ) 價格統制方法については輸出品検査制度の整備改善、輸出業者の資格條件を厳にすること、海外市場地に商務官領事を中心とする本邦輸出業者の協議會を設け適當なる價格協定、濫賣防止等に努めしめるとともに、當業者の共同販賣組織をも勵行せしむること

第三、輸出検査制度改善に關する件

(イ) 現在主として工業組合にて行ひつゝある輸出検査の外輸出組合をして輸出検査を行はしむることとすると共に、必要に応じて工業組合、輸出組合共同の検査機關によらしむること

(ロ) 輸出業者又は生産業者に故意に粗製又は濫賣等の不正行為のあつた場合には嚴重なる制裁を加へること

(ハ) 検査制度の公正なる運用を期するため、政府當局官吏、生産業者、輸出業者及び第三者を以て構成する最高検査機關を設置し内外地の検査方法の統一を圖ると共に検査に關する紛争の場合には再検査をなし紛争を解決すること

要するに現實的フリクションの解決策としては餘りに抽象的だと云ふ外ないが、兎に角この答申に立脚して十一月中旬商工省當局は統制方針を決定したが、それは「貿易組合法」を制定すると共に國策的見地から法的強制力を徹底せしめるため、別個に「貿易統制法」を制定せんとするものである。

貿易組合法 (假稱)

一、同一種類商品の輸出または輸入を業とするもの或は同一市場を目的とする輸出または輸入を業とするものは輸出組合または輸入組合を設立し得ること

一、輸出組合、輸入組合が共同目的遂行のため或は輸出入の關聯統制を行ふため輸出組合聯合會、輸入組合聯合會または輸出入組合聯合會を組織し得ること

一、輸出組合及び輸入組合は共同施設検査及び數量割當その他事業經營に對する制定をなし得ること

一、政府は各組合に對し監督をなすと共に必要なる命令を發し得ること

貿易統制法 (假稱)

一、政府は必要がある場合輸出組合、輸入組合または聯合會の強制設立を命じ、統制その他の施設を行はしむ

一、政府は必要がある場合に通商擁護法の規定によらずして輸出入に對し制限其他必要なる措置をなし得

一、政府の政策遂行上の最高諮問機關として、または政策決定機關として官制による貿易審議會を設けること
從つて貿易局顧問制度は必要なきを以て廢止する

一、輸出入業者と生産者との聯絡調和を計るため重要商品については各種別に常設の調整委員會を設置して置くこと、また必要によつては隨時他種商品についても調整委員會を設置し得ること

一、前記貿易審議會及び調整委員會の決定事項については法的強制力を與へて目的の達成を計ること

同時に大藏省では貿易統制に要する費用を捻出する爲め、輸出統制税(及び統計税)制定の方針を決定したが、これは綿業を始めとする十五團體の反對決議に遭遇した。その反對理由は次の如きものだ。

一、本邦商品は海外市場において他國品に比し特に廉價なりと稱せられるが、過去においてもある種商品にかくのごとき事實ありたるなるならんも、これに對し諸外國が高率關稅を賦課したる今日においては輸入國における主要商品の賣價は當該國製品および他國製品に比し決して廉價といふべからざる現状にある。現に日印協定により、最も多量の割當を有する生地綿布の如きはその一例にして、割當數量の輸出すら困難なるものあり。況んやわが國輸出品の原價は増稅その他の理由による一般物價及び勞銀の昂騰に伴ひ、漸次騰貴すべきこと必至の勢なり。しかるに今新たに負擔を増加するが如き新稅の創設をなすは更にこの輸出難に拍車をかけるものといふべし。

二、隣邦中華民國においては最近各種工業の新設勃興を見つゝあり。この種の計畫は單にその國市場を目的とするものに非ずして、將來第三國市場に進出を企て、本邦輸出品との間に激烈なる競争を惹起すべきを以て今回かゝる新稅を賦課するが如きことは當を得ざるものといふべし。

三、現に内地の統制法はすべて外地に適用を見ざる實情にあり。しかして今回の輸出統制税および統計税も、ひとしく外地に適用せざるものとせば内地企業の外地移動を誘致し、内地産業に脅威を與へるに至るべし。
 (紡聯、綿工聯、輸出綿絲布同業會、棉花同業會、絹人絹絲布輸出組合聯、サロン、メリヤス、タオル、ゴム製品、日本綿絲布アメリカ、對印、歐亞近東、南洋、東亞、西部日本南米各輸出組合)

かく見來れば、諸矛盾の展開とその激化による統制困難こそは現下の最大問題といふべく、この側面の成行如何こそ今後日本綿業の運命を決するものといふも過言ではない。再開氣運の第二次日印會商、原料確保、國內市場問題等、他にも論すべきことは多いが、都合上茲には割愛する。

第三部 金輸再禁止後五年の我事業會社

——卅四事業百六十四會社の綜括的調査——

一、調査の範圍及びその意味

本調査は本邦に於ける株式組織の事業會社中、銀行、保險、信託等を除いた三十四事業、百六十四大會社の収益及び資産負債状態を綜合批判したものである。商工省調査の昭和九年末に於ける株式會社は總數二萬一千九百七十七社、拂込資本金百三十四億四千萬圓に達してゐるが、この内、本調査と略同一業種の社數は八千二百三十六社、拂込資本金八十四億圓である。本調査の同年度に於ける會社數百六十四社、拂込資本金四十億九千萬圓を右の數字に對比すると、社數に於ては其のわづか一%九を占むるにすぎないものが、資本額に於ては實に四九%の多きを占めてゐる。こゝに筆者は改めて資本の集中集積の事實を説く意圖は持たない。たゞこれら大企業は更に子會社孫會社を有し従つてその我國産業界に有する勢力は右の數字の示すもの以上たる事を指摘しておけば足りるであらう。

右の如く巨大會社がその事業中に占める割合の大なる結果、以下に行つた我々の調査は我國産業界の大勢を殆ど正しく反映するものと見てよからう。一つ注意すべき點は嚴密に云つて、中小企業の景況はこれら巨大企業の景況と必らずしも正確に一致せぬ點である。即ち不況の際には大企業の肩から中小企業の肩にその打撃が移される事は我々の屢々見る處である。反對に好況の際には中小企業も大企業の繁榮に伴つて多少ともその恩惠を被むる。が、現在はその後者の状態にあると見て差支へないであらう。この意味に於て以下の我々の調査は實に大企業の状態を指示するのみでなく、我國事業界全體の景況をかなりの程度に反映するものと稱して差支へあるまい。

二、事業會社の収益状態

先づ採録會社總體の収益状態を研究し次いで事業別觀察に移ることとする。

(A) 會社収益力は依然増大

事業収益の推移を知るため次に十一年上期の數字を八年上期以後と比較對照して見ると次表の通りである。

表に見る如く利益金には一期として減退の跡はなく毎に漸増してゐる。十一年上期の利益金は三

(一) 百六十四社綜合成績表

平均拂込	利益金	利益率	收支比率
八年上	百萬元 三、七三四	一四・六%	八〇・〇%
八年下	三、八三五	一五・六%	八〇・三%
九年上	三、九三三	一六・〇%	八〇・二%
九年下	四、〇三〇	一七・六%	七九・一%
十年上	四、一四三	一七・八%	七九・四%
十年下	四、二七一	一八・一%	七九・五%
十一年上	四、二九七	一八・三%	七九・五%

(備考) 利益金は各種償却金、役員賞與金等控除前のものを採り、收支勘定中には各種戻入金、合併益金、減資損益、株式額面超過金等を除外す。

云へば決して少くなく、大事業會社の収益状態の良好なることが、ここに明かに示されてゐるのである。

次に對平均拂込資本利益率を見るとこれも良好の状態が続いてゐる。即ち後にも述べる様に平均拂込資本金は増資或は拂込徴收によつて累増し、十一年上期には四十二億九千七百萬圓に達して、前期に比し八千萬圓、更に前年同期に較べると一億五千五百萬圓の増加を示したが、前述の如く利益金の増加が多かつたため、拂込資本の重壓にも拘らず對平均拂込資本利益率は十一年上期には一八・三を

億九千四百萬圓で、十年下期の三億八千百萬圓に比し一千

三百萬圓(三%四)、十年上期の三億六千八百萬圓に較べて

二千六百萬圓(七%一)の増加に當つた。尤も之を十年上期

に於て前年同期に比較して五千五百萬圓(一七%六)、九年

上期に於て同じく對前年同期比較四千萬圓(一四%七)の増

加を示したのに對照すると、利益金増加の鈍化は見逃せな

い。だが、然しこれは九年或は十年の一四%、一七%などと

云ふ増加率の方が異常に大きいのであつて、十一年の七%

と云ふ増加率は之に比較してこそ少いけれども絶對額から

示し、前期の一八%一に比しわづか乍ら〇%二前年同期の一七%八に對比し〇%五を向上した。一見すると十年上期頃から利益率の足踏み傾向——少なくとも其の上昇力の微弱化——が現はれてゐるが、然しこれも稍々長い眼で見ると、利益率は著しく高まつてゐる事が判る。例へば八年上期と十一年上期を比較すると、前者一四%六後者一八%三で、三%七の向上となつてゐる。

次に收入に對する支出の割合即ち收支比率は十一年上期に於ても七九%五で、十年上期以後殆んど變化を見ない。一面に於ては生産過剩、原料高製品安或は輸出不振等が禍して採算悪化が現はれてゐるが、他面に於ては物價騰貴、金利安、社債及借入金の整理に因る利拂の軽減、生産量の増大、或は統制の強化等がその利潤減退を阻止した爲め、事業界總體としての収益力、即ち收支比率も亦、利益率と同じく十年上期以來の好状態を維持し得てゐるのである。

(B) 利益處分は尙健全

調査會社の利益處分を綜合すると次の如くである。

一般に經營當局者は反動期に備へ、乃至は社會情勢を顧慮して増配を慎み無難な利益處分を堅持した。が、十年下半年期に入り業界が幾分好轉すると、増配を企圖するもの漸次多きを加へる情勢が見受けられた。併し二・二六事件の突發と共に社會情勢は再悪化し、續いて増税問題の擡頭するに及び増

(二) 百六十四社綜合利益處分表

年	社外		社内	
	分配	當金	保留	配當
八年上	一三三	一三五	五三・七	六・六
八年下	一四二	一三三	五三・九	六・八
九年上	一六四	一五三	五三・八	七・六
九年下	一七六	一六六	五三・六	八・二
十年上	一八七	一八四	四八・八	八・七
十年下	一九九	一八八	四九・七	八・八
十一年上	二〇四	二〇二	四九・七	八・八

配氣運に一頓挫を來した。従つて十一年上期に於ける配當率も八%八となつて前期に比し僅かに〇%一の増配に止つてゐる。配當偏重の虞れは毫も認められぬと言つて間違ひない。自然、利益處分は著しく堅實で、利益金の半額即ち四九%七を社内に保留し、前期よりは幾分良化した。

三、業種別事業収益状態

(A) 跛行性の繼續

我が事業界は總括的に見て、緩漫ではあるが堅實な進展途上にあるものと言ひ得らるゝこと、前節の如くである。併し事業別に見るとその業態は多種多様で、事業景氣の跛行性は依然として續いてゐる。よつて以下各事業に就き簡單にその様相の検討を試みることにする。

採録會社を製造工業、鑛業、公共事業及び其他事業の四部門に大別すると毎期業績の進展しつゝあるは鑛業、公共事業の二つで、製造工業は悪化の兆候こそ認められないが、その伸度が幾分停滯的と

る其他運輸業の業績は低下傾向にある。

其他事業に於ては、一般景氣の一指標と看做し得る百貨店、印刷業の業績は堅調を維持し、貿易業、倉庫業は、輸出不振の影響を受けて業績は著しく下降を見た。

(B) 配當率も概ね不變

次に配當率の變化を見るに、造船、化學工業、石油、電燈電力業等には每期増配が行はれ、前期又は前年同期より増配せるものは製麻、製絲、煉瓦、製粉、製糖、百貨店等である。又目立つて減配せるものに紡績、人絹の二事業が數へられる。

既に總括的觀察に於て尙ほ餘裕ある利益處分を維持せることを知つたが、業別に考察しても、復配増配するものゝ漸増したにも拘はらず、各事業共概して決算は堅實で、十一年上期に於て利益金の六〇%以上を社外に分配せるものは、瓦斯、護謨栽培、貿易、土地建物、取引所の四事業に過ぎない。

四、資産負債内容の變化

事業界の基調を明かにするため、次掲第四表により、十一年上期勘定を八年以後の各上期勘定と比較對照し、各一ケ年間に於ける變化を點檢して見よう。

(四) 三十四事業百六十四社の綜合資産負債構成表

勘定科目	昭和8年上期		昭和9年上期		昭和10年上期		昭和11年上期	
	金額 百萬元	對總 資本 割合%	金額 百萬元	對總 資本 割合%	金額 百萬元	對總 資本 割合%	金額 百萬元	對總 資本 割合%
公稱資本	5,011	100.0	5,118	102.1	5,475	109.3	5,552	110.8
株主資本	4,956	56.6	5,261	58.5	5,705	60.5	6,003	60.4
期末拂込資本	3,760	42.9	3,930	43.7	4,191	44.4	4,324	43.5
期積立金	824	9.4	896	10.0	998	106	1,113	11.2
前期繰越金	99	1.1	122	1.3	148	1.6	171	1.7
前期利益	273	3.2	313	3.5	368	3.9	394	4.0
社外負債	3,807	43.4	3,735	41.5	3,728	39.5	3,932	39.6
社債	1,749	20.0	1,693	18.8	1,657	17.6	1,640	16.5
借入金	673	7.7	539	6.0	417	4.4	449	4.5
支拂手形及未拂金	785	8.8	816	9.1	942	10.0	940	9.5
其他	600	6.9	687	7.6	712	7.5	903	9.1
使用總資本	8,763	100.0	8,996	100.0	9,433	100.0	9,935	100.0
固定資産	5,353	61.1	5,346	59.4	5,454	57.8	5,642	56.8
諸設備	5,180	59.1	5,174	57.5	5,232	55.5	5,398	54.3
建物中勘定	173	2.0	17.2	1.9	222	2.3	244	2.5
投資勘定	1,168	13.3	1,135	12.6	1,230	13.0	1,296	13.0
流動資産	2,242	25.6	2,515	28.0	2,749	29.2	2,997	30.2
預金及現金	454	5.2	490	5.4	552	5.8	569	5.7
手持品	609	6.9	713	7.9	832	8.8	885	8.9
受取手形及未收金	531	6.1	533	5.9	614	6.5	670	6.8
有價證券	95	1.1	134	1.5	175	1.9	172	1.7
其他	553	6.3	645	7.3	576	6.2	701	7.1
固定資産銷却金	92	%	105	%	107	%	104	%
同年率	3.5		4.1		4.1		3.9	

(イタリツク書體は 昭和8年=100の指數)

(A) 使用資本未
曾有の増大

第四表に見る如く、業界の膨脹期を映して使用總資本増加の趨勢は衰へず十一年上期の對前年同期四億四千萬圓増に對し、十一年上期には五億圓の増加であつた資本の増加、即事業規模の擴大を示すものであるが、

一ヶ年に五億圓の増大は恐らく我國經濟史上稀有のテンポであらう。昭和八年一〇〇とせる指數に改めて見れば昭和八年に一〇〇のものが九年に一〇二・七となり、十年には一〇七・六と四・九を増し、十一年には一一三・四と更に五・八の増加で、結局僅々三ヶ年に合計一割三分の膨脹を來した事となる。而して資本部面に於ける株主資本の占むる比率は些少の變化もなく、資産部面に於ては、業界の全般を通じ生産設備の擴大が相次いで行はれたにも拘らず、固定資産の總資産に對する割合は幾分減少し、資産負債構成内容には何等危惧すべき點はない。次掲第五表及び第六表は八年以降の各年上期勘定を其の前年同期と比較對照し一ヶ年間の動きを示したもので、之により資産負債の變化を一層明確に把握し得やう。

(B) 資本構成は引續き良好

十一年上期の株主資本は六十億圓で最近一ヶ年間に三億圓(五%二)を増加したが、十年上期の増加額四億四千萬圓(八%四)に對比するとやゝ減少が認めらる。之は全く拂込資本の増加が十年上期に及ばなかつたため、九年末より現はれた事業界の不振、株式界の行過ぎ訂正等に因る増資、拂込徴收の手控へで、十年下期に於て拂込資本増加の趨勢が一時挫折したことによるものである。積立金繰越金等の社内保留金は、九年上期に一億四千萬圓(一%七)、十年期に一億八千萬圓(一%五)、

(五) 百六十四社綜合負債勘定の變化 (百萬圓)
 十一年上期に一億七千萬圓(一%九)、と引續き著増してゐるが、之は事業界の好調の持續と堅實なる事業財政々策の結果に他ならぬ。

	十一年對十年比較	十年對九年比較	九年對八年比較
株主資本	(+) 二九六	(+) 四四四	(+) 三〇五
拂込資本	(+) 一三三	(+) 二六二	(+) 一七〇
社内保留金	(+) 一五五	(+) 一八三	(+) 一三五
外部負債	(+) 二〇四	(-) 一七	(-) 七三
社債	(-) 一七	(-) 三六	(-) 三三
借入金	(+) 三	(-) 一三	(-) 三三
支拂手形	(-) 二	(+) 二六	(+) 三
諸未拂金	(+) 一九二	(+) 二五	(+) 七
其他	(+) 五〇	(+) 四七	(+) 三三
計	(+) 五〇二	(+) 四三七	(+) 三三三

次に外部負債は傾向を稍々異にし九年上期には七千二百萬圓、十年上期には七百萬圓とそれ〴〵減少せるに反し十一年上期に於ては却つて二億圓(五%五)餘の激増で、一見注意を惹く。併し之は其他に包括せらるる諸勘定と借入金との増加に基くもので、仔細に其の内容を點檢すると不安視すべきもではない。即ち、社債は事業界の好調と低金利普遍の結果新規募集も相當額に達したが、一方、事業會社の内容も改善され償還も相次いで行はれ、結局十一年上期に於ては一千七百萬圓の減少を見た。之に反し借入金は十年上期に於て一億二千萬圓を減少したが、十一年上期には三千二百萬圓を増加した。之は前述したやうに増資、拂込の徴收が一時差控へられた結果、事業資金を臨時に短期の借入金に求めたためと、支拂手形及諸未拂金勘定が十年上期に一億三千万圓を増加せるに、十一年上期には却つて僅少ではあるが減少を示せる點より思推して、兩勘定の間に幾分振替が行はれたものと見られ

る。次に其他勘定は前受金假受金等の假勘定で主として作業勘定の内入金と思はる。従つてこの勘定の増加は問題視すべき要はなく却つて事業界の活況を物語るものと見てよい。

(C) 資産内容も悪化せず

生産規模の擴張は事業界の全般を通じ行はれてゐるが、各事業會社は毎期多額の利益金を割いて固定資産の償却に振向けてゐるため、固定資産は其の絶対額の増加も尠く、十一年上期の同勘定は五十六億四千萬圓で、茲一ケ年間に於ける増加は一億九千萬圓、率にして三%四に過ぎない。又資産内容に於ける相對的比率も、八年以降六一%一、五九%四、五七%八、五六%八と逐年遞下し、資本の固定化の傾向は全然認め得ない。

(六) 百六十四社綜合資産勘定の變化

	十一年對十年比較	十年對九年比較	九年對八年比較
固定資産	(+) 一八六	(+) 一〇八	(-) 一七
投資勘定	(+) 六	(+) 五	(-) 三
流動資産	(+) 二四八	(+) 二三四	(+) 二七三
預金現金	(+) 一七	(+) 三	(-) 三六
手持品	(+) 五	(+) 一九	(+) 一〇四
受取手形	(+) 五	(+) 八	(+) 二
諸未收金	(+) 三	(+) 四	(+) 元
有價證券	(+) 二五	(-) 六	(+) 六
其他	(+) 五〇三	(+) 四三七	(+) 二五三
計	(+) 五〇三	(+) 四三七	(+) 二五三

次は投資勘定は子會社及び關係會社に對する出資金、貸付金等で十一年上期には一ケ年間に九千五百萬圓(八%四)の増加であつたが、十一年上期に於ても六千六百萬圓(五%三)の増加を示した。事業の發展に伴れ多角經營は強化され、又統制の必要上、同業他社への出資の増大も必至であるから、この勘定の遞増傾向は今

後も尙ほ續くものと見てよい。

流動資産は事業界の好調を反映する手許資金、賣掛金、手持品等の著増に伴ひ年々増加して、十一年上期には三十億圓に上り最近一ケ年間に二億五千萬圓(九%)を増加した。

(D) 資金の移動狀態

以上で最近に於ける事業資金は主として増資及び未拂金の徴收と、利益金の内部蓄積により賄はれたものであることを知りえやう。併し、事業資金の内部的諸變化を一層明確に知るため、資産負債の諸勘定をその特質に従ひ、固定、流動の兩部門に分類し、最近一ケ年間に於ける資金の移動狀態を分析して見やう。先づ固定部門の變化を見るに、

固定資産への新投資	百萬圓	一八八
投資勘定への新投資	百萬圓	一七
社債の償還	百萬圓	一七

で、この部門に於ける資金吸収高は二億七千百萬圓に達した。次に流動部門には、

預金及現金の増加	百萬圓	一七
手持品の増加	百萬圓	五三
受取手形及未收金の増加	百萬圓	五六
假佛金其他勘定の増加	百萬圓	一二五
支拂手形及諸未拂金の減少	百萬圓	二

合計二億五千三百萬圓の資金が投下せられ、此の内二億二千六百萬圓は次の短期資金で賄はれた。

有價證券の減少……………	百萬圓	假受金其他勘定の増加……………	百萬圓
借入金増加……………	三		一九一
	三二		

而して此の流動部門の不足額二千七百萬圓と、固定部門への新投資二億七千百萬圓との合計二億九千八百萬圓に對し、

株式拂込金の増加……………	百萬圓	社内保留金の増加……………	百萬圓
	一三三		一六五

この合計二億九千八百萬圓が充當せられたのである。

右に見る通り、最近一ケ年間に於ける新事業資金五億二千四百萬圓（株式拂込金、社内保留金、短期資金の合計）の内、自己資金は二億九千八百萬圓即ち五割七分を占め、且つ、固定資産投資勘定への新投資及び社債の償還等、固定的資金は自己資金のみで賄はれ、企業經營の堅實さを如實に示してゐる。

五、業種別資本の變化

(A) 業種別使用資本の増加

嚮きの分類に従つて業種別資本の増加を見るに製造工業、鑛業、公共事業の三大分類に於ては鑛業の資本増加最も多く、製造工業これに次ぎ公共事業は最少であつて、現在の景氣がよく反映されてゐる。鑛業の使用資本(十一年)は五億六千七百萬圓で、前年に比し五千三百萬圓、一〇%三の増加、三年前の昭和八年に比し一億六千五百萬圓、實に四一%の増大であつた。次ぎに製造工業は三十八億九千五百萬圓で十年に比し三億二千四百萬圓、九%の増加、三年前の昭和八年に比し七億三千三百萬圓、二三%の増加である。公共事業は四十一億二千二百萬圓で十年に比し七千九百萬圓、一%九の増加、八年に比し六千七百萬圓、一%七の増加に止まる。

次ぎに小分類に就いて見れば、最近軍需工業關係事業が如何に急速度に膨脹してゐるか判る。十年を八年に比較して使用資本の最も増大せるものは即ち造船業の一億三千九百萬圓(五一%)、製作工業の一億九百萬圓(四四%)、鐵鋼業の五千一百萬圓(四六%)、化學工業の七千六百萬圓(一九%)、金屬鑛業の一億三千六百萬圓(八一%)で以上五事業の合計は五億圓、總額の半數以上に達してゐるがこれはいづれも純軍需工業か準軍需工業である。これに對して我國産業の基幹をなす纖維工業部門に於ては人造絹絲工業の發達が急速である。その十一年の使用資本は一億二千九百萬圓で八年に比し六千

第三部 金輪再禁止後五年の我事業會社

事業名	圖社	套數	使用資本					內固定資本					內建設中固定資産				
			8年上	9年上	10年上	11年上	8年上	9年上	10年上	11年上	8年上	9年上	10年上	11年上			
製糖業	製糖	87	3,162	3,318	3,571	3,895	1,650	1,657	1,728	1,804	39.5	48.2	74.5	93.1			
製紙業	製紙	18	112	116	139	163	66	60	64	78	0.2	2.4	2.9	4.4			
造船業	造船	10	249	290	328	358	110	117	116	114	1.3	1.5	2.1	4.4			
工業	工業	3	252	273	335	381	118	114	119	116	0.2	0.3	1.3	1.0			
毛織業	毛織	10	623	649	715	783	334	358	404	469	12.3	18.1	34.3	50.5			
紙業	紙業	5	171	200	177	213	84	81	81	80	2.5	1.2	1.2	0.4			
絹業	絹業	1	31	30	29	26	21	20	19	17	0.2	0.2	0.4	0.4			
麻業	麻業	2	81	99	81	89	38	39	41	39	3.2	3.1	4.0	3.4			
織業	織業	3	68	83	103	129	55	58	72	87	6.4	6.0	8.4	11.8			
製糖業	製糖	16	406	402	439	482	165	156	166	175	2.0	1.8	4.1	11.8			
製紙業	製紙	2	341	325	324	333	179	160	152	143	0.8	2.2	1.7	1.9			
工業	工業	5	163	171	181	183	114	116	124	120	0.8	7.9	11.0	4.0			
絹業	絹業	2	29	37	52	55	15	17	21	25	1.9	1.4	6.4	5.2			
織業	織業	2	7	6	7	7	5	4	4	3	0	0.7	0.7	3.7			
製糖業	製糖	2	111	135	147	151	48	62	62	62	0.9	0.7	1.8	0.7			
製紙業	製紙	2	61	59	61	62	35	35	34	34	—	0.7	1.8	0.7			
工業	工業	2	432	413	421	433	261	247	235	235	2.3	1.7	2.2	5.8			
絹業	絹業	6	19	21	22	23	10	11	11	11	0.1	0.3	0.1	0.1			
織業	織業	1	9	9	9	10	2	2	2	2	—	0.3	0.1	0.1			
製糖業	製糖	10	402	447	514	567	276	272	255	301	5.8	9.9	19.5	11.2			
製紙業	製紙	3	108	133	153	184	108	109	120	139	4.2	7.7	14.6	8.9			
工業	工業	6	128	104	111	121	91	90	89	89	1.6	2.2	4.9	7.3			
絹業	絹業	1	106	104	111	121	77	73	76	72	—	2.2	4.9	7.3			
織業	織業	1	4	4	4	4	4	4	4	—	—	—	—				
製糖業	製糖	34	4,055	3,997	4,043	4,122	3,085	3,086	3,125	3,214	117.0	105.0	117.0	138.0			
製紙業	製紙	14	388	317	349	382	727	739	750	808	38.0	29.6	27.1	28.4			
工業	工業	2	812	807	869	898	222	218	206	203	8.6	8.6	8.3	7.3			
絹業	絹業	4	58	56	55	55	22	20	20	21	0	0.3	0.8	1.1			
織業	織業	10	2,502	2,469	2,500	2,542	1,918	1,906	1,909	1,969	70.9	65.0	82.4	99.9			
製糖業	製糖	4	245	247	249	249	207	207	209	213	4.6	1.6	2.8	1.3			
製紙業	製紙	1	64	64	73	79	36	36	36	34	—	—	—	—			
工業	工業	6	21	21	22	22	17	17	18	18	—	—	—	—			
絹業	絹業	3	19	20	21	21	15	15	14	15	—	—	—	—			
織業	織業	4	95	98	94	108	56	56	52	65	8.2	7.3	0	—			
製糖業	製糖	2	541	595	720	755	53	53	55	57	0	0	0.7	0.4			
製紙業	製紙	5	62	65	64	72	56	57	56	52	2.5	1.3	1.2	1.6			
工業	工業	7	78	77	74	79	51	51	49	49	0.1	0	0.2	0			
絹業	絹業	3	266	297	244	241	30	30	33	34	—	0.7	1.4	0			

一百万圓、即ち殆ど倍加し一躍重要事業の位地を贏ち得た。紡績業は七億八千八百萬圓で一億六千五百萬圓の巨額を増加したが、これは綿業品輸出困難に伴ひ、紡績會社が入絹業、ステープル・ファアイバー業等に所謂多角經營を企畫しつゝある事を示すものである。外に時局を反映して貿易業の膨脹も注目される。

次に使用資本中固定資産のみを取つて見る事とする。元來使用資本の増大は詳しく見ればその内容に従つてその意味が違ふものであつて、使用資本を大別すれば工場、機械、器具等固定資産を形成してゐる部分と、商品、仕掛品及び運轉資金等流動資産となつてゐる部分と、最後に投資勘定となつてゐる部分とに分たれる。この中投資勘定は比較的少額ゆゑこれを別とすれば、流動資産の増大は景氣の良好なる條件下に於ては、大體に於て商品回轉の増大に従つて事業の繁榮を現はす。これに對し固定資産の増大はその事業の繁榮即ち注文の増加するのに対応する事業規模の擴大を現はすものである。勿論これは多くの場合平行して行はれるがその意味の異なるは自明の理である。たゞ今日の會社經營に於ては利潤が多い時銷却を多くするから帳簿上の固定資産價額は必ずしも眞當の價額を示すものではない。いまこの點を考慮しつゝ固定資産の増減を見るに第七表第二欄の如くである。

鑛業二千一百萬圓の各増加であるが、使用資本の増加に比すれば非常に少く、造船業の如き反つて四百萬圓を減じてゐる。これは前述の如く利潤の多い結果銷却を多くしたためであつて、當該産業が膨脹してゐる點は疑ふ餘地ない。その他の事業に於て固定資産の著るしく増加したのは紡績業一億三千五百萬圓、人絹業三千二百萬圓、鐵道軌道八千一百萬圓、電燈電力業五千一百萬圓である。

(B) 建設中資産の増大

最後に目下擴張中の固定資産が幾何額あるか、又その増減傾向如何を第七表第三欄によつて見よう。この統計は不完全ではあるが、然し大勢を察するには充分である。

先づ傾向に就いて云へば最近擴張事業は一段と旺盛である。例へば大分類に於ては製造工業、鑛業、公共事業、舉つて建設中資産を増大してゐる。即ち製造工業は九千三百萬圓で八年に比し五千四百萬圓、實に一三四%を増し、鑛業は一千一百萬圓で五百萬圓(八三%)、公共事業は一億三千八百萬圓で二千一百萬圓(一八%)を増してゐる如きである。小分類によれば製作工業、紡績業、人絹業、製紙業、洋灰業、硝子業、石炭鑛業、電燈電力業等旺盛である。勿論簿記學上帳簿上に建設中資産勘定を計上しないでも擴張増設が可能であるからこれを以て唯一の材料とする事は危険であるが、我々が擴張を豫想してゐる事業に於いて擴張が行はれてゐるので大體に於て豫想と一致するものである。

六、結 語

我々は我國大會社の事業状態、資本状態を種々の角度から眺めたが、こゝに導かれた主な結論は次の如くである。

- 一、先づ事業収益状態は大事業會社に就いて見てまだ頗る良好である。利益金は絶対額に於いて著増してゐる許りか、拂込資本金に對する利益率に就いて見てもなほ相當高率を維持してゐる。
- 二、固定資産對自己資本の比率、流動資産對固定資産比率等々、所謂經營效率に屬するテストより見れば經營の状態にはまだ不安の徴候は少しも見受けられない。
- 三、屢々云はれる事業間の跛行は勿論存在する。然し恵まれぬと云ふ輕工業部門に於ても過去の利益の蓄積もあり、利益率等に付て見る限り跛行性は、こゝではさほど大きくない。
- 四、が、我國の事業會社は一つの轉期に居る。それは過去數年に於ける事業規模の増大が、不況期に遊休してゐた設備工場の修理擴張によつて行はれて來たのに對し最近のそれは新設擴張を必要とする域に達した。固定資産及び建設中固定資産の最近に於ける激増がこれを暗示してゐる。これが大體前記の調査の示すところのものである。これより更に多くの推論が許されるであらうが

その中最も重大なものは、來年の歳出豫算の膨脹によつて恐らくこの新設擴張はヨリ一層拍車を掛けられるであらう。その際國內の供給は果してこの需要を満たしうるかどうか、然らざる場合この新たな擴張の素材を輸入貿易に仰ぐ結果、貿易尻に悪化を來しはせぬかどうか等の問題である。本調査に於ける最大の問題提示は恐らく右の點にあらう。

第四部 各經濟部面の分析と見透

第一節 景氣の現段階と前途

一、ファツシヨ傾向の具體化

前輯が世に送られてから後約四ヶ月間の日本經濟界は文字通り重要問題の續發に遇ひ、それを如何に解釋し、またそれに如何に順應して行くべきかの判斷に専ら忙殺され來つたと稱してもよい状態であつた。八月二十五日に發表された現内閣の所謂七大國策は、其の何れかの一つだけをとつて見ても、優に特記するに足る程のものであるが、それが次から次へと登場し來つて、或は事業經營者を脅かし、或は彼等の猛然たる反對運動を誘致し、或は暗躍明躍を促し、或は政府の危機を幾度か世に傳へしめた。而かも之等多岐なる諸問題を通じての強力な一特徴は、日本經濟のファツシヨ化に外ならなかつた。丁度本輯の締切に近い頃發表された、日獨協定竝に日伊協定は、それを形式的に完成せし

めたものと見ることが出来やう。

また海外では、九月二十六日フランスが遂に金本位停止、平價切下の發表を行ふに至れるを中心として、和蘭、瑞西等の金ブロックが完全に崩壊した。之で世界中に、舊い意味の金本位を、假ひ形式的にでも、維持して居る國は一つもなくなつたわけだ。一方西班牙の内亂は益々激化して、舊人民戦線政府を援ける蘇聯邦及フランスと、革命軍を支持する伊獨のファツシヨ國との間に於ける、對立は愈々激しくなつた。斯くて金本位を抛棄し爲替を新たに下落させた諸國の經濟狀勢も、此の戰爭危機の只中にあつて、曾て英國や米國や日本が金本位を抛棄した時とは餘程趣の違つた、特異な經過を辿る外なかつた。そして他方東洋に於ては、支那の抗日運動激化が一の見逃すべからざる特徴をなしたが、十一月になつて果然綏東問題が表面化し、現に尙ほ發展しつゝある。

殆ど應接に遑なき之等重要問題の續發中に、我國の景氣現象に頗る注目すべき變化の現れたのは、また至極當然な結果と言つて良いであらう。我々は今それを本節の主題とし、且つ個々の重要問題に就ては、他の諸節乃至部で取扱ふわけであるが、何れの部面を見るに就ても注意すべき事は、ファツシヨ政治の經濟的具體化、若くは他の言葉で言ふなら、非常的切抜に重點を置く國家統制が、總ての問題の背景をなして居ると云ふことである。即ちそれが日本經濟の現段階を最もよく特徴づけるものであり、歴史的には、二・二六事件に現れた社會相の、具體的開花結實に外ならないのだ。

二、諸景氣指標の動向は順調

さて以上の如き背景中に於て、先づ景氣を示す諸指數を見るに、本年第三四半期は大體我々が前輯で豫想した通り、極めて順調な經過を辿つた。即ち株價も物價も騰り、而して事業活動は増進した。先づ株價を見ると次頁第一圖の如く、産業株三十種の平均は九月迄續騰し、而して九月中の平均八八圓五は、本年二月の平均八七圓五を悠々上廻るに至つた。即ち二・二六事件直後の下落を總て取戻して尙ほ餘りがあつた。其の後十月と十一月には、増税問題其の他重要問題の續出に依る昏迷、一部買過の反動等で少しく下げたが、然し圖を見ても分る通り、最近の位地はまだかなり高い。但し此の間、電力株を中心とする公益事業株が、國有問題に脅えて下落したことは、現時の特徴を示す一現象として、固より見逃すべきでない。

次に商品價格の動きを見ると、我社調の東京卸賣物價指數は五月を本年の最低として、六月から再騰過程に入つて居たのであるが、秋になつて騰勢は益々強まり、十一月末は一九四・四（大正二年一月一〇〇）と、五月末の一七八・七に比べると約九%の著騰を來して居る。然し此の秋以來の騰貴

は、金屬類、纖維品、化學工業用品等の騰貴が主力で、穀物類の如きは寧ろ反落した。そして斯る内容の騰落が示して居る通り、それは世界的な軍事用品騰貴と、米國景氣の上昇とを多分に反映するものである。此のことは自然、日本の資本主義に對しては大體良結果を齎すものと解釋することが出來、従つてまた此の點からも、前述せる産業株價の停滯は、一時的現象に止まるものと見得る譯だ。

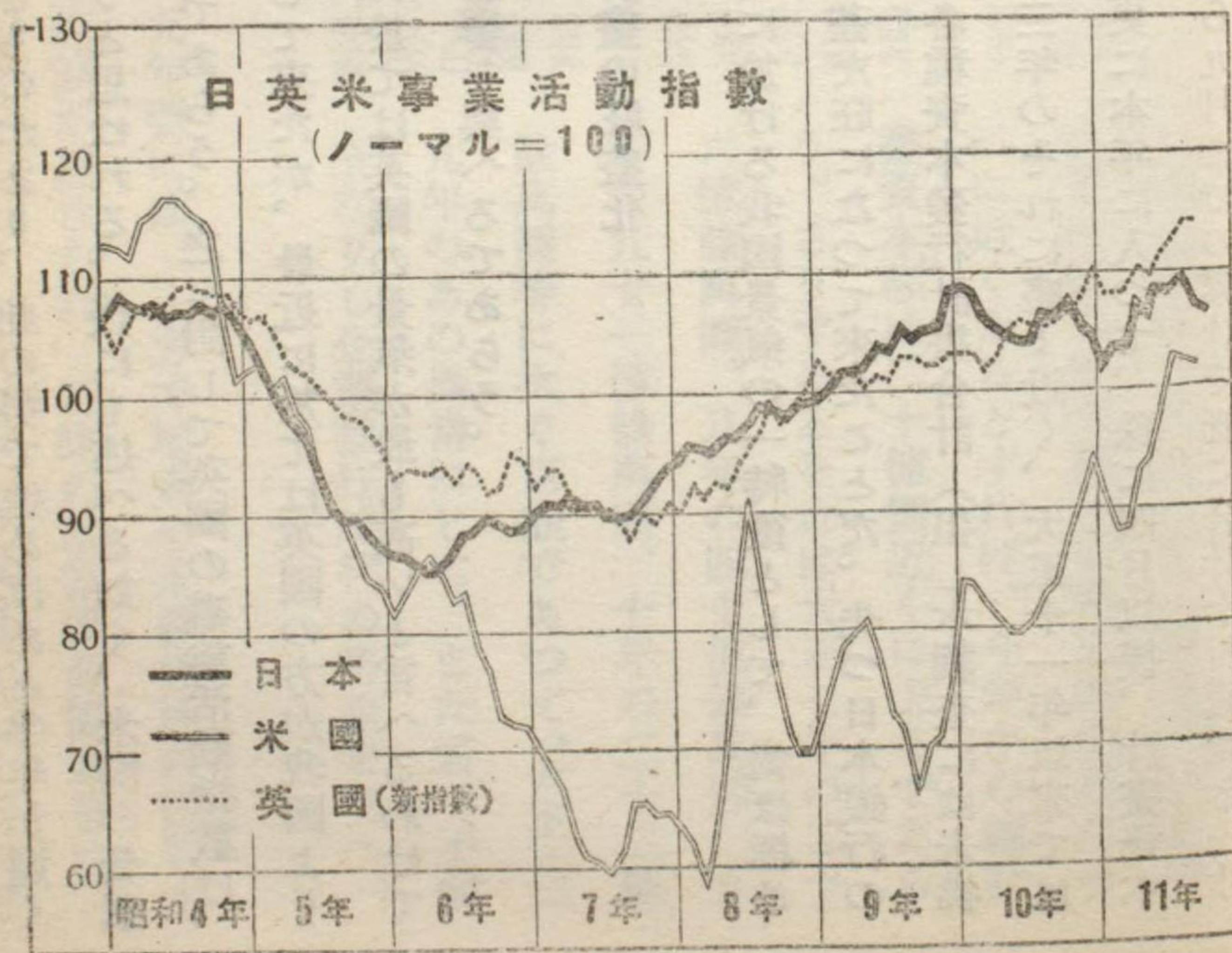
第三に事業活動の總體的な動向を見ると、之亦次頁第二圖に見る如く、八月迄はかなり強い騰勢を續け、悠々新記録を作る程の盛況であつた。既に幾度か本年報でも述べたとのあるやうに、此の指數は昭和九年末から十年初にかけて常態を超えるると一割に近い高さとなり、我國の景氣が既に相當の高位に上つたことを示したのであるが、それだけにまた其の後は漸く伸力が鈍つて、稍々永い目で見れば、横這の狀況を辿つて來たのであつた。然るにそ

れが本年春以來、更にいま一般の上昇過程に入るかの様相を呈し來り、遂に八月の指數に於て其の徴候をはつきり示したのである。勿論月々に見れば、上昇は必ずしも一本調子には行かないのであつて、圖に見る通り九月と十月はまた稍々強く下げて居る。然し此の下落はまだ我國景氣の基本的な逆轉を指示するものと見るべきではなく、寧ろ一般的なジクザクに過ぎない。其のことは我々が續いて見やうとする資本計畫の旺盛振り等からも十分窺ひ得るのである。

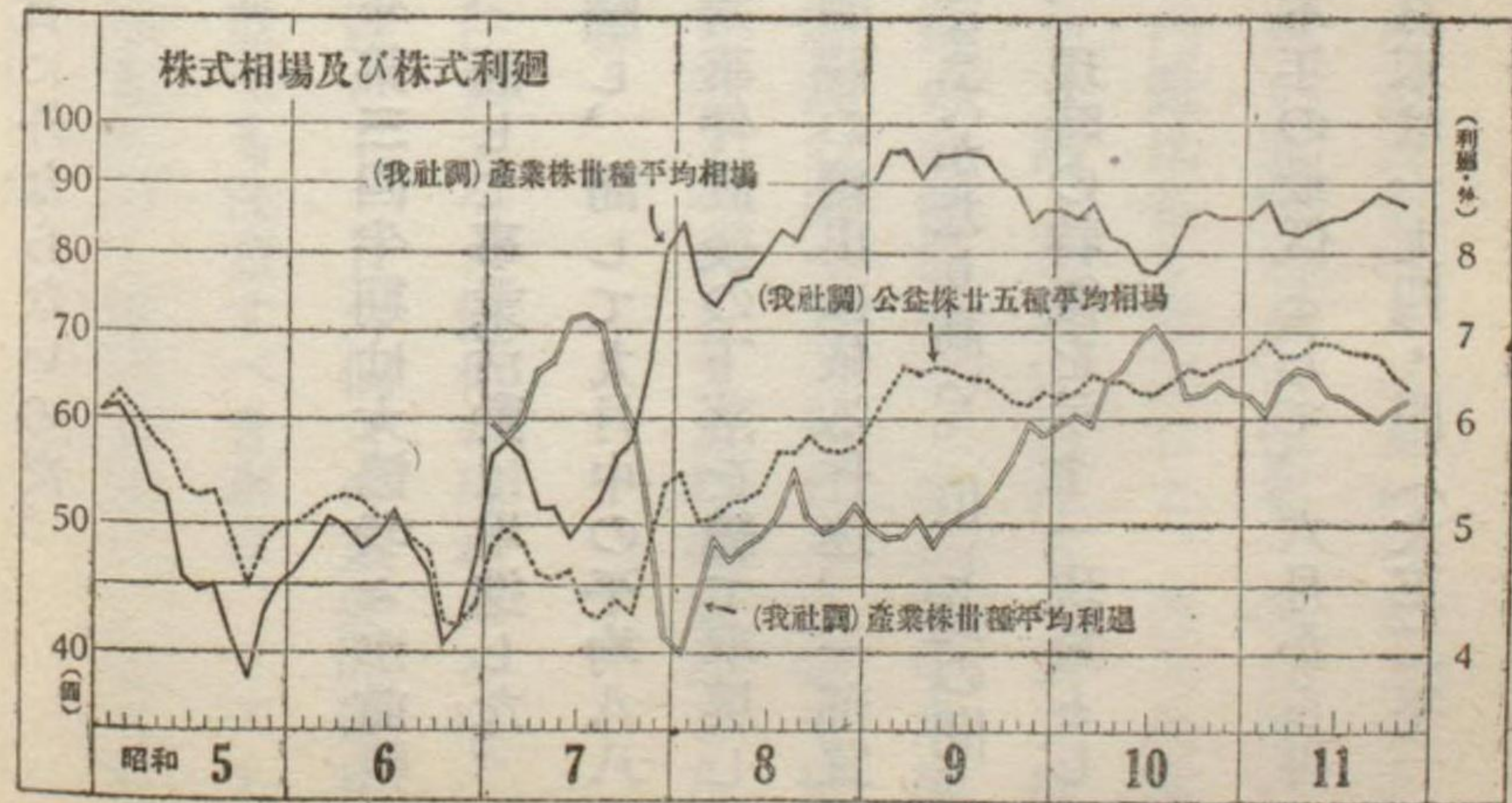
尙ほ第二圖には米國及び英國の事業活動指數が對照されて居るが、それに依ると米國の事業活動指數は、まだ我國よりかなり低いけ

第一節 景氣の現段階と前途

第二圖 (日本は我社調、米國はアナリスト誌調、英國はエコノミスト誌調 (我社にてノーマル=100に換算)。日本は10月(概算) 米英は9月迄。



第一圖 (11年11月迄)



れども、其の昨年夏以來に於ける騰勢は實に目覚ましきものがあり、此の勢で進めばあと半年か遅くも一年位の中に、我國と略と同じ水準に達するであらうと思はれる。後にも述べる如く、米國の景氣は極めて良好であるから、此の見透は多分實現するであらう。之に對して英國の事業活動指數は、昭和七年以來我國の事業活動指數と大體相伴つて上昇して來たが、最近に於ては英國の方が我國よりもかなり高くなつた。即ち此の指數から見ると、現在に於ては英國の景氣が最も高いと言へるわけである。そして何れにしても其の上昇は、また我國に好影響を與へるであらう。

三、景氣の質的變化を意味する資本計畫の旺盛化

一般的な指標は凡そ以上の如くであるが、こゝに最近に於ける我國景氣の一特徴として、尙ほ極めて顯著なるものが一つある。それは即ち資本發行計畫の甚だ旺になつて來たことだ。先づ日本銀行の調査になる計畫資本額を見るに第一表の如く、昨十年の各種資本發行計畫合計（但し本調査には未拂込株金の徴收は含まない）は十四億圓を超え、既に昭和三年のそれに略々近く、大正十一年以來では稍々多い方の部類に屬するまで回復して居た。ところが更に本年に入つて、殊に四月以後、計畫資本額は實に飛躍的増大を示して來た。そして本年は一月から九月までの累計で既に合計十四億圓を一

(一) 銀行會社計畫資本額 (日銀調、千圓)

年次	新設	増資	社債	合計
昭和三年	六四五、二七六	三九〇、一三七	四五三、六〇〇	一、四八八、〇一五
同 四年	七五、〇一八	二〇三、五五六	一三四、六六六	一、〇四三、三三〇
同 五年	三二二、一七九	一〇八、一三二	三六、六六九	四五七、九七〇
同 六年	三〇八、八八六	二〇、三六〇	四七、四〇〇	五五七、六四六
同 七年	二二、〇八一	一五、三三八	七〇、一〇〇	四九、九八九
同 八年	四三、九三三	六四、三五〇	六、四五五	一一五、七七八
同 九年	五八三、九五五	五二、七四七	三九、七五〇	一、三四、四五二
同 十年	七四七、五七〇	四三、八九二	三六、四五〇	一、四六、九二二
十一年一月—三月	一一〇、〇五〇	四四、六四七	三八、二〇〇	一九三、八九七
四—六月	一五九、一九〇	四四、五一二	一〇〇、五三八	六七四、三三九
七—九月	一八四、三三八	二四六、六六六	一〇三、七〇〇	五三三、六五四
累計	四三、五七八	七〇五、七七四	二四、四三八	一、四〇〇、七八〇
十月	九、九二〇	七六、七七〇	〇	一七六、六八〇
十一月	二一、四七〇	七〇、二五六	二、八〇〇	一八四、五五六

超え、若し十月から十二月までの計畫が更に第二四半期及び第三四半期のそれに近くなるとすれば、今年中の總計畫資本額は二十億圓近くに上るであらう。さうするとそれは大正七年の二十億餘萬圓、八年の四十億餘萬圓、九年の五十一億餘萬圓、十年の二十二億餘萬圓等に次ぐ巨額であつて、大正八、九年のあの異常にして、また若干不健全なりし企業熱狂時代の再來をさへ、

必ずしも否定し難い形勢が仄見えるのである。

而かもこゝでいま一つ注意すべきは、例へば昭和八、九年頃には、一方で増資や未拂込株の徴收が盛に行はれたけれども、他面銀行等からの借入金は寧ろ返済が續けられ、正味の事業資金需要額は、計畫資本の示す所よりは小さいと判断された。即ち所謂株主資本はかなりのテンポで増大したけれど

も、それは經營の堅實化主義に依る所が多く、實際の資本設備擴張はそれ程大きくはなかつたのである。然るに昨年あたりからは銀行の貸出も亦増加の趨勢に轉じ本年に入つてそれが益々目立ちつゝある。例へば毎年九月末の全國普通銀行及貯蓄銀行の貸出高(大藏省調、コールローンを除く)に就て、其の前年同期に對する増減額を見ると、昭和九年には二億七千三百萬圓の減少であつたものが、十年には一億七千六百萬圓の増加となり、更に本年は四億二千七百萬圓の激増を示したのである。

言ふまでもなく以上二つの事實は、資本設備の擴張が盛に行はれんとしつゝあることを示す。元來景氣が不況のドン底から回復に向つた初期に於ては、商品の生産活動はかなり急速に上昇するけれども、資本設備には過剩部分が多くある爲に、新たな設備の擴張は餘り起らない。然し景氣が既に相當の高さに及んで、生産設備の遊休部分がなくなり、而かも尙ほ商品の需要増大が見透されるやうな段階に達すると、こゝに漸く資本の擴張が旺となり、景氣様相は質的な變化を遂げるのである。而して前に掲げた事業活動指數の動向と、右の資本計畫とを照し合せて見ると、今や我國の景氣は全く一の新しい段階に入りつゝあることが、極めて明瞭に知られるのである。

而かも過去に於ける多くの景氣循環に比べると、現在のそれが、形の上では多分に共通なものをも有しつゝも、また内容に於て著しく異なる點のあることを見逃してはならぬ。即ち現在に於て生産品の需要増大が見透され、資本擴張が行はれる部面と言へば、第一に軍需品であり、またそれが量的にも著しく大きいのである。勿論今春以來最近迄に起つた資本計畫は、事業別に見ても、また資金の用途別に見ても、かなり廣範圍に互つて居り、必ずしも軍事工業の擴張だけではない。(此の點に就て關心を有する諸君は、東洋經濟新報十二月五日號に掲げた、『旺盛な株式拂込とその前途』なる調査を是非参照されたい)。だが、それはたゞ間接的に、一般の事業界が賑つて居ることを示すに止まり、此の一般的賑ひを來した原動力は全く、軍事豫算の膨脹にあると言つて差支ないのだ。即ち第一次的には昭和十二年度以後に於ける軍事豫算の劃期的な擴大、第二次的には所謂準戰時體制としての原料政策、即ち人織工業の助長、石炭液化事業等々が、稍々莫然とした形ではあつたが、既に本年春頃から見透されて居たから、それへの準備として、かの旺盛な資本計畫が生じたものと見て大體よいのである。またさう見ることに依つてのみ、此の資本計畫は今後一層旺になるであらうと豫想され、日本經濟にとつての一大關心事たる資格を生ずるのである。

此のやうな特質を外にして、單に資本擴張が旺になつたと言ふ事實だけを捉えて見ても、それから起る景氣の上昇には、それ以前とは違つた種々なる問題が纏綿するのであるが、其の上に斯る特徴の加つて居ることは、即ち二重に、今後の我國の景氣が、決して一筋縄ではあり得ないことを示すので

ある。我々は結論として、何れにしても斯る動因からいまい一段の景氣上昇あるべきことを豫想するのだが、而かもそこには既に警戒を要すべき事柄も決して少なくないことを忘れてはならぬ。日本の景氣は確かに質的に變化した。

四、農村はどれ程良くなるか

然し我々は尙ほこゝに、今後の景氣上昇を援けるいま一つの積極的要因としての、農村經濟の回復を一瞥しておかう。

先頃發表された大増稅案と、其の上に立つ國家豫算の飛躍的膨脹との持つ最大な意味が、軍事費の擴張にあることはこゝに改めて言ふまでもない。然しまた其の故に、かの大増稅案の内容が示す農村負擔の輕減と云ふ事實を、過小評價してはならない。讀者は其の詳細を本輯第一部に見られたであらうが、將來は年々約二億圓の金が、都會から取上げられて農村へ交付されることになつて居る。勿論仔細に見れば、農村が受ける正味の恩惠は決してそれ程に大きなものではないかも知れぬ。また斯る農村救濟策の採られる所以も、元をたゞせば所謂廣義國防の必要から出たものであり、愈々戰時になつて最も多く搾られるものは農民に外ならぬとも言へやう。が兎に角當面、景氣現象として、農村の

公課負擔が輕減されたことは、金融的にもまた物資の需給上にも、相當の變化を齎すものと見なければならぬ。

ところが、右は尙ほ聊か遠い先のことであるけれども、それより以前に、本年の農産物が概して豊收であつた所へ、價格の騰貴亦著しかつた爲に、農村の金錢收入状態は現状に於て既にかなり良いのである。それに就ては何れ第六節に述べるであらうが、我々の計算に依ると、米、繭及麥の三大農産物の販賣收入推定額は十五億八千餘萬圓となつて、昨年に比すれば約二億圓の増加を豫想されて居る。

五、今後の重要問題 其の一

—金融の一時的引締り—

斯くて當面の日本經濟は、一方に於ては軍事豫算の激増に基く國家支出の増大、他方に於ては農村購買力の増大と云ふ、二大支柱の下に、資本擴張の盛行従つて生産財の一般的需要増大が起り、更に之に加ふるに纖維品國策燃料國策等の進展に伴ふ生産設備の擴張を以てして、いまや新たなる經濟膨脹段階に移らうとして居るのだ。ところがかうした日本經濟現段階の特質から、必然的に起り來るべき將來の問題が凡そ三つある。其の第一は經濟膨脹就中資本擴張に伴ふ、金利の反騰竝に所謂惡性イ

インフレの可能性であり、惹いて赤字公債政策遂行の困難に對する懸念である。其の第二は貿易入超増大の懸念及び對策。第三はフアツシヨ經濟本來の性能と右の如き諸困難克服の必要より來り得べき、國家的統制の強化、従つて自由企業への壓迫、延いては個人の生活程度下落の可能性である。

(A) 公債市價の波瀾

而して前述第一の問題は、單に將來の問題として注目されて居るばかりでなく、偶々本年第三四半期以來コール市場が異常な引締りを呈し、十月末に至つては遂に三分半利公債市價が其の發行價格たる九十八圓以下に陥る等のがあつた爲めに、特に世人の神經を刺戟した。我々は前輯に於て、五分利公債低利借換の進行が、一面に我國の金利を一層低下せしむべき作用を持つて居るに拘らず、其の爲に却つて通貨政策上から面白からぬ結果を來すかも知れぬと述べて置いたのであつたが、問題は全く同じ考へ方の連續として理解することが出来る。

即ち公債借換工作は其の後も順調に經過し、八月六日に九日十五日の實行を以て五分利國庫債券四億二千二百萬圓の借換を行ふべき旨發表せられ、それで五分利國庫債券の借換は完了した。勿論應募成績も佳良であつた。而して後には尙ほ五分利公債證書十八億餘萬圓の借換が残されて居るが、それは明春に行ふとし、九月十二日には本年度初の赤字公債二億五千萬圓の發行條件(廿二日實行)が

發表された。然るに、其の新赤字公債の發行條件が、一般に豫期された程の低下を見なかつたのと、一方短資市場が徐々引締りつゝあつたのとで、公債相場は其の後俄かに下落を始め、十月末以後は遂に三分半利公債の市價が九十七圓臺に陥つたのである。尤も此の三分半利公債は、現金應募者には九十八圓で賣出されたのだが、舊五分利國庫債券よりの乗借應募者は九十七圓五十錢で手に入れたものであるから、市場價格が九十七圓七、八十錢まで下落しても、嚴密な意味では發行價格割れと言ふべきでない。が兎に角一時は九十九圓臺になつた三分半利公債の市價が九十七圓臺に崩れたのであるから、なかくの大波瀾であつたわけだ。そして此の波瀾は、勿論新發行公債條件への期待外れを中心とするが、偶々コール日歩の昂騰と相伴つた所に、何か基本情勢の變化が起つたかの感を與へたのである。で我々は次に進んで、先づコール日歩昂騰の狀況を概観しやう。

(B) コール日歩の昂騰

次掲(二)表に依ると、東京市場のコール日歩は、本年四月の公債思惑買ひに依る一時的引締りの後、一旦は略々常態に復歸したけれども、九月から再び騰貴を始め、而して十月には平均八厘三一を示して、昨年十月の平均に比すれば實に九毛一絲の高位となつた。而かも注意すべきは、それが本年四月以來に於ける新内閣の低金利策に背いて、反對に昂騰し來れる事實だ。即ちそれを騰貴せしめた力

(二) 東京コール翌日物日歩の平均(單位厘)

	昭和9年	昭和10年	昭和11年
1月	6.70	7.03	7.08
2月	6.90	7.42	6.95
3月	7.00	7.39	7.88
4月	6.80	6.93	8.52
5月	6.80	6.70	7.26
6月	6.80	6.74	6.81
7月	7.10	6.75	6.97
8月	7.50	7.12	7.35
9月	7.10	7.24	7.63
10月	6.90	7.40	8.31
11月	6.90	7.59	7.78
12月	7.40	7.29	—

は、表面のレートが示す以上に強いものであつたことを認めねばならぬのである。

が我々はいま、其の力が何であつたかを考へる前にもう少し注意深く他種の金利と對照して見やう。即ち

(三)表は、東京銀行集會所が、各社員銀行の實際の貸出利率に就て報告を求め、之を平均した統計であるがそれに依ると手形貸付の日歩平均は、昨年十一月から本年三月までの一錢五厘六毛から、四月以降は殆ど逐月二毛見當づゝの下降を示して、九月には一錢四厘五毛に下つた。そこで本年九月を昨年九月に比較するならば實に一厘四毛、年利計算に直すと五分八厘から五分二厘九毛へと、五厘一毛の著落に相當する。此の傾向は割引手形の日歩に就ても略々同様なのである。

(三) 東京銀行集會所社員銀行金利(單位日歩錢)

	手形貸付平		割引手形平	
	昨年	本年	昨年	本年
1月	1.62	1.56	1.49	1.44
2月	1.56	1.56	1.48	1.43
3月	1.59	1.56	1.46	1.44
4月	1.59	1.54	1.46	1.43
5月	1.50	1.52	1.46	1.41
6月	1.58	1.52	1.47	1.40
7月	1.59	1.49	1.46	1.39
8月	1.57	1.47	1.46	1.37
9月	1.59	1.45	1.46	1.36
10月	1.57	1.46	1.47	1.38
11月	1.56	—	1.47	—
12月	1.56	—	1.46	—

して見ると、少くも九月までの状態から見る限り、一般の貸出金利は、明かに現内閣の低金利策と歩

調を合せて、かなり速かに低落しつゝあつたので、さう云ふ状態の中に於て、コール市場だけが、全く特異な現象を呈したのだと言はねばならぬ。

が然し、十月になると、一般の貸出利率も最早低下を止めて、反騰に轉じて來た。而かも前述せる通り此の頃には公債相場もかなり低落したので、結局コールの昂騰を先驅として、我國の金利が一般に反騰を免れないのではないかとの懸念を抱く者が生じた。此の懸念は、十一月中旬以後に大藏省が預金部資金の動員其他に依る、短資市場緩和策を採り始めた爲めに、前掲(二)表に見る如くコール利率が稍と急速に低下したのと、また來年四月一日から郵便貯金利子を、年率三厘六毛下げの二分六厘四毛として實施するやうに決定發表された等の理由から、今では最早かなり薄らいで居る。然し十月から反騰に轉じた一般手形利率の方はまだ少しも低下するまでに至つて居らぬし、且つコール利率も幾分下つたとは言ふても、二・二六事件前の水準に比べて低くなるまでにはまだ大分距離がある。で我々は、一體此の金利昂騰が如何なる事情から生じたものであるかを次に見やう。

(c) 根本理由は日銀公債の減少

今春以來我國のコール市場が、一般の金利低下に反して、却つて引締りを呈して來た原因としては、凡そ次の如き諸事情が考へられる。

第一は、銀行が稍々意識的に採つた短資引締策である。近年我國の一般貸出利率が漸落の傾向を辿り、而かも事業資金の需要は割合に殖えなかつた爲めに、銀行の収益状態は甚だ芳ばしくなかつた。そこへ今春の政變が起り、一層の低金利策強行が聲明せられたのであるが、其の結果銀行は、預金利率の引下げを行つて資金コストの低下を計ることが出来たけれども、他方之に伴つて貸出利率も低下の可能性を與へられ、而かも五分利公債の低利借換、及び大增税斷行に依る、銀行収益の減少も當然見透される狀況となつた。そこで之が對應策として、銀行の第一に考へたことは、出来るだけ手許の遊資乃至利率の低いコール・ローンの如きを減らして、之をもつと有利な證券投資なり、一般貸出なりに運用することであつた。

ところが此のやうな資金運用方針の結果として生じた第一の現象は、日本銀行の所有公債減少であつた。日銀の所有公債中長期國債は、三月から四月初にかけて著減した後、九月廿二日に新赤字公債の發行されるまでは賣出を中止されて居た。然し其の間にも米穀證券は續いて日銀から市中銀行の手に移されたし、また九月廿二日に發行された新赤字公債二億五千萬圓も、現在の所日銀の手に残つて居るのは數千萬圓に過ぎず、爾餘は總て市中銀行に買はれたのである。かうして市中銀行の手にあつた資金のかなり大きな部分が日銀に入り、閉込められてしまつた。いま日銀の國債總所有高を見るに、

本年四月四日（公債賣止直後）の五億三千三百萬圓に對して、十一月七日には四億五千五百萬圓へ、七千八百萬圓を激減して居る。

だが一方、市中銀行はまた一般市場に於ける地方債、社債、株式等の買入れ乃至引受、及び事業資金の貸出しも比較的寛大に行ひ、そこに少なからぬ信用の擴張を見た。それが寛大に行はれたことは、前掲の如く、貸出利率の低下して居ることに依つて知られるが、事實此の方面にどれ程の信用が擴張

(四) 全國普通及貯蓄銀行の授信高 されたかを見るに、凡そ(四)表の如くであつた。
即ち大藏省調査に依ると、全國普通銀行の貸出、地方債、社債

貸出	十一年		十年		九年	
	對する増減額	單位百萬圓	對する増減額	單位百萬圓	對する増減額	單位百萬圓
地方債	(+) 四七	(+) 一七六	(+) 三九	(+) 一七三	(+) 三三	(+) 一七三
社債	(+) 八一	(+) 一五	(+) 一五	(+) 一五	(+) 一五	(+) 一五
株式	(+) 六三	(+) 二七	(+) 二七	(+) 二七	(+) 二七	(+) 二七
計	(+) 一七六	(+) 三〇	(+) 八一	(+) 一〇	(+) 六五	(+) 五七
國債	(+) 二四三	(+) 二九六	(+) 二九六	(+) 二九六	(+) 二九六	(+) 二九六
預金	(+) 七九	(+) 七四	(+) 七四	(+) 七四	(+) 七四	(+) 七四

が此間に起つたからであるが、銀行の寛大な態度がそれを助けたことも亦疑ひない。或る者は右の如き銀行貸出の増大が、最近に於ける金融引締りの根本原因だと説くが、それは決し

て完全な説明でない。一般事業資金に對する信用の擴張は、日銀所有公債の減つた場合とは、其の性質は根本的に異つて、聽ては銀行預金の増大を培ふから、此の意味で一概に金融引締りの原因とは稱し難いのである。現に本年は、後述の如き、銀行利下に依る郵貯への資金移動、貿易入超の増大、政府資金の出し後れ等、かなり銀行預金の増加を沮む事情があつたに拘らず、實際に於て銀行の預貯金は(四)表に見る如く、昨年若くは一昨年よりも、増加の程度が強いのである。これ明かに信用擴張の影響と見るべきである。

但し一般に信用の擴張が行はれ、經濟活動が増大すれば、當然通貨の需要が増大するから、それだけは金融を引締める理屈である。そして此の點に、最近に於ける金融情勢の一つの根本的な特徴を認めない譯には行かぬ。然し之に對しては、一方に日本銀行の金買入高が最近益々殖えて居ると云ふ關係もあつて、現在の程度では、まだ基本的に金融を引締める筈はないのである。

(D) 一時的な諸原因

次に尙ほ一時的に、就中普通銀行の手許を詰らせた事情として、左の如きものが考へられる。

増税の影響、有價證券に對する税率が引上げられた爲めに、先づ社債地方債等の表面利廻り上昇が餘儀なくされ、延いて起債市場の不圓滑、銀行貸出需要の増大となつた。そして少くも一時的に普通銀

行の手許を詰らせる一因となつた。

郵便貯金の増加 本年四月から、銀行預金の利率が引下げられたのに、郵貯利率は据置かれたから、銀行預金となるべき資金が多少郵便貯金に移行したとが肯かれる。そして本年は、農村の収入が増加したからでもあるが、郵便貯金の増加は實際にかなり著しい。然るにまた、斯くて増大した大藏省預

金部は、簡易保険局の遊資等も預つて居るが、いま預金の遊資たる内地預け金(大部分日銀への預金)を見るに

内地の預金部(百萬圓)		昭和11年	昭和10年
1月	139.3	104.3	139.3
2月	144.7	138.1	144.7
3月	187.4	213.2	187.4
4月	150.9	215.1	150.9
5月	5.4	135.3	5.4
6月	67.2	113.2	67.2
7月	46.2	123.2	46.2
8月	79.7	150.6	79.7
9月	142.8	242.1	142.8
10月	230.0	186.4	230.0
11月	208.4	—	208.4
12月	70.6	—	70.6

政府資金撒布の減少 昨年度は新規公債の發行が、七月に二億圓、十月に二億五千萬圓あつたが、本年度は九月に初めて二億五千萬圓發行されただけである。即ちそれだけ昨年に比べて、政府の公債に依る資金撒布が少かつた、若くは後れて居ると見られる。而して日銀引受の方法に依る公債資金撒布が少なければ、一應はそれだけ市中銀行の手許が窮屈を感じる筈と見てよい。

貿易入超の増大 昨年に比べて本年の貿易入超が増大して居ることは周知の通りだ。而して入超の

増大は正貨の流出に結果せざる限り、全體としての國內資金の量を減ずるものではないけれども、我國の如く爲替業務が専ら正金銀行に集中されて居る場合には、正金の手許を緩めて、普通銀行の手許を詰らせる作用があると考へられる。即ち正金銀行では輸出手形の買入れよりも輸入手形の賣却（若くは取立）の方が多くなるだけ、資金は豊富になる。そして其の場合輸入業者が、輸入手形支拂資金の手當を正金銀行に仰げば、普通銀行には影響しないが、若し其の資金を普通銀行から借りて拂へば、それだけ普通銀行の資金を正金銀行へ移動させることになる。而して本年は前述の如く、一般に銀行の貸出が寛大であつたと想像される一方、日本銀行の貸出を見ると、爲替銀行に對しては昨年同期より遙かに少いの、普通銀行に對する貸出のみ、十月末の如き昨年より五、六千萬圓多かつたと傳へられるのである。

(E) 前途の見透

事情全く以上の如しとすれば、這般の金利昂騰はまだ一時的摩擦の範圍を出でないものと斷じて差支ない。従つて此の金利昂騰が、悪性インフレの前觸れだなど云ふ議論には我々は絶対に與しない。のみならず將來の見透としても、國內的資金需要が増大すると云ふだけのことならば、通貨はいくらでも日本銀行から供給して差支ないのであつて、それが悪性インフレに發展し、公債の消化が著しき

困難に陥るなど云ふことはあるべきでない。年を越えれば體て再緩和に向ふものと思はれる。

六、今後の重要問題 其の二

—貿易の前途に關する諸懸念—

然し今後の問題として最も重要なものは、金融よりも寧ろ貿易に對する懸念である。そして若しも貿易上の入超が著増を免れず、また貿易外收支に於ても對滿投資等から受取勘定が少く、全體としての國際收支が悪化を免れないものとするならば、それから直接的に金融にも好ましからぬ影響の及ぶべきことが豫想されるばかりでなく、萬一爲替相場の維持までも困難に陥るならば、此の點から悪性インフレに陥る危険も絶無とは言へない。昭和六年末に我國の爲替相場が暴落を始めた時とは、總ての經濟事情が一變して居るので、今後若し爲替相場に激動が起れば、餘程警戒せねばならぬ。

(A) 十二年の入超こそ大問題

で先づ入超の増大が果して起るか否かだが、此點に就ても多くの人々は、偶々本年の入超額が昨年と比べて著しく多いのを見て、危険は既に生じつゝあると、甚だ性急に結論を下して居る。そして對英爲替の市場相場が一志二片を割ると、ソレ爲替の暴落必至だと、新聞雜誌は騒ぎ立てる。だが勿論

今年の入超増大や最近の圓爲替軟弱は、それだけとしては決してそんな重大な意味を持つものではない。前途の懸念と過去の事實とは別であり、前者の故に後者を歪曲してはならぬ。本年の入超豫想高一億六、七千萬圓は、昨年の入超千四百七十萬圓に比すれば固より激増だが、一昨年の入超一億四千二百餘萬圓に比すれば大した差ではなく、輸入の内容を見ても昨年に比べて多いのは主として棉花、羊毛、パルプ等の輕工業原料品である。また爲替相場の軟調は元來本年春から初秋へかけての圓貨の位地が聊か高過ぎたので、其の訂正の意味を多分に含むものだ。騰げ過ぎの後には多少の下げ過ぎもあるも亦已むを得ない。

だがそれは今までのとで、今後は全く別の意味で警戒を要する。と云ふのは、昭和十二年度の國家豫算が甚だ急激な膨脹を豫想されて居る點にある。特に陸海軍兩省の歳出豫算は、今年度の十億六千萬圓から、來年度は約十四億圓に増す豫想である。それは軍事品の需要が約三割増加することを意味するが、果して此の増大が悉く國內の生産を以て應ぜられ得るか否かに大なる疑問がある。若し國內の生産では、本年より一割増、即ち一億餘萬圓の増加しか充たされないとするならば、残り二億餘萬圓は輸入に俟たねばならぬ理屈となる。而かも問題は決して直接の軍事品工業のみに止まるものではなくして、若し其の爲めに既述せる如き諸生産設備の一般的な擴張が行はれるならば、之に伴ふ物資

需要の増大を考へねばならず、而して生産財や軍事品の生産だけは國內で行はれても、それが爲めに生活用品の供給が不足すれば矢張り輸入の増大を惹起すであらう。

そこで之に對應するだけの輸出増大がなければ、當然入超の増加となる外ないが、輸出を急激に増大せしめる爲めには、現在は餘りに海外市場が狭くなつて居る。のみならず、國內の生産力から見ても、此の上輸出を殖す爲には、先づ生産設備の擴張を要する點が少くあるまいし、また今後は勞働賃銀の漸昇を免れないと云ふ不利もある。

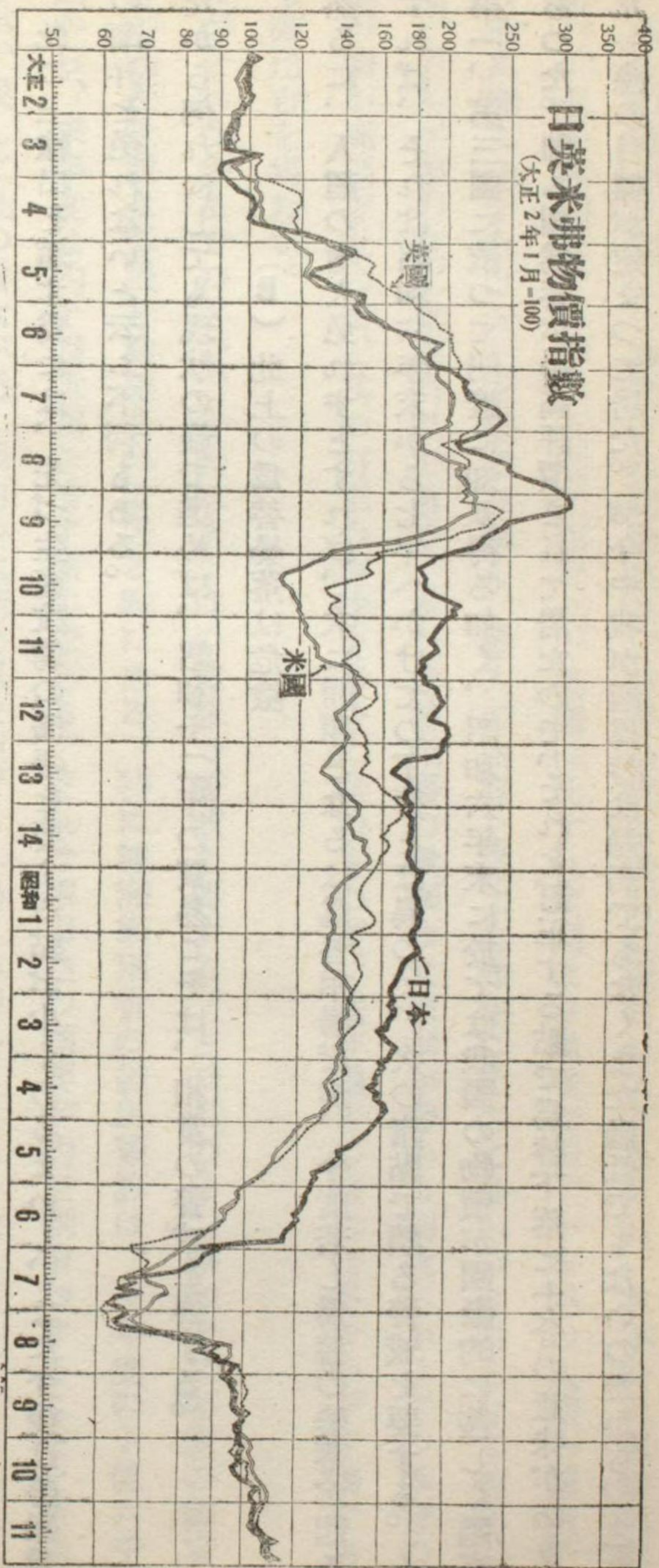
だから何れにしても現状の儘で進めば、昭和十二年の貿易こそは、相當の警戒を要する。

(B) 此上の爲替暴落は危険

然るに、入超の増大免れずとすれば、次に問題となるは爲替相場だが、今度若し爲替の暴落が起るとすれば、それは昭和六年末から七年へかけての下落とは異つて、次の諸點で頗る警戒を要する。

第一、第三圖に依つて明瞭に知り得る如く、昭和六年末に於ては我國の物價が國際的に甚しく過高であつた。即ち圓爲替が過高評價されて居たので、それを訂正する點で爲替下落に十分の意味があり、また一應の目標が定まつて居た。が今や我が圓爲替は過高でもなくまた過低でもないのだから、之を下落させることは即ち新たな不均衡を作り出すものであり、従つて其の限度に就ての目標がない。

第三圖 (日本は我社調。英國はエコノミスト誌調。米國はフランクフルトリーツ指数)



第二、昭和六年末は物價の急激な下落を見た時であつて、債權債務關係等から見ても爲替を下落させて物價を騰貴させるを可とする理由があつた。そして其の物價吊上の目標も、恐慌前の位地に返すと云ふ意味に略々定まつて居た。然し現在は物價指數は既に昭和三、四年頃と略々等しくなつて居り、此の上物價を吊上げること大した利益もなければ、また其の限度に關する目標もない。従つてこゝ

で財政上の理由から爲替の下落を見るやうなら、所謂悪性インフレの様相を呈する危険がある。

第三、昭和六年頃には、生産設備に於てもまた勞働力に於ても、失業状態にあるものが頗る多く、従つて爲替が下落して對外物價が下ると共に國內物價が騰れば、直ちに國內の生産が増加し、輸出増輸入減となつて、そこに自ら爲替相場下落を喰止める作用が生じ、爲替下落に一定の限度を劃することが出来た。今日に於ても尙ほ或る方面には生産設備の餘剰も、勞働力の餘剰も相當に見られるから、爲替相場が下落すれば或程度までは輸出増輸入減の傾向を生ずるに相違ないとは思はれるが、其の程度は到底昔日の比でない。而かも軍需品關係から入超が増大する關係にあるものとすれば、果して自働調節作用がうまく起つてくれるかどうか若干疑問である。即ち底なしの爲替下落、悪性インフレの起る危険なしとは言へぬのである。

(C) 考へられる若干の對策

然し前にも記した通り、右の如き危険は全く將來に屬する問題なのであるから、まだ之を避ける爲の諸對策を採るだけの、時間的餘裕はある。そして適當な對策が採られるならば、相當の程度まで之を避けることは決して不可能でないであらう。

では其のやうな對策として如何なるものが考へられるかと言へば、凡そ次の三つである。

第一節 景氣の現段階と前途

第一は現實の財政支出を行ふに際して、國內生産力の範圍を著しく超えないやうに、即ち輸入の急激な増大を導かぬやうに、手加減することである。現在の狀勢を以てしては、豫算、就中軍事豫算を削減することは殆ど望み難い。然し豫算があるからと云つて、其の全額を無理にも拂はねばならぬとは必ずしも定まつて居ないのだから、今後實際の情勢を見て、適當な手加減を行ふことは決して不可能ではあるまい。

然し此の手加減が實際に出来るか否かは、一つは國際情勢等の如何にも依ること、事情に依つては斯る希望は實現し難くなるかも知れぬ。そこで其の場合には第二の對策として、國內産金の輸出を企てよもよい。我が日本銀行は最近に於て年額一億餘萬圓の金を買上げつゝあつて、現實にはそれで丁度年々の通貨需要増加が賄はれて居るのだが、單に通貨だけの必要から言へば、必ずしも金を國內に止め置かなくともよい。現在だけの金準備があれば、日本銀行は國債所有高の増加等を通じて尙ほ數億圓の紙幣を増發しても、毫も不安を感じるやうなことはない。而して一方新産金高だけでも輸出するやうにすれば、年額一億餘萬圓の國際的受取勘定を持つことが出来る。

之をやる爲めには、通貨政策にかなり根本的な變更を加へ、法定平價の切下を行ふ等の事柄が必要であるが、確固たる決意の下に、正しき理論に従つて行へば、何等の弊害も混亂も伴ふことなくして、

十分の効果を收め得る一策である。

第三に、以上の二對策を以て尙ほ不足する場合に限り、國內の生活用品消費を制限することに依つて、輸入の防遏を計ることが己むを得ざる處置として認めらるべきだ。其の具體的方策としては、生活用品に對する輸入統制、生産統制等を行つて、供給の側から之を制限すること、或る收入を有する國民一般に公債の所有を強制したり、増税其の他の方法に依つて國民の購買力を強制的に徴發したり、或は俸給、賃銀、株主配當等に制限を加へたりして、生活用品の需要を制限することの二方面がある。が何れにしても此の第三の方策は、國民の生活程度を強制的に低下せしめやうとするもの以外ならぬから、それ自身は決して好ましいものでない。たゞ國防、悪性インフレ防止等の爲に、己むを得ざる最後の處置として、斯様な方向に進む可能性も決してないとは言へぬ。そしてさうなれば、兎も角爲替相場の暴落や悪性インフレは防止されるであらう。

七、統制強化と景氣の前途

以上のやうにして結局今後の問題は、國家的統制強化の方向を辿ることに依つて、破綻を防ぎ事態を拾收すると云ふ結果になる可能性が頗る大きい。だから傾向としては、財政膨脹——入超増大——

爲替暴落——低金利策破綻——悪性インフレ——と云ふ甚だ危険な経路に迷ひ込む懸念が、今や相當に大きいが、然し實際の見透としては必ずしもさやうな現象を生ぜず、最も實現し易いものは、たゞ統制の強化あるのみと云ふことも出来やう。そこで最後の問題は、然らば其の統制は如何なる強度に及ぶべきか、また如何なる様相を以て現れ来るかである。

それに就てこゝに憶ひ起す必要あるは、本節の最初に述べた一種の政治的イデオロギー、若くは國內的及國際的な政治情勢である。實に此の政治的イデオロギーあるが故に、我國の經濟統制は、必要以上に、またかなり不自然に、強度化されはせぬかと云ふ懸念が甚だ大きいのである。そして若し必要以上に強度な、また不自然なる統制が行はれるに至ると、景氣と云ふ觀點に立つ限り、相當の壓迫たるを蓋し免れない。のみならず國民の一般的生活程度と云ふ點から見ても、今迄より悪化し、低下させられる可能性が決して少なくないのである。

事を經濟の範圍内に限つて見ると、既に前述せる如く、此の難關を切り抜ける方途は決してないわけでない。そして實際に或はうまく切抜けるやうになるかも知れぬと云ふ希望を、我々は決して失つては居ない。若しうまく切抜ければ、景氣は續いて大いに樂觀し得る位地にある。だがそれは、何れにしても最早決して坦々たる平易な道ではないことを、こゝに指摘して讀者の注意を促す次第である。

第二節 世界の政治及經濟情勢

前輯本欄では獨逸協定の成立を契機として生まれた獨逸、伊太利の接近といふ事態、及びスペインに於ける人民戦線對ファシストの抗争擴大化の過程に育つてきたファシヨ的國家對反ファシヨ的國家の對立關係の發展といふ事態が、共に歐羅巴の政局に異常なる不安を培ふことにならうといふ點を強調して置いた。が、それから今日までまだ三、四ヶ月の時日しか経過してゐないにも拘らず、前述の如き關係から怖れられてゐた不安は餘りにも早く成長してしまつた。既に一連のファシヨ國にはある程度の連繫が成立し、しかもそういふ背景の上に立つてソ聯と獨逸との戦争不可避といふ具體的な關係が表面に浮び上るといふ様な急迫した事態すら展開される様になつてゐる。又其間佛蘭西の歐羅巴に於ける勢力が、その内政多端のために著しく凋落を示したかに見られたことが、相對的にファシヨ國の力を強めたことは争はれない事實で、小協商國は既に佛蘭西の影響下にあることに不安を感じて動搖し、白耳義また中立に還つて佛蘭西を離れ、英國の保證の下に自己の安全を保たんとする態度に代つた。

勿論佛蘭西はフアシヨ國同志の連繫強化に驚き、それに對抗して民主主義國同志の連繫を策したが、それはフアシヨ國同志の連繫の如きにまでコンクリートなものとなる望みすら示し得ないでをる。それといふのも英國の外交が一見民主主義を擁護するかの如き感を與へつゝも、その本來的特徴である二重性を顯著に發揮してをるためである。英國がその二重外交の足場を獨伊對佛蘇といふ關係の上に置いて、而して現状維持政策を守りつゞけ、漁夫の利を得て行かうとする魂膽であることは餘りにも明かであるのだが、それが現に北支、綏遠に展開されてをる如き東洋の情勢によつて非常に複雑化されるのであるから、その限り歐羅巴の政局も限りなき混沌を續けるものと見なければならぬ。ただその様な混沌が日本にどの様に影響するかを考へて見ると、結局ある場合には日本の發展政策を牽制し、ある場合にはその發展のためのよりよき環境を作ることにならうが、併しそれがいづれの場合であるにせよ、既にハツキリと其鋒茫を現はして來た反コミンテルンの色彩を執拗に濃化することになるだらう。

政治的關點からの歐羅巴は上述の如き廣汎にして且つ錯雜した摩擦を示したが、經濟的には金ブロックが遂に崩壊したので、それは經濟回復を阻止してゐた偉大な障碍が消滅したといふ意味から或る「明るさ」を與へる力となつた。が、これとても既に世界生産が相當程度に高まつてしまつた現状で

は、それに多くの期待を持つのは誤りだらう。むしろ獨逸蘇聯邦の對立激化をめぐる領土的、イデオロギー的戰爭の不安が、絶へずそうした「明るさ」の成長をふみにじるものと見なければならぬ。其處で我々は先づ反コミンテルン、より具體的には反蘇聯運動の發展した跡を見、それと關聯する蘇聯の政治經濟的發展を採り上げ、次に金ブロックの崩壊に續く世界經濟の見透しを概観しやう。

一、反コミンテルン連繫の急擡頭

先づ茲四ヶ月間ばかりの間にフアシヨ國の連繫が反コミンテルン乃至「防共」の名に於て急速に成立したことは確かに世界史的意義を持つ新事態である。連繫の内容がどの程度政治的、軍事的にコンクリートなものであるかは勿論明かでないが、内容は今後の情勢變化に應じて何時にでも軍事的なものに發展する可能性のあるものと考へてよいのだから、いまはその内容がどの程度軍事的なもので、どの程度具體的な力をもつてゐるか等といふことをクダク／＼しく云々するより、そつゝいふ連繫の成立したといふ事實を凝視して置く可きであらう。そして、そつゝいふ連繫が如何なる過程を経て成立したかは、今後この連繫がどういふ原因によつて、どの方向に進むかを豫知する上に必要なことであるが、成立の發端は先づ西班牙内亂の激化過程にあるものと見なければならぬ。

(A) 西班牙内亂の激化過程に於ける人民戦線内閣の左翼化

そういふ視角に立つて西班牙内亂の其後の経過を見、其中に於ける特徴的な點を考へると、何よりも西班牙人民戦線内閣の左翼化といふ點が目立つてをる。無論その左翼化に對應して叛亂軍側でも種の政綱らしきものを發表したが、それは叛亂軍の反動性を暴露し、結局叛亂を起した目的は西班牙民衆が何百年にも互る苦痛の後一九三〇年に、全く不完全ではあるが兎に角獲得した共和制までを廢棄して再び帝政に還るものであるといふことを示したに過ぎなかつた。フランコ將軍が十月一日スペイン國總統に任命されると同時に發表した政綱の中にも「労働者階級は資本家と忠實に協力せねばならない。新政府は一般大衆の宗教的感情を尊重し、カトリック教と提携することを誓ふ。農業問題に關しては政府は世襲財産を保護し、土地開發を奨励し……」と云つてをるが、之は換言すればスペイン民衆の生活水準を深刻に低下させ、生産力の發展と一般文化の進展を阻害してをる此國の「封建性」を維持しやうとする意圖であることを聲明したものに外ならないのである。

而して叛亂軍の政策がそういふ點に落付くであらうといふことは前から充分考へられてゐたことであつて別に不思議ではないのであるが、併し人民戦線内閣が果してどの様な發展を示すかといふことは、そういふ内閣の性質が過渡的なものであるだけ大きな問題であつた。ところが内亂の激化するに

従つて人民戦線内閣は著しく左翼化して行つた。既にヒラール内閣の時代から種々の急進的諸法令が發布されてをり、八月三日には工場主の放棄し乃至當時既に労働者によつて管理されてゐる工場財産は之を國家の所有となす旨の法令を發布してゐる。これは所謂「インカウターチャ」を規定した法令と思はれるが、その「インカウターチャ」に就いてソ聯作家ミハイル・コリフオフ氏は次の如く説明してをるので、その性質が理解出來やう。即ち、

『この（インカウターチャなる）西班牙語は私人や會社に屬する工業、農業、文化等の一切の企業を「國家或ひは労働組合の手に占有すること」を意味する。各州特に都會地では一步ある毎に「インカウターチャ化された」工場、百貨店、レストラン、映畫館、さては新聞社にさへぶつかる。「インカウターチャ」には色々の場合がある。何よりも先づファシスト系の所有者が逃亡したので棄てられた儘になつてゐる企業系の管理である。……「インカウターチャ」の形式や程度も種々様々である。國家が企業を完全に沒收すること、その臨時的強制使用、また廣く全權を有する國家或ひは労働組合の代表者の任命によつて企業の仕事に干渉することである。企業の會計に國家の監督員を派遣することである。一番多く行はれてをるのは労働組合指導下にある労働者自身の企業管理であつて、それは多くの場合完全に管理されてをる。……かうした私人及びも私人の企業の國家的、社會的管理はすべて共和國政府直屬の「インカウターチャ國民協議會」に統一されてゐる、この協議會には人民戦線派のすべての官吏やすべての政黨の代表者が加はつてをる……』（労働雜誌十二月號）

斯様に労働者の企業管理が一般化することによつて、政治の部門でも労働團體の直接的參加が必要

となつて來たものらしく、九月四日には西班牙のレーニンと呼ばれてをる社會黨々首フランシスコ・カバリエロ氏を首班とする内閣に代替することになつた。この内閣には共產黨員ヘンデス、ウリデの兩氏がそれぞれ文相、農相としてはじめて入閣してをるが、其他の閣員には社會黨六名、左翼共和黨バスク國民黨、共和聯合、カタロニヤ左翼、共和左派各一名も参加し、殆んど労働者政黨から構成された内閣となつた。これは人民戦線内閣から統一戦線内閣への發展を劃したといふ意味に於て西班牙政局を劃期的に特徴付けた内閣であるが、其後十月一日殆んど二ヶ月振りで開會した議會ではカバリエロ首相は明確に「内亂終了後はプロレタリア共和國を建設する」といふ旨を宣言してをる。

而してマドリード政府の上述の如き左翼化は當然カタロニヤ自治州をも左翼化に導くことになつた。即ち十月廿二日カタロニヤ社會黨、共產黨各労働組合並にイベリヤ無政府主義協會は合同會議を開き「カタロニヤの經濟生活を純然たるソヴェート體制を基調として改革する」といふ宣言書を發表したが、その内容は次の如きものであつた。

- 一、各黨派はカタロニヤ政府の決定を嚴重に遵奉すること。
- 二、カタロニヤ政府は州内の全生産機關及びその他戦争遂行に必要なものは總て無償で沒收す。但し小工場及び農場はその所有者がソヴェート體制を支持し、反革命運動に従事せざることを條件に沒收を免す。
- 一、外國人經營事業も適當なる代償を以て政府の所有に歸せしむ。

一、外國貿易は政府の統制下に置く。

一、共同組合並に銀行は官有す。

一、叛亂軍に對し最後の戦勝を勝ち得るため軍制を改革し、徵兵制を實施する。

一、人民戦線擁護に参加しなかつた卑怯者は將來全部統殺に處す。

だがカタロニヤ政府では既に八月九日に同州の經濟生活をソヴェート體制に準據して立直すといふ緊急令を發してをり、従つて前記十月二十二日の法令は更にそのソヴェート化の一層の強化を意味するものであつたのである。

(B) 尖鋭化した獨蘇の對立

斯様にマドリード政府及びカタロニヤ自治州は目を追ふて左翼化したか、それは内亂の激化に從つて最初はファツショ對反ファツショの對立が次第に資本主義體制對社會主義體制の對立といふ如き性質にまで發展し、従つてマドリード人民戦線政府の反ファツショ活動に労働者團體がイニシアチブを採らねばならなくなつたからである。ために西班牙の内亂を繞つての最初の對立關係は獨伊のファシヨ國と英佛蘇聯の民主々義國のそれであつたものが、中間的な英佛が軟化して獨伊と蘇聯の對立關係が最も尖鋭化した形で表面に現はれる様になつた。フランコ叛亂軍總統も「國民革命は歐洲文明をボルシェヴィズムの危機から救ひ出すため西班牙の總意に基いて蹶起した」等と云ひはじめたが、こうし

た反ボルシェヴィズム的な言説は伊太利、獨逸からも盛んに發せられ、遂に九月十二日から獨逸ニュルンベルグで開催された第八回ナチス黨大會に於てはナチス黨幹部が對蘇戰爭を布告するかの如き次の様な毒舌を吐露する程になつたのである。

「ニュルンベルグ大會に於ける宣傳相ゲッペルスは毒舌は宣傳相の名を恥しめぬ大言壯語で充滿してゐた。即ち『倫敦、巴里、マドリッド、廣東等世界の大都市は今や社會苦に呻吟する男女で充滿し、殘忍飽くなきボルシェヴィズムの生贅となつてゐる。(此處でゲ氏は獨逸國民がナチスの巨大軍擴の犠牲となつて饑餓的生活に追ひ込まれてゐる事實に目を閉じてをる)』茲に於てか一九三六年第八回ナチス黨大會は再びボルシェヴィズムと世界のユダヤ禍に對する果敢な闘争開始を宣言せざるを得ない。ボルシェヴィズムは：：ユダヤ人の指導の下に尨大極まりなき軍備を整へ巨大な兵力を傾けて世界の席捲を企圖してゐる。：：各國民は今こそ起つて世界の危機を救済するためボルシェヴィズムとの闘争を開始せねばならぬ。：：』」

無論此種の反ボルシェヴィズム的毒舌は單なる毒舌に止まらなかつた。佛蘭西が上品に西班牙内亂不干涉委員會開催等といふ對策を持ち廻つてゐる中に、毒舌以上の惡辣さを以て獨伊は西班牙叛亂軍への武器彈藥の輸送を續け、ために叛亂軍は殆んど世界の評論家から、一般民衆の支持を得てゐないと評せられてゐたにも拘らず、遂に北方政府軍の要衝イルン、サンセバスチャン等を陥れ、又フランク、モラ兩將軍の叛亂軍主力はトレドを陥れて首都マドリッドに迫り、カバリエロ人民戦線内閣首相は一時政府をマドリッドからカタロニヤの主都バロセロナに移さねばならなかつた程に政府軍は全線に於

て壓迫されたのである。此間蘇聯邦では政府軍の救援大會が何度か大規模に國民大衆によつて開催され、十月十一日迄に集められた二千六百萬留の義金はオデッサ港よりスペインに向け莫大な食糧品となつて送られたと云はれてをる。又一方佛蘭西は獨伊叛亂軍援助の手を弱はめんとして消極的ではあれ内亂不干涉委員會の強化に努力したが、不干涉委員會の開かれる度に獨ソ關係はたゞモツレるばかりであつて、遂に蘇聯と獨逸の開戦の危機が眞面目に傳へられた位だつた。佛蘭西が戦争に捲き込まれるのを恐れて、スペイン問題を契機として起る戦争には佛ソ相互援助同盟を適用しないといふ聲明を發したのもその頃であるが、これはソ獨の對立が如何に尖鋭化したかを知る一指標とも見られる。

其後ソ獨の對立は、ソ聯邦に於ける獨人技師の檢擧及び死刑宣告によつて更に尖鋭化した。この事件は去る八月廿五日死刑の處分に附されたジノビエフ、カメネフ一派の反幹部派テロ陰謀事件以後ソ聯當局によつて引續き行使された陰謀派の追求過程に發覺されたもので、直接の契機となつたものは九月廿三日死者十名を出したシベリア西部カメロヴオ炭坑の爆發事件であつた。即ちこの爆發事件は結局一九三四年トロツキー反幹部派の前重工業委員長ピアタコフ、及びスミルノフよりソヴェート政府要人の暗殺竝に經濟機關の指令を受け西部シベリアグズネツク盆地に組織された反革命團の手になるもので、彼等はドイツ人技師ステイツリングと聯絡して炭坑破壊工作に従事したことが明かにされ、

前記獨人技師をはじめ一味九名は十一月廿二日ノヴォシビルスク軍法會議で銃殺の判決を言ひ渡されたのである。獨人技師死刑の宣告が發表されるや獨逸側は、若し死刑執行の場合は宣戰布告すともまでイキマいたため、英國が調停に乗り出すことになり、ソ聯中央執行委員會幹部會も慎重審理の結果遂に死刑をとりとめ十年の禁錮とした。斯くて一應事なきを得たが、獨蘇衝突不可避といふ事態は深く世界一般人の腦裡に刻みつけられたであらう。無論獨逸對蘇聯の戰爭が近き將來に起る等とは考へられない。その理由は蘇獨兩國に對する列國の關係が錯雜してをつて、開戰の場合何の國が獨逸と同盟し、どの國が蘇聯を守り、何の國が中立を守るといふことが明瞭となつてをらないといふ關係がある外に、獨逸の軍備が未だソ聯に對抗出来る程に強化されてゐないからである。

(c) 成立した三つの反ボルシェヴィズム協定

しかも上述の如き急迫化した事態を背景として、其後急速に三つの反共産主義協約が相續いて成立したことは獨蘇關係の尖鋭化から來る不安を廣範化し、且つそれをより濃化させることになつた。その協定は先づ獨伊協定の成立に始まり、伊埃匈の經濟提携となり、日獨協定の成立となつて一應骨格が整ふたのである。而して獨伊協定は先づ伊外相チアノ伯の訪獨によつて工作がはじめられたのであるが、十月廿五日同伯の歸國と同時に發表されたものである。内容は對ロカルノ會議問題、ドナウ問

題、西班牙問題、エチオピア商業開發問題に關して獨伊は相提携して解決に當るといふ廣汎なものであつたが、その一項に「ボルシェヴィズムの脅威に對しては獨伊兩國は全力を集中して歐洲文明の神聖を防禦することに意見一致した」と云つてをるところからみて、明確に一つの反ボルシェヴィズム協約と見られる。

次に伊埃匈の經濟提携であるが、これは十一月十三日新ウイン議定書として發表された。この内容は伊太利が埃匈二國にエチオピアの經濟開發に参加する權利を與へる外、軍備均等の權限を賦與してをるが、他方では「適當な時期にスペイン新政權を承認する」と云ひ又「共産主義に對しては反共産主義十字軍の結成を差控へるが、共産主義宣傳打倒のため三國政府は緊密に提携する」と云つてをる。云ふまでもなく國際的反ボルシェヴィエズム協定の一翼を構成するものに外ならない。更に之に續いて十月廿五日には日獨協定が成立した。之れは前記二者の場合と異り共産インタナショナルに對して反抗するそのみを目的としてをる協定であつたが、純粹な反コミンテルン協約であるといふと、及び「第三國に對し本協定の趣旨に依る防衛措置を執り、又は本協定に参加せんことを共同に勧誘すべし」と規定してをるところからみて、反コミンテルン聯繫の今後の發展性を約束してをるものゝ如くである。

二、スターリン憲法の成立と蘇聯政治經濟の充實

(A) スターリン憲法の世界史的意義

以上の如き反ボルシェヴィズム連繋の成立及び今後に於ける發展の見透しは、一面に於て蘇聯邦の政治經濟の充實といふ事實を無視しては考へられない。無論西班牙に人民戦線政府の成立することは、それが直接ファシズムと對立するといふ意味に於て、現在の如き錯雜した國際對立の關係下にあつては、直ちに獨伊侵略政策への、就中最も可能性あるものと考へられてをる獨逸のウクライナ侵略政策への障壁となることを意味するのである。しかも西班牙の現状は政府軍が勝利を得れば、其處に生まれる政權は人民戦線より一段と左翼化した統一戦線内閣を中心とするものとなる情勢となるのだからも早や獨逸は一刻も油斷が出来ないのであつて、西班牙叛亂軍に武器彈藥を送り、反ヴホルシェヴィズム的言説を吐かねばならなくなつたのも當然なのである。だが以上の如き事情があつたとしても若しソ聯邦が政治的經濟的に充實してゐなければ別に問題とはならないのだから、ソ聯邦政治經濟の充實といふことは今後國際政局を見る場合は非とも考慮し置かねばならない問題なのである。そういう意味から我々はソ聯經濟の近情を見るであらう。

而してこの場合先づ第一に記さねばならないことはスターリン憲法の成立といふことである。無論新憲法はスターリンの意味する如く「過去に於て達成し、闘ひとつた成果の總計に外ならぬ。即ち事

實上獲得された成果の記録であり、その法制化に外ならぬのであるが、併し「各人がその能力に應じて働き、その勞働に應じて報酬を受ける」といふ「社會主義を建設し、社會主義秩序、マルクス主義の所謂共產主義の第一段階乃至低度共產主義を實現」したといふ意味に於て、又「ソヴェート聯邦に於ける社會主義の勝利、資本主義的隷屬からの勤勞者の解放、徹底的な民主主義の勝利の事實を簡潔に表現する歴史的な文書」であり、且つ又「各人がその能力に應じて働き、その必要に應じて報酬を得る」といふ高度共產主義へ進み得る巨大な基礎の成立を表徴するものであるといふ意味に於て、このスターリン憲法の成立には實に世界史的意義が含まれてをるのである。而していま該憲法の主要點を記すに……

第一章社會組織では第一條でソヴェート社會主義共和國(以下ソ聯邦)は勞働者及び農民の社會主義國家なりとし、第四條ではソ聯の經濟的基礎は資本主義的經濟制度の清算、生産用具並に生産手段の私有廢止及び人による人の搾取的撤廢の結果確立せられたる社會主義的經濟制度及び生産用具並に生産手段の社會主義的所有より成る。更に第六條は土地、其の埋藏物、水域、森林、工場、鑛山、鐵道、水運、空輸、銀行、交通、通信手段、國營大農場企業(國營農場、機械、トラクター、ステーション等)及び都市並に工業中心地に於ける住宅施設の主要部分は總て國家財産即ち全人民の財産に歸屬す。而して私有の領域に關しては第七條で各共營農戶は附屬の小土地を私的使用に供し、同地上の副次的施設、家屋、生産的家畜、家禽並に小農具を農業アルテルは約款に従ひ私有財産とす。とし、又第十條で市民の勞働による收入、貯蓄、住宅、家内副業用具並に家事用具、

手廻品、娯樂用具の私有財産權を法律により保護す、市民の私用財産に對する相續權を法律により保護す。とせられ、而して國民生活の綜括的方針に關しては第十一條でソ聯の經濟生活は公共の富の増加、勤勞者の物質的並に文化的水準の堅實なる向上及びソ聯の獨立並に國防の強化を目的とする國家經濟計畫により決定せられ指導せられるとし、更に第十三條でソ聯邦に於ては勞働は「働かざるものは食ふべからず」との原則に基き勞働能力を有する全市民の義務とすと規定してある。

更にソヴェート市民の基本的權利並に義務を規定せる第十章の主要項目を見るに、第一百八條—聯邦市民は、勞働の權利即ち且つ勞働の量並に質に應じて報酬を受け且保障されたる勞働に従事する權利を享有す、第一百九條—ソ聯邦市民は休息の權利を享有す。右權利は勞働者の壓倒的多數に對する七時間勞働制の實施、勞働者並に使用人に對する年次有給休暇制の設定勤勞者に對する療養所並に休息の家並にクラブの完備に依り保證せらる。第三百十條—ソ聯の市民は老年病氣並に勞働不能に陥る場合物質的に生活の安全を保證せらる、權利を享有す、第三百十一條—ソ聯邦市民は教育の權利を享有す第三百十三條—ソ聯邦の女子は經濟、國家、文化、社會、政治生活の全分野に於て男子と平等の權利を享有す、第三百廿四條—信仰の自由、第三百廿五條—言論、出版、集會、街頭行進及示威の自由が各保證せられてをり、兵役に關しては第三百廿三條—國民皆兵は不動の律法たり、勞農赤軍の兵役に服するソ聯邦市民の名譽ある義務なり。...

(B) 資本主義の清算から低度共產主義の確立へ

(イ)工業の側面—こゝで我々は簡單ではあるが、ソ聯經濟の充實した跡を數字的に辿つて置かう。最初に工業生産の發展を見ると第一表の如くレーニン憲法の成立した一九二四年とスターリン憲法の成

立した一九三六年を比較してみると、其發展は實に驚く可き程で、全體の豫定では三六年は二四年の十七倍以上になると云はれてをる。一九三六年に於ける生産の増加額だけで一九一三年の總生産額の

(一) 重工業生産

	一九二四年	一九三六年 (計畫)
大工業の總生産(億留)	四七〇	七〇〇
電力(億キロワット時)	一六〇	三〇〇
石炭(百萬噸)	一六・一	一三五・〇
鐵(百萬噸)	〇・八	一四・五
鋼(百萬噸)	一・一	一六・〇
壓延金屬(萬噸)	〇・八	三・〇
自動車(實數)	二〇	一六、五〇〇
トラクター(實數)	三三	一五四、三〇〇
コンバイン(實數)	—	六二、〇〇〇

五〇%も多くなるとのことである。そして一九一三年には農業は全生産の六〇%で、工業は四〇%であつたが、一九三六年には農業の著るしい發展にも拘らず工業生産は全體の八〇%も占めてをるのである。また革命前のロシアには生産されなかつた機械その他の製品が續々生産され、一國の自給自足の方向に進んだことは第二表によつて明かである。即ちトラクター、コンバイン、自動車、工作機械、タービン、發電機、

ボイラー、分塊壓延機やその他食料品工業、輕工業の機械が蘇聯邦内に大量的に生産されるやうになつた。また化學工業方面でも基礎的な藥品、ペイント、ワニス、合成染料、合成ゴム等が製造されるやうになつた。しかも工場や機械の新しいといふ點は蘇聯邦工業の力強い特徴で、例へば此國の工作機械は一九三四年に於て、全體の六〇%が裝置されて以來六年しか経てゐないものであるに對し米國の金屬工作工業の設備は一九三五年の始めには、その三分の二までが十年以上にもなると報告されて

(二) ソ聯邦の内國生産による需要の補填程度(%)

	1918	1928	1935	1936
油炭	100.0	100.0	100.0	100.0
炭	80.3	100.0	100.0	100.0
鐵	100.0	100.0	100.0	100.0
銅	0	8.9	95.0	98.1
鉛	9.7	6.4	97.1	100.0
錫	0	0	85.3	100.1
鋁	0	0	40.1	56.0
灰質	44.4	70.9	100.0	100.0
纖維	78.0	70.0	99.1	99.3
花	44.4	63.8	100.0	100.0
糖	0	100.0	100.0	100.0
石	100.0	100.0	100.0	100.0
石	100.0	100.0	100.0	100.0
鐵	100.0	100.0	100.0	100.0
マ	100.0	100.0	100.0	100.0
電	100.0	100.0	100.0	100.0
亞	100.0	100.0	100.0	100.0
アル	100.0	100.0	100.0	100.0
ゴ	100.0	100.0	100.0	100.0
過	100.0	100.0	100.0	100.0
植	100.0	100.0	100.0	100.0
棉	100.0	100.0	100.0	100.0
ト	100.0	100.0	100.0	100.0
ク	100.0	100.0	100.0	100.0
砂	100.0	100.0	100.0	100.0

Frankfurter Zeitung による。

ーリンは次の如く云つてをる。

『……全體として當時の農業は、遅れた中世的の技術しか持たぬ小農家の限りない大洋に譬へることが出来る。』

をる。しかも注意さるべきことはスターリンの云へる如く「資本主義が工業の領域から完全に掃蕩され、これに代つて社會主義的生産形態がその全分野を支配するに至つたとである。單に生産額の點から見ても今日社會主義的工業が戦前の工業に比し七倍以上の生産を擧げてゐることは輕視し得ない事實であらう」と。

(四) 農業の側面 一方農業及び商業部門を見ても是又非常なる發展である。即ち一九二四年に於ては農業部門では小さな私經營が壓倒的な地位を占め、クラークが可成り重要な役割を占め、一九二六—二七年に於ても未だ國營農場とコルホーズ農場とは全生産の僅か一%七しか占めてゐなかつた。この當時の状態をスタ

この大洋中に、散在する孤島、小島が當時の共營農場、國營農場の姿であつた。嚴密にいつてこれは國家經濟中に未だ眞の重要性をもつてゐなかつた。貧弱な共營農場、國營農場に比して、富農は未だ強大を誇つてゐた。當時に於て富農の決算は未だ問題にならず、如何にしてその勢力を制限するか、先決問題であつた。』

だが其後第一次、第二次五ヶ年計畫を通じて全面的な集團農場化及び農村の工業化が押し進められて、階級としてのクラークは一掃され、集團農場組織は遂に勝利を占めたのである。農業生産に於ける獨立農民の位地はとるに足らぬ程度となつた。そして今年の全農業部門の生産のうち、小麥は六十億八千萬ブードに上ると見られてゐるが、そのうち五十三億九千萬ブードがコルホーズ農業から穫られ七億ブードは國營農場が占め、獨立農民は二億九千萬ブードと全體の僅か5%しか占めないことになつてゐる。スターリンの言葉を引用すれば次の如くだ。

『……農業の領域に於ては貧弱な技術しかもたぬ小個人農や優勢な富農の大洋は最早姿を消し、近代的技術を備へた共營農場、國營農場等の集團的な農業體制が、世界無比を誇る大規模な機械生産を行つてゐる。周知の如く富農は既に清算され、遅れた中世的技術しかもたぬ小個人農は最早や勢力を失墜し、播種面積にして高々二、三%を占めるに過ぎない。現在共營農場の所有するトラクターは卅一萬六千臺、五百七十萬馬力、國營農場の所有するトラクターを合すればその總數實に四十萬臺餘、七百五十八萬馬力に達する。』

(八) 商業の側面 上述の如き農工業生産機構の變革とそれによる生産増加でソヴェトの國民所得は第三表の如く著しく増加した。一方それに伴つて商業組織も變革せしめられた。國營販賣所は増設さ

(三) ソ聯邦に於ける
國民所得(千留)

一九一三年	二,000,000
一九二一年	八,000,000
一九二八年	三三,000,000
一九三三年	五五,000,000
一九三四年	五五,000,000
一九三五年(豫定)	六五,000,000
一九三六年(豫定)	一〇〇,000,000

註II(一九二六年—二七年の價格による)

れ社會主義的配給網は完備するようになった。即ちスターリンによれば『商人、投機業者は商取引の領域から完全に姿を消した。現在商取引は全部國家協同組合、共營農場の手で行はれてゐる。新しい形態のソヴェート商業が現はれ、投機業者、資本家の介入しない商業を發展させてゐる。』

上述の如く工農商と國家經濟の全分野に互つて社會主義體制が完全に勝利を得たため、過度的制度だつたパン切符制度は一九三五年一月に廢止され、同十月一日からは更らにパン以外の一切の食料品切符制度も亦廢止された。

この切符による食料品の配給制度は一九二八年から實施されたものである。これは食料品の一般的不足及びその配給網の不完備といふ状態の下に社會主義社會を建設せねばならなかつたといふことを條件として考案された制度である。特徴的などは社會主義の建設に直接参加してをる労働者を第一に優遇してをることである。即ち一食料品に高い國營商業價格と低い切符配給價格の二種を設定して、労働者に切符を與へたのである。而してこれが廢止された意義はと云ふに、云ふまでもなく社會主義社會が確立されるまでに生産力が擴大したといふことである。即ち(一)食料品に於ける二種の價格が國定價格に統一された。(二)この統一價格は國營商業價格より一段低下してゐるが、切符配給價格より高くなつてゐるので、労働者の生計は悪化する如く見へるが、パン切符の場合はその矛盾は賃銀の引上げにより、他の食料品の場合は、食料品價格を引下げる一方、切符の

發行を制限し、それが實施される三五年十月以前に於て、各労働者の生活は其廢止によつて生活上の打撃を蒙ることなき状態に置かれてゐたのである。云ふまでもなく生産力の充實が基礎となつてゐるのだ。

全生産が擴充され、物資が豊かになり、物價は下り、賃銀が上昇するに至つたことは紙幣留の價値を非常なる早さで回復させた。その上金の産額は昨年に於て五百六十五萬オンスを示して南阿につぐ第二位となり、二九年の五倍にも達してをる。貿易も三五年は受取超過となる等、留貨の基礎を強固とする材料は續出したため、本年一月一日トルグシンを廢止する迄となつた。云ふまでもなくこのトルグシンとは在留外國人又は觀光客が外貨を露貨に換算する場合、紙幣留の價値が著しく低落してをるにも拘らず、金留の換算率が適用されるため外貨所有者は非常な損害を受けることになるので、この不合理を廢除するため設置されたものである。即ち外人はトルグシンを通ずれば紙幣留を使用することなく、外貨で直接物資を購入出来る様になつてゐた。併しこの機關が廢止されたのであるから確かに此國の幣制上の一大不合理は除かれた譯だが、更に一留は三法なる新爲替平價が發表されたのであるから、此處に從來のやゝこしい幣制も統一されることになつたのである。

而して上述の如き諸事態の發展乃至改善の堆積こそが、遂にスターリンをして次の如き確信を述べさせるに至つたのである。即ち『かくて國家經濟の全分野に互り社會主義體制の完全な勝利は實現さ

れた。これは何を意味するか？人による人の搾取が清算され、生産手段の社會主義的所有がソヴェエト社會の不動の基礎として確立されたことを意味する。……』と。

(c) スタハーノフ運動の再昂揚へ

以上の如くしてソ聯邦の社會主義は建設されたが、より充實した消費部門の確立といふことが残された重要課題とされてゐる。第二次五ヶ年計畫では勿論この方面にも力が注がれなかつた譯ではないが、それは國民の最も必要なもの以上に出ることは出来なかつた様だ。けれども今後一年か一年半後に始まる第三次計畫のうちには豊富な内容を持つた消費部門の生産に當然力が注がれることゝなつてをる。就中住宅家屋の建築の如きは最も早急に其充實が要望されてをる。蘇聯邦の人口は生産の發展を反映して最近是非常に増加してをつて、最近年自然増加は歐羅巴の平均の二倍半に當る三百五十萬人と算せられてをる。ために住宅不足が大きな社會問題となつてをり、去る七月の墮胎禁止令も反對する向きが多いと云はれてをる位である。衣類部門もまだ充分とは云へない段階にある。

ところが既に述べた如き反ボルシェヴィズム運動が茲に急擡頭して來たため、蘇聯邦でも新たな軍擴に乗り出さねばならなくなつて來、既に部分的な擴充計畫は發表されてをる。従つて全力を上げて消費部門の擴充に邁進出來ない事情となり、その限り高度共產主義への歩みは幾分鈍らざるを得なく

なつた譯だ。が、併しそれはさしたる問題とはならないだらう。既に社會主義生産關係は確立されてをるので、軍擴の速進と消費部門の擴充を同時に遂行し得る基礎は充分に出來てをるからである。むしろ階級なき社會の全員が反ファッションの情熱を高める結果は、スタハーノフ運動を促進せしめる結果になると見た方がよいだらう。

三、金ブロックの崩壊と其後の問題

金ブロックの崩壊したことも此輯では特記すべき事象だ。我々は前々輯即ち第二十四輯の本欄でフランスの基調が腐朽した點を指摘し、若し我々が次輯でフランスの問題を取扱はねばならないとすれば恐らく切下げられたフランではなからうかと云つて置いた。豫想は一輯だけ遅れて實現した譯だが、我々の前に既に金ブロックはもう消へてしまつてをる。金ブロックと一九三三年七月以來よく書いて來たが、それももう書きおさめと云ふ譯である。それにしてもこの崩壊が一年か一年半位前に起つたのであるならば、世界經濟は海上の雲が流れ去つた様にサツパリした感に打たれてよかつたのであるが、不幸歐羅巴及び東亞の政情がモツレにモツレて來てをるため、切角この永く待望された事態の影響も餘り期待されぬ事情にある。併し兎に角崩壊したといふことが、それ自身それぞれ各ブロック構

成國の景氣を刺戟する要因となることだけは疑ふ餘地はなからう。

我々は先づ金ブロック崩壊といふこの歴史的事件の簡単なメモを記して置かう。

九月二十六日(土曜日)——佛藏相ヴァンサン・オリオル氏は大藏省で「佛國政府はフランの平價切下に決定した」と發表し、新フラン貨は千分の九百の金四九ミリグラムと四三ミリグラムとの間に定める。(従來のフランは六五・五ミリグラム)。これは率にして二割五分一厘九毛乃至は三割四分三厘五毛の切下げに當る。而して百億法の爲替安定資金を設定する旨聲明し(それは後になつて百六十八億七千二百萬法といふ評價益によつて賄はれた)。藏相は又新平價は英米兩政府の了解濟なりと言明したが、間もなく英米大藏當局から英米佛三國通貨協定なるものが發表された。瑞西でも此日國務會議を開催、瑞西フランの平價を切下げることを決議したし、和蘭も一時は通貨政策には何等の變更なしと聲明したが、約二百萬磅の金流出が起つたため、且つ瑞西でも平價切下げが決定されたため現行貨幣制度の維持はも早や不可能なりと閣議の一致を見た。

九月二十七日(日曜日)——佛國平價切下げ法案は下院財政委員會で採擇された。同時に物價暴騰による暴利取締令を各地方長官に嚴達。又瑞西國務會議は瑞西國立銀行に瑞西法を純量目一九〇乃至二一五ミリグラムの間に減少せしむべきことを命令す。これは約三割の切下げに當る。

九月二十八日(月曜日)——コラインと蘭首相は金本位を離脱することを餘儀なくされたと聲明した。従つて和蘭は管理通貨制となり、三億盾の爲替平衡資金を設定した。蘭印も金の輸出を禁止す。尙希臘もドラクマ貨を磅貨に聯繫せしめるに決定、此日以降一磅に對し買は五百四十六ドラクマ賣は五百五十ドラクマに、法定價格を定む。ラトヴィア政府も平價切下げ、ラト價を磅に聯繫すると決定。土耳其磅を佛貨フランに、代へて磅に聯繫せしめると聲明す。瑞西も物價騰貴抑制阻止法令を公布す。

九月二十九日(火曜日)——佛蘭西ではブルム内閣の生活費に順應せしめる爲の賃銀の強制調整に關する規定は政府に物價騰貴を抑止する一般的權限を付與する規定に代へられた。同修正法案は亦政府が輸入割當、並に關稅の修正をなすべき條項を含んでを。而して關稅では完成品は一五%、半製品は一七%五、各種原料は二〇%それぞれ引下げらる。輸出許可手数料も可なり減額され、八百餘種目のクォーター制と爲替ダンピング補償稅は廢止された。

和蘭議會は物價騰貴抑制、三億ギルダの爲替平衡資金設定、金輸出禁止條項を含む平價切下法案を可決した。奧國もシルリング貨を英國磅に連繫するに決定。

九月三十日(水曜日)——瑞西上下兩議院は政府の平價切下法案を可決。獨逸國立銀行總裁シャハト氏は獨逸は平價切下げをなす意圖を有せざるも、國際貿易及對外債務支拂を圓滑ならしむべき國際商議には欣然參加の用意ある旨聲明。

十月一日(木曜日)——佛國下院は九月二十五日(金)に於ける投機により得たる總利益に五割の税金を課すことを決定、上院も賛成す。

十月三日(土曜日)——チエツコスロバキヤもクローネ貨の平價切下を決定。尙ほ同國上下兩院は十月九日クローネを一〇・三%乃至一八・八%切下げの新通貨法案を可決したが、政府は右法案に基き即日クローネ貨を一六%切下げの旨公布。

十月五日(月曜日)——伊太利リラ貨の約四割九厘引下げ決定、新リラ貨の金純分は従來の七九・一ミリグラムに對し四四・七七ミリグラムとす。同時に物價騰貴對策を發表した。これは電氣、瓦斯、水道、交通費、地代、家賃の値上げを二ヶ年間禁止することとし、又六分以上の配當をなす會社に對しては累進課稅をなす等である。又輸出入制度を改革し、關稅從價附加稅一割乃至一割五分の廢止、小麥粉その他食料品、石炭、棉花等の原料

の關稅を三割五分乃至六割方引下げをなす。
十月十二日(月曜日)——英米佛三國間に金自由交換協定成立。

國際金融界が金ブロック崩壊後の動搖から一應の安定を取戻すまでの経過は大體以上の如くだ。而していまその経過の中から今後何等かの意味で問題となる點を摘記すると、(一)英米佛間に通貨及び爲替の安定を計るための協約が成立したこと、(二)通貨切下げ國が揃つて物價騰貴を抑制するために積極的な對策を構じたこと、(三)スターリング・ブロックの領域が擴大したこと、以上の三點である。

而して(一)の通貨安定協定は最初は大體抽象的に英米佛が相互に爲替競争をせず、國際貿易の回復に向つて經濟關係を再建せねばならぬと規定したに過ぎなかつたが、其後金自由交換協定として具體的な内容を持つことになつたため、各國は非常なる希望をもつてそれを迎へた。この協定の内容は英米佛各國が互に他國の爲替平衡資金に對し金を自由に賣却すべきことを協定せるもので、其の賣却値段は米國だけは一オンス三十五弗に千分の二・五の手數料を加へたものと規定してをるのである。英佛二國は確定せずをり、従つて各國間の爲替比率は確定されはしない。だからモルゲンソー米財務長官がそれを新型の金本位と呼ぶのは非常なる事實の誇張であるが、併し爲替安定化への大きな歩みであることは疑ふ餘地なく、ステーチスト誌の如きも次の如く云つてをつた。「かくて國際的な金本位

の新しい制度が現はれ始めやうとしてをる。それ(此協定)は次の様な一つの制度を示すものである。そこでは金の移動は完全に國家當局の手に委ねられ、また移動の實際額は最少限度に止められる。そしてこの制度が舊來の金本位と異なる主な特徴は、各通貨と金との價值關係を嚴密に固定せず、一定のエラスティシティーを保留することである。がこの伸縮性は漸次消へ去つて行くだらう。云ひかへれば通貨の金價値の變動値幅はだん／＼狭められて行くだらう」と。無論どの程度狭められるかは今後の世界政治、經濟政策の如何で變化するが、併し狭められて行くための、換言すれば世界爲替安定のための基礎の出來たことには大きな意義を認めねばならぬ。そしてその成果に見るべきものあれば、世界通商を圓滑化させようとする努力も試みられて來やうし、第二の世界經濟會議も開催される機が熟して來るだらう。

だが第二の點、即ち物價の騰貴を抑制する爲めの努力が金本位停止各國で拂はれたといふことも、今後の推移を見る上に見逃せ得ない點だ。云ふまでもなく平價切下げといふ政策が産業界に確かな實を結ぶためには先づ物價の上昇の起ることが必要で、そのため或程度一般消費者の生活が犠牲にされても、それは『必要な悪』と見做さねばならぬ。従つて嘗つての平價切下げや金本位停止といふ政策は物價を恐慌前の水準にまで引上げるといふ積極的な意圖と結び付いてゐたのである。然るに今回は

騰貴を抑制しやうとしてゐる。無論一般人の生活を擁護する意味での暴騰を抑制する態度であらうが、併し爲政者が産業利潤を考へる前に民衆の生活をまづ考へねばならなくなつた經濟的事情のあることも見逃し得ない點ではなからうか。

而して我々は今後金ブロック諸國の經濟状態がどう回復するかを考へる場合は世界一般の就中歐羅巴の政治不安の強化、アウタルキ政策の一般化、階級對立の激化等といふ諸條件の依然たる存在と、且つ世界生産が既に相當程度高まつてしまつてをるといふ事のあることを知らねばならぬ。それらの諸條件はこれから何等かの形で先づ舊金ブロック國の經濟状態に反映されるだらう。我々は次輯でそれを答へることになる。尙ほ(三)は希臘、土耳其、ラトビア、埃太利が、それぞれの通貨を磅に連繫した點を指すのであるが、云ふまでもなく磅通貨の勢力範圍の擴大を意味するものとして一應心得置く必要はあらう。

第三節 貿易國策の動向と貿易不安の實相

貿易政策、貿易統制に就ては前輯に於て概略ながらその方向を指示して置いたが、その後稍具體化して來たので再び取り上げてその大要を述べることとした。世を擧げて貿易悲觀の聲の高い今日我が國の貿易は如何なる方向を辿らんとしてゐるか、貿易國策の動向こそ我が對外貿易の趨向を反映するものではあるまいか。

第三四半期の貿易は二様の意味に於て興味を持たれてゐた。その一つは貿易統計が完全に比較し得るに至つたと云ふ點であり、第二に、そしてこれが最も重要なことだが、上半期に於ける入超二億七千一百万圓(内地)を何處まで取り戻すかと云ふ點に於てであつた。然らば第三四半期の貿易は如何なる結果に終つたであらうか。簡單に分析すると共にその見透に就て述べることにしたい。

一、貿易國策の動向

廣田内閣の所謂七大國策の中に「産業の振興及び貿易の伸張」なる一項目が加へられ、貿易の助長

及び統制が國策として再認識せられてゐる。貿易の振興助長は、然しながら、何も遽に國策としての必要性をもつに至つたものではない。我が國の經濟的發展を期する限りは、貿易の振興こそ最重要なる國策の一であらねばならぬし、またそうであつた。此の自明のことをば廣田内閣が改めて國策として認識したところに、その意義の積極性と貿易非常時の反映とが認められる。『政策は局部的のものであるが國策は夫自身に綜合的のものであらねばならぬ。過去の我國の貿易政策は名實ともに局部的の貿易政策に過ぎなかつた。非常時日本の今後の貿易國策は國民經濟の一斷面たる貿易のみの消長や利害に局限されてはならない。國防並に國民經濟全般に通じて普く國力全體の利害消長の上に反映して貿易國策が綜合的に決定さるべきである。』(註)との所論は比較的明瞭に貿易國策の積極的分野を指示してゐる。『國防の充實』は廣田内閣の最重要國策として掲ぐるところだが、これを基幹とする國民經濟發展策の一の支柱としてこそ、貿易國策の具體的な姿相が判然と理解されるのである。

然しながら、四圍の事情にして何等の方策を講ぜずとも我が對外貿易が愈々伸張し得る如き勢にあるならば、わざわざ貿易の振興助長をば重要國策の一として麗々しく掲げる必要はない。而もこれを國策として取り上げたのは、矢張り我が對外貿易の前途に種々の困難が豫想されるからだ。金輸出再禁止後に於いて我が國の輸出商品は爲替安の波に乗つて世界の隅々にまで進出したのであるが、それ

とともに諸外國に於ける日本品の防遏措置は愈々激化し、そのために我が輸出貿易は、尙ほ増加を續けつゝありとは云ふものゝ、その増進の度合は著しく鈍つて來た。此のまゝ放置すれば更に増勢は遞減するのではないか、勿論速急に悲惨な破目に陥ると云ふのではないが、輸出貿易の前途には多くの困難が豫想される。一方、輸入貿易は如何と云ふに、目下の情勢では増すとも減するやうな見込がない。今にして確固たる貿易國策をたて、此の難局に善處しなければならぬ。かうした見透が『貿易の伸張』をば所謂國策として取り上げた所以の一斑をなしてゐると思はれる。

では貿易國策は如何に具體化せられつゝあるであらうか。次にその各々に就て概説することゝするが、要するに目下のところでは舊來の機構の整理統合の域を出てゐないものと云ひ得る。

(註) 栗本勇之助『自主的貿易國策確立の急務』(自由通商第九卷第十一號)

(A) 外局貿易局案の概貌

貿易行政機關の改革は數年前より唱へられてゐたことであるが、今や議論の時代を過ぎて現實の問題となつて來た。既に前輯に於ても述べた通り、我が國の現状は、貿易に關する事項は外務省通商局と商工省貿易局及び大藏省關稅課の二局一課に分屬して居り、外に農林省、拓務省等の所管にかゝるところもあつて命令系統が單一化されて居らず、動もすれば相互の間に連絡を缺き不統一を免れぬこと

となり、敏速適切の措置を講ずることが出来ない。斯の如き缺陷を除くためには貿易關係の事務を專掌する中樞機關を必要とする、と云ふので始めは貿易省設置の案も出た。が、假令貿易省と云ふ獨立の一省を設けても、對外交渉は結局、外務省を経て行はねばならず、國內的には商工省、農林省等の産業關係官廳を無視することは出来ない、従つて貿易中樞機關としての機能を果し得るか否かに疑問が生じ、結局實現性に乏しいものとして葬られたのである。

斯くてその代案として生れたものが外局案だが、これには商工省の外局案と、外務省のそれとがあり、兩者相譲らず問題は今尙ほ解決を見てゐない。が、後にも記す通り、大藏省の豫算査定方針は商工省の外局案を一應承認した貌となつてゐるから、此處では同省の外局案を紹介することとする。即ちその概貌は次の如くである。

貿易局外局案

總務部 庶務課 人事、文書、會計其他顧問會議、貿易事務所、電信事務等 企劃課 政策の調査研究、國際會議、條約、關稅制度、輸入制限等 調査課 内外産業貿易事情の調査並にその資料の蒐集、統計の作成等 通商部 各國に對する通商條約關稅協定及び通商上の諸般の取極めの準備立案を司り地區別に課を分つ、第一課 歐洲、アジア諸國、第二課 北米、中南米諸國 第三課 南洋、大洋洲、アフリカ諸國 統制部 組合理課 輸出入各組合の指導監督、統制課 貿易統制法の施行、輸出入統制の指導監督 検査課 輸出品の検査及び取締、組合等の自治検査の指導

振興部 施設課 海外調査團の派遣、貿易斡旋所、博覽會、國際見本市の參加其他本邦品の紹介宣傳等 補償課 輸出補償法の施行、貿易上の金融、保險等

貿易事務所 (大阪) 貿易統制、輸出品の検査等に關する指導監督、貿易團體當業者との連絡情報の蒐集、配布等に當る 在外貿易事務所 駐在各國に於ける産業貿易事情の調査並に通報、内外當業者の連絡指導等に當るため天津外 廿四ヶ所に設置する (東朝)

然しこれに對しては外務省の猛烈なる反對もあり、到底實現しさうにもないので、妥協案として商工省案に近い調査局の共管案も出たが、これまた外務省の反對するところとなり、問題は何時解決するか見透困難の状態にある。然るに商工省では右の外局案に對する豫算を提出してゐるので馬場藏相はその査定に當り、(一)行政機構全般に亘つて改革案を練つてゐる時であるから貿易機構改革も慎重に考慮する、(二)商工省提出の外局案豫算は一應承認する、(三)外務省通商局は現在と機構を同様とする、(四)通商審議會の機構を擴大して關係各省の聯絡を密にする、との方針の下に商工省の貿易國策に關する經費を査定した。その内譯は左の通りである。

貿易國策に關する經費 (單位千圓)

- 一、貿易統制費
- イ、外局貿易局設置費
- ロ、輸入補償補助費

三、三九九
三三八
二、〇六〇

- ハ、輸出補償補助費
- ニ、重要貿易相手國の貿易統計整備費
- 一、海外販路開拓費
- イ、貿易斡旋補助費

九九六
九五四
三六〇
一七五

第三節 貿易國策の動向と貿易不安の實相

- ロ、海外事情調査委囑費 三三六
- ハ、貿易練習生育成費 五五
- ニ、海外商社信用調査補助費 三六
- 一、国内産業の輸出産業化費 一、二六六

- イ、機械試験所設置費(初年度) 三〇〇
- ロ、工藝指導機關擴充費 一三
- ハ、中小工業製品高級化費 六八
- 計 五、六二

斯くて商工省の外局たる貿易局の設置は一應承認せられたが、通商局の機構はそのまゝであるからこれが通商行政機構の整備改善となるか否かは問題だ。只折衷案に依る政治的解決で、その限り問題は將來に繰り越されたものと見られるのである。

(B) 貿易統制法と貿易組合法

我が國の貿易統制は今までのところ専ら輸出組合法に基く輸出統制一本であつて、輸入の統制にまで及んで居らず、他方生産者との關係は比較的に忽せにされてゐた。然るに從來の個別的、局部的な貿易政策が新に総合的な、國民經濟の他の分野との密接な關聯に於て實施せられる如きものとなるや、貿易業者對生産業者の確執を緩和すると共に、輸出入貿易の総合的調整を圖る必要が愈々痛感せられるに至り、商工當局では民間團體及び關係各省の意嚮に基き此處に貿易統制法及び貿易組合法の二法案を來議會に提出すべく方針を決定した。

貿易統制法 貿易統制法は輸出入組合の強制設立を命じ、同時に貿易業者と生産者との聯絡を緊

密化せしめ、必要の時は輸出入の禁止、制限を行はんとするもので、その内容は左の如きものと傳へられてゐる。

- 一、政府は必要ある場合輸出組合、輸入組合の設立を命じ、統制その他の施設を行はしむ
- 一、政府は貿易統制の最高機關として官制による貿易審議會を設ける
- 一、貿易業者と生産者との聯絡協調を圖るため重要商品の品種別に調整委員會を常設する
- 一、調整委員會は輸出入組合代表、工業組合代表及び政府を以て組織する
- 一、右審議會及び調整委員會の決定には法的拘束力を附與する

貿易組合法 貿易組合法は輸出業者と輸入業者との聯絡を圖り、輸出入貿易の総合的調整を目的とするもので、その骨子は次の如きものと云はれる。

- 一、同一種類の商品並に同一市場について輸出又は輸入を業とするものは輸出組合又は輸入組合を組織し得る
- 一、輸出組合及び輸入組合は輸出入の聯絡統制を圖るため輸出組合聯合會、輸入組合聯合會及び輸出入組合聯合會を組織し得る
- 一、右の各組合は共同施設、統制、検査數量割當等の協定を行ひ得る
- 一、政府は各組合を監督すると共に必要なる命令を發し得る

從來兎角問題が起り勝ちであつたのは生産業者對輸出業者の對立で、その好例は綿布輸出の場合や